

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

共通対策編	P1-101
地震対策編	P102-190
津波対策編	P191-195
風水害対策編	P196-201
火山災害対策編	P202-215
大火災対策編	P216
大規模事故対策編	P217

令和5年2月

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
共通 1	共通対策編 第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	共通対策編 第1章 総則 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)	
共通 2	5 指定地方行政機関 (略)	5 指定地方行政機関 (略)	
共通 3	(9) 経済産業省関東経済産業局 ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保 に関すること (略)	(9) 経済産業省関東経済産業局 ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の <u>適切な価格による</u> 円滑な供給の確保にすること (略)	地震対策編の見 直し
共通 4	(11) 国土交通省中部地方整備局 (略) ウ 応急・復旧 (略) (エ) 市からの要請に基づき災害対策用建設機械等の貸与	(11) 国土交通省中部地方整備局 (略) ウ 応急・復旧 (略) (エ) 市からの要請に基づき災害対策用建設機械等の貸与 <u>(ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、</u> <u>災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管</u> <u>理も行う)</u>	地震対策編の見 直し
共通 4	(12) 国土交通省中部運輸局 (略) エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航 事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時 の港湾荷役態勢の確保に努める。 (略)	(12) 国土交通省中部運輸局 (略) エ 緊急海上輸送の要請 <u>(県内船舶が利用できない場合の他県</u> <u>に対する支援要請を含む)</u> に速やかに対応できるよう、船舶 運航 事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び 緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。 (略)	地震対策編の見 直し

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(15) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） （略） <u>（新設）※地震対策編5章から移動</u> <u>（新設）※地震対策編5章から移動</u> <u>（新設）※地震対策編5章から移動</u></p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 (16) 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部） （略） イ 災害応急対策 (ア) 船舶、航空機等による警報等の伝達 （略） (イ) 排出油等の防除等 (ウ) 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通の安全確保 （略） (シ) <u>危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置</u> （略）</p>	<p>(15) 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） （略） <u>ウ 異常気象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置を行う。</u> <u>エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</u> <u>オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u> ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 (16) 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部） （略） イ 災害応急対策 (ア) 船舶、航空機等による警報等の伝達 （略） (イ) 排出油<u>その他船舶交通の障害となる物</u>の防除当 (ウ) <u>危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告</u>、入港制限、移動命令、<u>航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</u> （略） (シ) <u>巡視船舶による主要港湾等の被害調査</u> （略）</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通5</p>			<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>6 指定公共機関 (略)</p> <p>(1) 日本郵便株式会社東海支社(市内各郵便局) (略)</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p> <p>(2) 日本銀行 (略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編5章から移動</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 日本放送協会(静岡放送局) 気象予警報、災害情報その他の災害広報</p> <p>(5) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店) (略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編5章から移動</u></p> <p><u>(新設) ※地震対策編5章から移動</u></p> <p><u>(新設) ※地震対策編5章から移動</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 (略)</p>	<p>6 指定公共機関 (略)</p> <p>(1) 日本郵便株式会社東海支社(市内各郵便局) (略)</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。</p> <p>(2) 日本銀行 (略)</p> <p><u>オ 各種措置に関する広報</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 日本放送協会(静岡放送局) 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報</p> <p>(5) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店) (略)</p> <p><u>エ 防災関係機関の重要通信の優先確保</u></p> <p><u>オ 被害施設の早期復旧</u></p> <p><u>カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 6</p>			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 7</p>	<p>(8) 東京電力パワーグリッド株式会社 (伊豆支社) ア 電力供給施設の防災対策 <u>(新設) ※地震対策編 5 章から移動</u> イ 災害時における電力供給の確保 <u>(新設) ※地震対策編 5 章から移動</u> ウ 被災施設の調査及び復旧 (9) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社 ア 電力供給施設の防災対策 <u>(新設) ※地震対策編 5 章から移動</u> <u>(新設) ※地震対策編 5 章から移動</u> エ 被災施設の調査及び復旧 (10) KDD I 株式会社 (沼津支店)、ソフトバンク株式会社 (略) 7 指定地方公共機関 (略) (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会 (東部支部) (伊豆市LPガス事業協同組合) (略) イ 被災施設の調査及び復旧 <u>(新設) ※地震対策編 5 章から移動</u> <u>(新設) ※地震対策編 5 章から移動</u></p>	<p>(8) 東京電力パワーグリッド株式会社 (伊豆支社) ア 電力供給施設の防災対策 イ <u>発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</u> ウ 災害時における電力供給の確保 エ <u>施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネット、ホームページ等を利用しての広報</u> オ 被災施設の調査及び復旧 (9) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社 ア 電力供給施設の防災対策 イ <u>発電所、変電所施設の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</u> ウ <u>施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報</u> エ 被災施設の調査及び復旧 (10) KDD I 株式会社 (沼津支店)、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u> (略) 7 指定地方公共機関 (略) (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会 (東部支部) (伊豆市LPガス事業協同組合) (略) イ 被災施設の調査及び復旧 ウ <u>需要家へのガス栓の閉止等の広報</u> エ <u>必要に応じた代替燃料の供給の協力</u></p>	<p>地震対策編の見直し 地震対策編の見直し</p>
-------------	--	---	---

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>(4) 静岡県道路公社 ア 管轄する道路の建設及び維持管理 <u>イ 災害時の輸送路の確保</u></p> <p>(5) 静岡放送株式会社（沼津支社）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社、株式会社F M I S 気象予警報、災害情報、その他の災害広報</p> <p>(略)</p> <p>(10) 富士山静岡空港株式会社</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 <u>(新設)</u></p> <p><u>ウ</u> 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 <u>エ</u> 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p> <p>(略)</p> <p>9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) (1) <u>伊豆の国</u>農業協同組合 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 静岡県道路公社 ア 管轄する道路の建設及び維持管理 <u>イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡</u> <u>ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧</u> <u>エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力</u></p> <p><u>オ</u> <u>地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</u></p> <p>(5) 静岡放送株式会社（沼津支社）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社、株式会社F M I S、気象予警報、災害情報、その他<u>あらかじ</u> <u>め市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づ</u> <u>く</u>災害広報</p> <p>(略)</p> <p>(10) 富士山静岡空港株式会社</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 <u>ウ</u> <u>空港利用者の避難場所等の確保及び調整</u> <u>エ</u> 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 <u>オ</u> 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援</p> <p>(略)</p> <p>9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (略) (1) <u>富士伊豆</u>農業協同組合 (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>名称変更に伴う修正</p>
<p>共通 8</p>			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 9</p>	<p>第3節 伊豆市の社会的条件 本市は、伊豆半島のややや北部に位置し、道路網は南北に国道136・414号、東西に国道136号・県道修善寺戸田線・伊東修善寺線があり、JR三島駅と結ぶ伊豆箱根鉄道の結節点にあり、有数の観光地である伊豆地域の玄関口にあたるため、モーターゼーションの進展にともない、通過交通量は年々増加し、慢性的な渋滞が発生し、災害時の緊急輸送路の確保や滞留客への対応などが課題となっている。また、西部には海岸線を有し、土肥港を主とした海路の玄関口にもなっている。 指定避難所に関しては、20箇所の避難場所が指定されている。情報通信に関しては、同報系、移動系通信施設が整備されている。主要水利については、河川からの自然水利及び防火水槽を中心として市内202箇所整備されている。 <u>また</u>、陸路が寸断され緊急を要する場合の負傷者の搬送や緊急物資の輸送が必要な場合に備えて市ではヘリコプターの離着陸が可能な用地として防災ヘリポートなどの20箇所を指定している。</p>	<p>第3節 伊豆市の社会的条件 本市は、伊豆半島のややや北部に位置し、道路網は南北に国道136・414号、東西に国道136号・県道修善寺戸田線・伊東修善寺線があり、JR三島駅と結ぶ伊豆箱根鉄道の結節点にあり、有数の観光地である伊豆地域の玄関口にあたるため、モーターゼーションの進展にともない、通過交通量は年々増加し、慢性的な渋滞が発生し、災害時の緊急輸送路の確保や滞留客への対応などが課題となっている。また、西部には海岸線を有し、土肥港を主とした海路の玄関口にもなっている。 指定避難所に関しては、20箇所の避難場所が指定されている。情報通信に関しては、同報系、移動系通信施設が整備されている。主要水利については、河川からの自然水利及び防火水槽を中心として市内202箇所整備されている。 <u>なお</u>、陸路が寸断され緊急を要する場合の負傷者の搬送や緊急物資の輸送が必要な場合に備えて市ではヘリコプターの離着陸が可能な用地として防災ヘリポートなどの20箇所を指定している。 <u>また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の配備体制、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</u></p>	<p>表現の適正化 静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>共通 10</p>	<p>第4節 伊豆市において予想される災害と地域(略)</p>	<p>第4節 伊豆市において予想される災害と地域(略)</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

共通 11	<p>5 土石流、地すべり、がけ崩れ等 市内で砂防指定地が<u>186</u>箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土砂災害警戒区域が1,180箇所（いずれも令和<u>2</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 （資料編1-4-5「市内の危険区域等箇所数」など）</p>	<p>5 土石流、地すべり、がけ崩れ等 市内で砂防指定地が<u>189</u>箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土砂災害警戒区域が1,180箇所（いずれも令和<u>3</u>年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 （資料編1-4-5「市内の危険区域等箇所数」など）</p>	時点修正
共通 12	<p>第2章 災害予防計画 （略） 第1節 通信施設等整備改良計画 （略）</p> <p>1 無線通信施設の現況 （略） （2）同時通報用無線（伊豆市）※現在整備中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親局 1局（緊急親局1局） ・ 中継局 2局（簡易中継局1局、再送信子局3局） ・ 子局 <u>163</u>局（戸別受信機4, 100台） <p>（略）</p>	<p>第2章 災害予防計画 （略） 第1節 通信施設等整備改良計画 （略）</p> <p>1 無線通信施設の現況 （略） （2）同時通報用無線（伊豆市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親局 1局（緊急親局1局） ・ 中継局 2局（簡易中継局1局、再送信子局3局） ・ 子局 <u>161</u>局（戸別受信機4, 100台） <p>（略）</p>	同報無線デジタル化に伴う修正
共通 13	<p>第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画 （略）</p> <p>2 応急活動のための資材、機材の整備計画 消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。</p>	<p>第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画 （略）</p> <p>2 応急活動のための資材、機材の整備計画 消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。 また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用</p>	静岡県地域防災計画との整合

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 14</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <p>(1) 学校教育、社会教育を通じての普及 災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。</p>	<p><u>資機材の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>1 普及方法 (略)</p> <p>(1) 学校教育、社会教育を通じての普及 災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。 <u>また、学校における消防員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>共通 15</p>	<p>(略)</p> <p>3 市の実施事項 (1) 市職員等に対する教育 (略)</p> <p>ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「伊豆市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）</p>	<p>(略)</p> <p>3 市の実施事項 (1) 市職員等に対する教育 (略)</p> <p>ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「伊豆市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>共通 16</p>	<p>(略)</p> <p>3 市の実施事項 (1) 市職員等に対する教育 (略)</p> <p>ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「伊豆市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）</p>	<p>(略)</p> <p>3 市の実施事項 (1) 市職員等に対する教育 (略)</p> <p>ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「伊豆市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 <u>(新設)</u></p> <p>ク 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p>サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項 (略)</p> <p>(2) 生徒等に対する教育 (略)</p> <p>ア 生徒等に対する指導 (略)</p> <p>イ <u>参加型防災訓練推進モデル校を指定し、学校防災の充実強化を図る。</u></p> <p>ウ 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能的修得の徹底を図る。</p> <p>エ 家庭における防災教育 (略)</p> <p>(4) 市民に対する防災思想の普及</p> <p>市は、地震発生時、<u>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時</u>に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山</p>	<p>ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置</p> <p>ケ <u>南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置</u></p> <p>コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>サ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策</p> <p>シ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項 (略)</p> <p>(2) 生徒等に対する教育 (略)</p> <p>ア 生徒等に対する指導 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ 中学生、高校生を中心に応急看護の実践的技能的修得の徹底を図る。</p> <p>ウ 家庭における防災教育 (略)</p> <p>(4) 市民に対する防災思想の普及</p> <p>・市は、地震発生時、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>また、市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>表現の適正化</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
--	--	---	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 17</p>	<p>地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>県が定めた「地震防災強化月間」(11月)と連携し、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。</p> <p>また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>県が定めた「地震防災強化月間」(11月)と連携し、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。</p> <p>また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>【一般的な啓発】</p> <p>○ 啓発内容</p> <p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 静岡県第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</p> <p>(略)</p>	<p>【一般的な啓発】</p> <p>○ 啓発内容</p> <p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 静岡県第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義とこれらの情報発表時の行動指針等の基本^レ的知識</p> <p>(略)</p>	<p>・市は、<u>国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるように公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく、後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>表現の適正化</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 18</p>	<p>【伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発】 伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。 (略)</p> <p>【防災上重要な施設管理者に対する教育】 市は、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>東海地震注意情報発時</u>、<u>警戒宣言発令時</u>、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、県及</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>共通 19</p>	<p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。 (略)</p> <p>【防災上重要な施設管理者に対する教育】 市は、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、<u>停電</u></p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
<p>共通 20</p>	<p>【伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発】 伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。 (略)</p> <p>【防災上重要な施設管理者に対する教育】 市は、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、<u>停電</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 21</p>	<p>び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 2 次的避難所の整備</p> <p>ア 福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。 <p>(略)</p>	<p>時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 2 次的避難所の整備</p> <p>ア 福祉避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。 <p>(略)</p>	<p>計画との整合</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p>
--------------	---	--	------------------------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>・ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理 (1) 市</p> <p>市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の<u>事故王</u>を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当っては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発</p> <p>・ 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「<u>避難</u>」とは「<u>避</u>」を「<u>避</u>」けるこ</p>	<p>・ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、<u>医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理 (1) 市</p> <p>市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の<u>事項</u>を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当っては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発</p> <p>・ 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「<u>ハザードマップ等により平素から</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>誤記の修正</p> <p>静岡県地域防災</p>
--	---	---	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>とであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないこと</u>を強く啓発するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする<u>ものの</u>、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う<u>べきことについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。</u> 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らを守る」という考えの下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 <u>(新設)</u> 	<p><u>自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。<u>ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。</u> 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らを守る」という考えの下に、自ら<u>氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報</u>等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 <u>市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する。「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。</u> 	<p>計画との整合</p> <p>表現の適正化</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>第7節 防災訓練</p> <p>市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強</p>	<p>第7節 防災訓練</p> <p>市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強</p>	<p>第7節 防災訓練</p> <p>市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強</p>	<p>計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 23</p>	<p>化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。</p> <p>また、関係機関での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、余生手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> <u>(新設)</u></p>	<p>化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。</p> <p>また、<u>市の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害発生時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、余生手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>3</u> <u>救助・救急関係機関の連携</u></p> <p><u>市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p><u>3</u> 市災害対策本部、要員訓練の実施 (略)</p> <p><u>4</u> 非常通信訓練 (略)</p> <p><u>5</u> 防災訓練のための交通の禁止又は制限</p>	<p><u>4</u> 市災害対策本部、要員訓練の実施 (略)</p> <p><u>5</u> 非常通信訓練 (略)</p> <p><u>6</u> 防災訓練のための交通の禁止又は制限</p>	<p><u>4</u> 市災害対策本部、要員訓練の実施 (略)</p> <p><u>5</u> 非常通信訓練 (略)</p> <p><u>6</u> 防災訓練のための交通の禁止又は制限</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>

<p>共通 24</p>	<p>(略)</p> <p><u>6</u> 防災訓練実施後の評価等 (略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。</p> <p>特に、広域被害が予想される<u>東海地震</u>等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならぬが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが高く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>当面は、<u>東海地震</u>対策を主眼に地域の实情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(資料編2-8-1「自主防災組織一覧表」)</p> <p>1 自主防災組織の概要 (1) 組織</p> <p>区・町内会等の各自治会単位の組織とし、防災担当役員を</p>	<p>(略)</p> <p><u>7</u> 防災訓練実施後の評価等 (略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成</p> <p>地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。</p> <p>特に、広域被害が予想される<u>南海トラフ地震</u>等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならぬが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが高く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>当面は、<u>南海トラフ地震</u>等の対策を主眼に地域の实情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>(資料編2-8-1「自主防災組織一覧表」)</p> <p>1 自主防災組織の概要 (1) 組織</p> <p>区・町内会等の各自治会単位の組織とし、防災担当役員を</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
--------------	---	---	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、<u>女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進</u>に努めるものとする。 (資料編2-20-2)</p> <p>(2) 編成 本部組織として、地区の実情に応じて消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。</p> <p>(3) 活動内容 ア 平常時の活動 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の整備及び備蓄、危険箇所の点検把握、避難計画の作成等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 市民の果たすべき役割 (略)</p> <p>(1) 平常時からの実施事項 (略)</p> <p>オ <u>警戒宣言発令</u>時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、<u>市は、自主防災活動に多様な意見が反映させるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。</u> (資料編2-20-2)</p> <p>(2) 編成 本部組織として、地区の実情に応じて消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。<u>併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。</u></p> <p>(3) 活動内容 ア 平常時の活動 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の整備及び備蓄、危険箇所の点検把握、避難計画の作成、<u>各種台帳の整備・点検</u>等を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 市民の果たすべき役割 (略)</p> <p>(1) 平常時からの実施事項 (略)</p> <p>オ <u>南海トラフ地震臨時情報発表</u>時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p> <p>(略)</p> <p><u>欠</u> <u>就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配</u></p>
<p>共通 25</p>		<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>ク</u> 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医療品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） <u>(新設)</u></p> <p><u>コ</u> 自動車へのこまめな満タン給油</p> <p><u>カ</u> 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p><u>シ</u> 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p><u>ス</u> 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</p> <p><u>(2) 東海地震注意情報発表時の実施要領</u></p> <p><u>ア</u> <u>迅速な情報の把握</u></p> <p><u>イ</u> <u>適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）</u></p> <p><u>(3) 警戒宣言発令時の実施要領</u> (略)</p> <p><u>(4) 災害発生後の実施要領</u> (略)</p> <p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略)</p> <p>(1) 防災知識の学習</p> <p>正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、<u>東海地震等</u>の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、<u>情報発表時及び警戒宣言発令</u>時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等であ</p>	<p><u>備</u></p> <p><u>コ</u> 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医療品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）</p> <p><u>カ</u> <u>通信機器の充電装置、バッテリーの準備</u></p> <p><u>シ</u> 自動車へのこまめな満タン給油</p> <p><u>ス</u> 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p><u>セ</u> 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p><u>ソ</u> 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分） <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の実施要領</u> (略)</p> <p><u>(3) 災害発生後の実施要領</u> (略)</p> <p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割 (略)</p> <p>(1) 防災知識の学習</p> <p>正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、<u>南海トラフ地震臨時情報発表</u>時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、<u>女性</u></p> <p>東海地震に関連する情報の運用 停止に伴い、南海トラフ地震臨時</p>
--	--	---

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 26</p>	<p>る。 (略)</p> <p>(5) 自主防災組織の台帳の作成 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び<u>警戒宣言</u>時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携に努める。 (略)</p> <p>(8) 防災訓練の実施 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<u>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発表時</u>の対応に關する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 (略)</p> <p>6 市の指導及び助成 (略)</p> <p>(6) 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の活用 市は、当該アプリに搭載した「<u>地域防災力見える化システム</u>」を適用し、<u>地域防災力の向上に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>時情報の運用が開始されたこと を踏まえた修正及び静岡県地域防災計画との整合</p> <p>(5) 自主防災組織の台帳の作成 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携に努める。 (略)</p> <p>(8) 防災訓練の実施 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>の対応に關する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 (略)</p> <p>6 市の指導及び助成 (略)</p> <p>(6) 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の活用 市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、<u>自主防災組織ごとの状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> (略)</p>
<p>共通 27</p>	<p>る。 (略)</p> <p>(5) 自主防災組織の台帳の作成 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び<u>警戒宣言</u>時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員、福祉関係団体等との連携に努める。 (略)</p> <p>(8) 防災訓練の実施 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、<u>東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発表時</u>の対応に關する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるとともに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 (略)</p> <p>6 市の指導及び助成 (略)</p> <p>(6) 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の活用 市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、<u>自主防災組織ごとの状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> (略)</p>	<p>時情報の運用が開始されたこと を踏まえた修正及び静岡県地域防災計画との整合</p> <p>東海地震に關連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたこと を踏まえた修正</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

共通 33	<p>第17節 応急住宅 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第18節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <p>1 市の体制整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 	<p>第17節 応急住宅・<u>災害廃棄物処理</u> (略)</p> <p>3 <u>災害廃棄物処理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 市は、国とともに、<u>災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)、災害廃棄物処理支援制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</u> <p>第18節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <p>1 市の体制整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、防災機能を有する道の駅を<u>広域的な防災拠点</u>とし、<u>は</u>地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 	地震対策編の見直し 静岡県地域防災計画との整合
共通 34	<p>2 重要施設の管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>安全な位置に</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む自家発電設備、燃料貯蔵設備等^①を整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 <p>特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p>	<p>2 重要施設の管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムや電動車の活用を含む自家発電設備、燃料貯蔵設備等を<u>安全な位置に</u>整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 <p>特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設について</p>	静岡県地域防災計画との整合

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 36</p>	<p>(略)</p> <p>第24節 災害に強いまちづくり (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>は、早期に復旧できるような体制等を強化することとする。</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>																								
<p>共通 37</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p>	<p>誤記の修正</p>																								
<p>共通 39</p>	<p>第2節 組織計画 (略)</p>	<p>第2節 組織計画 (略)</p>																									
<p>共通 40</p>	<p>2 市職員の配備及び動員 (略)</p>	<p>2 市職員の配備及び動員 (略)</p>																									
	<p>別表(1)事前配備体制(情報収集体制)と分掌事務</p>	<p>別表(1)事前配備体制(情報収集体制)と分掌事務</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 1657 534 1937">担当</th> <th data-bbox="486 1153 534 1657">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1657 582 1937">危機管理監</td> <td data-bbox="534 1153 582 1657">1 配備体制に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1657 630 1937">危機管理課員</td> <td data-bbox="582 1153 630 1657">2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 1657 678 1937">支所長</td> <td data-bbox="630 1153 678 1657">3 情報収集及び情報伝達に関するこ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 1657 726 1937">支所職員</td> <td data-bbox="678 1153 726 1657"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1657 774 1937"><u>総務課長(危機管理)</u></td> <td data-bbox="726 1153 774 1657"></td> </tr> </tbody> </table>	担当	分掌事務	危機管理監	1 配備体制に関すること	危機管理課員	2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること <u>(新設)</u>	支所長	3 情報収集及び情報伝達に関するこ	支所職員		<u>総務課長(危機管理)</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="486 974 534 1153">担当</th> <th data-bbox="486 481 534 974">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 974 582 1153">危機管理監</td> <td data-bbox="534 481 582 974">1 配備体制に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 974 630 1153">危機管理課員</td> <td data-bbox="582 481 630 974">2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること <u>※気象予報等により第1次配備体制前でも自主避難所を開設する場合があります</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 974 678 1153">支所長</td> <td data-bbox="630 481 678 974"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="678 974 726 1153">支所職員</td> <td data-bbox="678 481 726 974"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 974 774 1153"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="726 481 774 974"></td> </tr> </tbody> </table>	担当	分掌事務	危機管理監	1 配備体制に関すること	危機管理課員	2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること <u>※気象予報等により第1次配備体制前でも自主避難所を開設する場合があります</u>	支所長		支所職員		<u>(削除)</u>		<p>関係各課からの意見を反映</p>
担当	分掌事務																										
危機管理監	1 配備体制に関すること																										
危機管理課員	2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること <u>(新設)</u>																										
支所長	3 情報収集及び情報伝達に関するこ																										
支所職員																											
<u>総務課長(危機管理)</u>																											
担当	分掌事務																										
危機管理監	1 配備体制に関すること																										
危機管理課員	2 自主避難所の速やかな開設に向けた準備に関すること <u>※気象予報等により第1次配備体制前でも自主避難所を開設する場合があります</u>																										
支所長																											
支所職員																											
<u>(削除)</u>																											

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>監が不在時に限る</u>)</p>	<p>と 4 市役所各部署及び関係各機関との連携調整に関すること 5 報道に関すること 6 その他必要な事項</p>	<p>と 3 情報収集及び情報伝達に関すること 4 市役所各部署及び関係各機関との連携調整に関すること 5 報道に関すること 6 その他必要な事項</p>	
--	-------------------------	--	---	--

別表(2)警戒体制(第1次配備体制)と分掌事務

別表(2)警戒体制(第1次配備体制)と分掌事務		別表(2)警戒体制(第1次配備体制)と分掌事務	
担当	分掌事務	担当	分掌事務
<p>市長 副市長 教育長 各部署長 消防団長 総務課長 ※その他、各部署において部・局長から命を受けた職員</p>	<p>1 配備体制に関すること 2 指定緊急避難場所の速やかな開設に向けた準備に関すること 3 情報収集及び情報伝達に関すること 4 関係各機関との連携調整に関すること 5 消防団(水防団)の出動に関すること 6 自主防災組織との連携に関すること 7 その他必要な事項</p>	<p>市長 副市長 教育長 各部署長 消防団長(副団長は各支所) 総務課長 ※その他、各部署において部・局長から命を受けた職員(連絡員・情報収集員)</p>	<p>1 配備体制に関すること 2 <u>自主避難所</u>・指定緊急避難場所の速やかな開設に向けた準備に関すること 3 情報収集及び情報伝達に関すること 4 関係各機関との連携調整に関すること 5 消防団(水防団)の出動に関すること 6 自主防災組織との連携に関すること 7 その他必要な事項</p>
<p>自主避難所派遣要員</p>	<p>1 自主避難所の開設 ※自主避難所派遣要員は、修善寺地区が総務課長、各支所においては支所長の命により行動することとする。 <u>(新設)</u></p>	<p>自主避難所派遣要員</p>	<p>1 自主避難所の開設 ※自主避難所派遣要員は、修善寺地区が総務課長、各支所においては支所長の命により行動することとする。 ※<u>気象予報等により第1次配備体制前でも自主避難所を開設する場合あり</u></p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 44</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 応援計画 (略)</p> <p>2 実施方法 (1) 市職員の応援 (略)</p> <p>・ 市は、災害後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 応援・<u>受援</u>計画 (略)</p> <p>2 実施方法 (1) 市職員の応援 (略)</p> <p>・ 市は、災害後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。<u>また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</u></p>	<p>意見を反映</p> <p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 45</p>	<p>(略)</p> <p>(8) 関係機関等への協力要請 (略)</p> <p>ウ 県知事等に対する応援の<u>要求</u>等 <u>次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 他の市町等に対する応援の<u>要求</u> <u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>(略)</p> <p>(8) 関係機関等への協力要請 (略)</p> <p>ウ 県知事等に対する応援要請等 <u>市は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 他の市町等に対する応援要請 <u>(7) 市は地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域支援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。</u> <u>(4) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消</u></p>	<p>静岡県域防災計画との整合</p> <p>地震対策編の見直し</p>
			<p>地震対策編の見直し</p>

<p>共通 46</p>		<p><u>防相互応援協定</u>」に基づき、協定している他の市町長に 対し応援を求めるとする。この場合応援を求められ た市町長は、県が行う市町間の調整に留意するととも に必要な応援をするものとする。</p> <p>(ウ) <u>災害時相互応援協定を締結している市町村</u></p>	<p>地震対策編の見 直し</p>								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="518 918 654 1146"><u>東部地区災害 応援協定</u></td> <td data-bbox="518 358 654 918">沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山 町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆 町、松崎町、西伊豆町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 918 798 1146"><u>富士箱根伊豆 交流圏市町村 ネットワーク 会議構成市町 村災害時相互 応援協定</u></td> <td data-bbox="654 358 798 918">沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山 町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆 町、松崎町、西伊豆町（静岡県） 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、 湯河原町（神奈川県） 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 （山梨県）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 918 1021 1146"><u>全国梅サミツ ト協議会加盟 市町災害時相 互応援協定</u></td> <td data-bbox="798 358 1021 918">水戸市、安中市、越生町、青梅市、小田原 市、熱海市、奈良市、みなべ町、太宰府 市、湯河原町、若狹町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 918 1021 1146"><u>災害時相互応 援協定</u></td> <td data-bbox="1021 358 1021 918">飯田市、恵那市</td> </tr> </table>	<u>東部地区災害 応援協定</u>	沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山 町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆 町、松崎町、西伊豆町	<u>富士箱根伊豆 交流圏市町村 ネットワーク 会議構成市町 村災害時相互 応援協定</u>	沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山 町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆 町、松崎町、西伊豆町（静岡県） 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、 湯河原町（神奈川県） 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 （山梨県）	<u>全国梅サミツ ト協議会加盟 市町災害時相 互応援協定</u>	水戸市、安中市、越生町、青梅市、小田原 市、熱海市、奈良市、みなべ町、太宰府 市、湯河原町、若狹町	<u>災害時相互応 援協定</u>	飯田市、恵那市	
<u>東部地区災害 応援協定</u>	沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山 町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆 町、松崎町、西伊豆町										
<u>富士箱根伊豆 交流圏市町村 ネットワーク 会議構成市町 村災害時相互 応援協定</u>	沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山 町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆 町、松崎町、西伊豆町（静岡県） 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松 田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、 湯河原町（神奈川県） 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 （山梨県）										
<u>全国梅サミツ ト協議会加盟 市町災害時相 互応援協定</u>	水戸市、安中市、越生町、青梅市、小田原 市、熱海市、奈良市、みなべ町、太宰府 市、湯河原町、若狹町										
<u>災害時相互応 援協定</u>	飯田市、恵那市										
<p>3 受入体制の確立 <u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>		<p>3 <u>応援要請の受入体制の確立</u> <u>防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関</u></p>									

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 47</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 災害のフェーズにおいて被災地方公共団体に必要と思われる応援内容。</u></p>																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1041 598 1142">時期</th> <th data-bbox="470 828 598 1041">対策等</th> <th colspan="3" data-bbox="470 358 598 828">主な応援内容</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th data-bbox="502 672 598 828">応援要員の派遣</th> <th data-bbox="502 537 598 672">物資・資器材の提供</th> <th data-bbox="502 358 598 537">その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="598 1041 925 1142"> <u>初期(発災から概ね3日間)</u> </td> <td data-bbox="598 828 925 1041"> <u>体制の確立</u> </td> <td data-bbox="598 672 925 828"> <u>情報収集体制の確立</u> <u>先遣隊等現地連絡室等の設置</u> <u>後方支援の本部等の設置</u> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>救助・救急活動</u></td> <td><u>緊急消防援助隊出動</u> <u>警察災害派遣出動</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>消火活動</u></td> <td><u>緊急消防援助隊出動</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>医療活動</u></td> <td><u>DMA T・救護班</u></td> <td></td> <td><u>DH出動</u> <u>傷病者受け入れ</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>建築物等危険度判定</u></td> <td><u>応急危険度判定士</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>土砂災害危険</u></td> <td><u>土木職員</u></td> <td><u>資器材</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	時期	対策等	主な応援内容					応援要員の派遣	物資・資器材の提供	その他	<u>初期(発災から概ね3日間)</u>	<u>体制の確立</u>	<u>情報収集体制の確立</u> <u>先遣隊等現地連絡室等の設置</u> <u>後方支援の本部等の設置</u>				<u>救助・救急活動</u>	<u>緊急消防援助隊出動</u> <u>警察災害派遣出動</u>				<u>消火活動</u>	<u>緊急消防援助隊出動</u>				<u>医療活動</u>	<u>DMA T・救護班</u>		<u>DH出動</u> <u>傷病者受け入れ</u>		<u>建築物等危険度判定</u>	<u>応急危険度判定士</u>				<u>土砂災害危険</u>	<u>土木職員</u>	<u>資器材</u>		
時期	対策等	主な応援内容																																									
		応援要員の派遣	物資・資器材の提供	その他																																							
<u>初期(発災から概ね3日間)</u>	<u>体制の確立</u>	<u>情報収集体制の確立</u> <u>先遣隊等現地連絡室等の設置</u> <u>後方支援の本部等の設置</u>																																									
	<u>救助・救急活動</u>	<u>緊急消防援助隊出動</u> <u>警察災害派遣出動</u>																																									
	<u>消火活動</u>	<u>緊急消防援助隊出動</u>																																									
	<u>医療活動</u>	<u>DMA T・救護班</u>		<u>DH出動</u> <u>傷病者受け入れ</u>																																							
	<u>建築物等危険度判定</u>	<u>応急危険度判定士</u>																																									
	<u>土砂災害危険</u>	<u>土木職員</u>	<u>資器材</u>																																								

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

緊急対応～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	個所緊急点種等	等派遣	の提供	
緊急対応～復旧期 (避難所～仮設住宅期)	避難者対策	避難所運営支援要員		
	広域避難	避難調整要員		避難者、傷病者受入れ 避難所、公営住宅提供
	生活物資の供給	物資集積・配送拠点要員	食品、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料等提供	
	給水	給水要員、給水車		
	健康対策	保健師等		
	心のケア	専門家		
	生活衛生対策	し尿汲み取り作業員	仮設トイレの提供	
	防疫対策	消毒薬配布作業	消毒薬等の提供	
	遺体の搬送			遺体の火葬
	緊急仮設住宅の整備・確保	建築職員等	資器材の提供	
社会基盤施設	土木職員等	資器材の提供		
住家被害認定調査(1次調査)	専門的知識を有する者※1	資器材の提供		
緊急対応～復旧期	水道の応急・復旧	水道技術職員	資器材の提供	
	下水道の応急・復旧	専門職員	資器材の提供	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

旧期 (避難所 ～仮設住 宅期)	急・復旧 災害廃棄物の 処理 被災者生活支 援 市町村事務全 般の支援	専門職員	の提供	災害廃棄 物の受入
学校教育機能 の回復	市町村事務全 般の支援	専門職員	の提供	災害廃棄 物の受入
文化財の保全	市町村事務全 般の支援	専門職員等	の提供	災害廃棄 物の受入
災害ボランティア の活動促進	市町村事務全 般の支援	ボランティア ・コーディネ ーター	の提供	災害廃棄 物の受入
住家被害認定 調査(2次調査)	市町村事務全 般の支援	専門的な 知識を有 する者※2	資機材 の提供	災害廃棄 物の受入
社会基盤施設 の復旧 心のケア	市町村事務全 般の支援	土木職員 等	の提供	災害廃棄 物の受入
被災者生活支 援窓口	市町村事務全 般の支援	専門家	の提供	災害廃棄 物の受入
市町村事務全 般の支援	市町村事務全 般の支援	住民相談 窓口要員	の提供	災害廃棄 物の受入
市町村事務全 般の支援	市町村事務全 般の支援	復興計画 の策定等 の支援	の提供	災害廃棄 物の受入

※1：他自治体職員、土地家屋調査士等より災証明書の申請受
付及び交付

※2：他自治体職員より災証明書の申請受付及び交付
(6) 自衛隊の支援

自衛隊の派遣に関し必要な事項は<第27節 自衛隊派遣要
請計画>による。

(7) 海上保安庁の支援要請の要求

海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は<第28節 海

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 52</p>	<p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>5 異常現象発見者の通報 災害の発生のおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は大仁警察署に通報するものとする。</p>	<p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>5 異常現象発見者の通報 災害の発生のおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は大仁警察署に通報するものとする。 <u>また、火山噴火や竜巻等を見つけた市は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法 第54条第4項を 踏まえた修正</p>
<p>共通 53</p>	<p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>4 被災者の安否に関する情報の提供等 安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備する。</p>	<p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>4 被災者の安否に関する情報の提供等 安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備する。 <u>また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定める方針に基づき、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。</u></p>	<p>「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」、及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(いずれも令和3年11月12日策定)を踏まえ</p>
<p>共通 56</p>	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	
<p>共通 57</p>	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難誘導 災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考えの下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p>	<p>その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に依りて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p><u>地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効果的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</u></p> <p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考えの下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p><u>なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</u></p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断でひな行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確</p>	<p>た修正</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--	---	---	-----------------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動 がわかるように伝達する。</p>	<p>にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動 がわかるように伝達する。 <u>また、市は避難指示等の発令当たり、必要に応じて気象防災 アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判 断を行うものとする。</u></p>	<p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動を 取る際の判断(警戒 レベル相当情報)</th> <th>住民がとるべき行 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意 情報(警戒 級の可能 性)※1 (気象庁 が発表)</td> <td></td> <td>防災気象情報等の 最新情報に注意す るなど、災害への心 構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意 報・洪水注 意報 (気象庁 が発表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警戒の危険 度分布(注意) 大雨警戒(土砂 災害)の危険度分 布(注意) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 等により自宅・施 設等の災害リス ク、避難地や避難 経路、避難のタイ ミング等を再確 認するとともに、 避難情報の把握 手段を再確認・注 意するなど、避難 に備え自らの避 難行動を確認す る。 </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>高齢者等 避難 (市長が 発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警戒 報 洪水警戒の危険 度分布(警戒) 大雨警戒(土砂 災害) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高 齢者等避難 高齢者等は危険 な場所から避難 (立退き避難又 </td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民等に促す情報	住民が自ら行動を 取る際の判断(警戒 レベル相当情報)	住民がとるべき行 動	警戒レベル1	早期注意 情報(警戒 級の可能 性)※1 (気象庁 が発表)		防災気象情報等の 最新情報に注意す るなど、災害への心 構えを高める。	警戒レベル2	大雨注意 報・洪水注 意報 (気象庁 が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警戒の危険 度分布(注意) 大雨警戒(土砂 災害)の危険度分 布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 等により自宅・施 設等の災害リス ク、避難地や避難 経路、避難のタイ ミング等を再確 認するとともに、 避難情報の把握 手段を再確認・注 意するなど、避難 に備え自らの避 難行動を確認す る。 	警戒レベル	高齢者等 避難 (市長が 発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警戒 報 洪水警戒の危険 度分布(警戒) 大雨警戒(土砂 災害) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高 齢者等避難 高齢者等は危険 な場所から避難 (立退き避難又 	<p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動を 取る際の判断(警戒 レベル相当情報)</th> <th>住民がとるべき行 動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>早期注意 情報(警戒 級の可能 性)※1 (気象庁 が発表)</td> <td></td> <td>防災気象情報等の 最新情報に注意す るなど、災害への心 構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>大雨注意 報・洪水注 意報 (気象庁 が発表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警戒の危険 度分布(注意) 大雨警戒(土砂 災害)の危険度分 布(注意) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 等により自宅・施 設等の災害リス ク、避難地や避難 経路、避難のタイ ミング等を再確 認するとともに、 避難情報の把握 手段を再確認・注 意するなど、避難 に備え自らの避 難行動を確認す る。 </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル</td> <td>高齢者等 避難 (市長が 発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警戒 報 洪水警戒の危険 度分布(警戒) 大雨警戒(土砂 災害) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高 齢者等避難 高齢者等は危険 な場所から避難 (立退き避難又 </td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民等に促す情報	住民が自ら行動を 取る際の判断(警戒 レベル相当情報)	住民がとるべき行 動	警戒レベル1	早期注意 情報(警戒 級の可能 性)※1 (気象庁 が発表)		防災気象情報等の 最新情報に注意す るなど、災害への心 構えを高める。	警戒レベル2	大雨注意 報・洪水注 意報 (気象庁 が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警戒の危険 度分布(注意) 大雨警戒(土砂 災害)の危険度分 布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 等により自宅・施 設等の災害リス ク、避難地や避難 経路、避難のタイ ミング等を再確 認するとともに、 避難情報の把握 手段を再確認・注 意するなど、避難 に備え自らの避 難行動を確認す る。 	警戒レベル	高齢者等 避難 (市長が 発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警戒 報 洪水警戒の危険 度分布(警戒) 大雨警戒(土砂 災害) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高 齢者等避難 高齢者等は危険 な場所から避難 (立退き避難又 	<p>静岡県地域防災 計画との整合</p> <p>名称変更に伴う 修正</p> <p>名称変更に伴う 修正</p>
警戒レベル	住民等に促す情報	住民が自ら行動を 取る際の判断(警戒 レベル相当情報)	住民がとるべき行 動																																		
警戒レベル1	早期注意 情報(警戒 級の可能 性)※1 (気象庁 が発表)		防災気象情報等の 最新情報に注意す るなど、災害への心 構えを高める。																																		
警戒レベル2	大雨注意 報・洪水注 意報 (気象庁 が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警戒の危険 度分布(注意) 大雨警戒(土砂 災害)の危険度分 布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 等により自宅・施 設等の災害リス ク、避難地や避難 経路、避難のタイ ミング等を再確 認するとともに、 避難情報の把握 手段を再確認・注 意するなど、避難 に備え自らの避 難行動を確認す る。 																																		
警戒レベル	高齢者等 避難 (市長が 発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警戒 報 洪水警戒の危険 度分布(警戒) 大雨警戒(土砂 災害) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高 齢者等避難 高齢者等は危険 な場所から避難 (立退き避難又 																																		
警戒レベル	住民等に促す情報	住民が自ら行動を 取る際の判断(警戒 レベル相当情報)	住民がとるべき行 動																																		
警戒レベル1	早期注意 情報(警戒 級の可能 性)※1 (気象庁 が発表)		防災気象情報等の 最新情報に注意す るなど、災害への心 構えを高める。																																		
警戒レベル2	大雨注意 報・洪水注 意報 (気象庁 が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水警戒の危険 度分布(注意) 大雨警戒(土砂 災害)の危険度分 布(注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ 等により自宅・施 設等の災害リス ク、避難地や避難 経路、避難のタイ ミング等を再確 認するとともに、 避難情報の把握 手段を再確認・注 意するなど、避難 に備え自らの避 難行動を確認す る。 																																		
警戒レベル	高齢者等 避難 (市長が 発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警戒 報 洪水警戒の危険 度分布(警戒) 大雨警戒(土砂 災害) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高 齢者等避難 高齢者等は危険 な場所から避難 (立退き避難又 																																		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 58</p>	<p>3</p>	<p>災害) <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2 </p>	<p>は屋内安全確保する。 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミンングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミンングで自主的に避難することが望ましい。 </p>	<p>3</p>	<p>大雨警報 (土砂災害) <ul style="list-style-type: none"> 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2 </p>	<p>は屋内安全確保する。 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミンングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミンングで自主的に避難することが望ましい。 </p>	<p>危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水し留まる (退避) 等 </p>	<p>名称変更に伴う修正</p>
<p>警戒レベル 4</p>	<p>避難指示 (市長が発令)</p>	<p>災害) <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (警戒) 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2 </p>	<p>危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水し留まる (退避) 等 </p>	<p>警戒レベル 4</p>	<p>避難指示 (市長が発令)</p>	<p>危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水し留まる (退避) 等 </p>	<p>危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水し留まる (退避) 等 </p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

		警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 (大雨特別警報 ※4 (浸水害)) ・ (大雨特別警報 (土砂災害)) ※4 ・ 高潮氾濫発生情報 ※5 	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 (大雨特別警報 ※4 (浸水害)) ・ (大雨特別警報 (土砂災害)) ※4 ・ 高潮氾濫発生情報 ※5 	警戒レベル5	
	<p>により「屋内安全確保」を行う。</p> <p>命の危険直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。 	<p>により「屋内安全確保」を行う。</p> <p>命の危険直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。 						
	<p>(略)</p> <p>注4 <u>大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u>、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>(略)</p> <p>注7 ※3の高潮警報は、<u>高潮により命に危険が及ぶおそれがある</u>と予想される場合に、<u>暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため</u>、また、高潮特別警報は、<u>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮特別警報として発表されるため</u>、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</p>	<p>(略)</p> <p>注4 <u>土砂キキクル(大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)</u>、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>(略)</p> <p>注7 ※3の高潮警報は、<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある</u>と予想されたときに発表され、<u>危険な場所からの避難が必要と</u>されたため、また、高潮特別警報は、<u>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため</u>、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。</p>					<p>名称変更に伴う修正</p> <p>「高潮特別警報」の定義の変更を踏まえた修正</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 60</p>	<p>(略)</p> <p>2 被災者の救助</p> <p>(1) <u>救助の実施</u></p> <p>市長は、救助を要する住民があるときは、直ちに救助隊を編成し、できる限り救助活動を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>2 被災者の救助</p> <p>(1) <u>基本方針</u></p> <p>ア <u>救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</u></p> <p>イ <u>市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定める方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。</u></p> <p>ウ <u>市長は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</u></p> <p>エ <u>自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</u></p> <p>オ <u>自衛隊の救出活動は〈共通対策編 第3章 第3節 応援・受援計画〉及び〈共通対策編 第3章 第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉の定めるところによる。</u></p> <p>カ <u>救出・救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防本部は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家（緊急メンタルサポートチーム）の派遣を要請する。</u></p> <p><u>被災者等の惨事ストレス及び被災のショックや長期間強いられる避難生活のストレス、心のケアのため市は県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。</u></p> <p>(2) <u>市の役割</u></p> <p>ア <u>平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」、及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)」(方針)(いずれも令和3年11月12日策定)を踏まえた修正</p>
	<p>(2) <u>住民等による救助の呼びかけ</u></p> <p>市長は、<u>隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>	<p>地震対策編の見直し</p>

	<p><u>するよう呼びかける。</u></p> <p>(3) <u>空からの救助</u> <u>重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲され</u> <u>ている脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプタ</u> <u>ー使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立してお</u> <u>く。</u></p>	<p><u>えておく。</u></p> <p>イ <u>職員を動員し負傷者等を救出する。</u></p> <p>ウ <u>市は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等に</u> <u>ある消防団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協</u> <u>力するよう呼び掛ける。</u></p> <p>エ <u>重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲さ</u> <u>れて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプタ</u> <u>ー使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立して</u> <u>おく。</u></p> <p>オ <u>市は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な</u> <u>場合、次の事項を示して知事に対し、救出活動の実施を要</u> <u>請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</u></p> <p>(7) <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>(イ) <u>応援を必要とする人員、資機材等</u></p> <p>(ウ) <u>応援を必要とする場所</u></p> <p>(エ) <u>応援を必要とする期間</u></p> <p>(オ) <u>その他周囲の状況等応援に関する必要事項</u></p> <p>(3) <u>自主防災組織、事業所等</u> <u>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に</u> <u>救出活動を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努め</u> <u>る。</u></p> <p>イ <u>救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。</u></p> <p>ウ <u>自主防災組織と事業所の防災組織は、相互に連携をとつ</u> <u>て地域における救出活動を行う。</u></p> <p>エ <u>自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上</u> <u>保安部等に連絡し早期救出を図る。</u></p> <p>オ <u>救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警</u></p>
--	---	---

	<p><u>(4) 救急用資材の整備</u> <u>平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</u></p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>察、海上保安部と連絡を取りその指導を受けるものとする。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>3 避難対策</u> <u>(1) 基本方針</u></p> <p><u>ア 地震災害発生においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。</u></p> <p><u>このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</u></p> <p><u>イ 情報提供、避難誘導及び避難所や避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>ウ 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</u></p> <p><u>(2) 情報・広報活動</u></p> <p><u>ア 市及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。</u></p> <p><u>イ 市及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、共通対策編 第3章 災害応急</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	--	------------------

	<p><u>対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。</u> <u>また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</u></p> <p>ウ <u>住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報を入力するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>避難のための指示</u></p> <p>ア <u>指示の基準</u></p> <p>(7) <u>市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。</u></p> <p>(イ) <u>警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</u></p> <p>(ウ) <u>知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、市長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</u></p> <p>(エ) <u>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</u></p> <p>イ <u>指示の内容</u></p> <p><u>避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</u></p>
--	--

	<p>(7) <u>避難指示が出された地域名</u> (イ) <u>避難路及び避難先</u> (ロ) <u>避難時の服装、携行品</u> (ハ) <u>避難行動における注意事項</u> ウ <u>指示の伝達方法</u> 市長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民等に対して、<u>同時通報用無線、有線放送、広報車等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</u></p> <p>(4) <u>警戒区域の設定</u> ア <u>設定の基準</u> (7) <u>市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</u></p> <p>(イ) <u>警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。</u></p> <p>(ロ) <u>知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなつたときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</u></p> <p>(ハ) <u>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む。）、警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。</u></p> <p>イ <u>規制の内容及び実施方法</u></p>
--	---

	<p>(7) <u>市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立ち入り禁止の措置を講ずる。</u></p> <p>(4) <u>市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。</u></p> <p>(5) <u>避難の方法等</u></p> <p>ア <u>避難地への市職員等の配置</u></p> <p>(7) <u>市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のための市職員（消防団員含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</u></p> <p>イ <u>避難方法</u></p> <p><u>災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。</u></p> <p><u>要避難地区で避難を要する場合</u></p> <p>(7) <u>火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</u></p> <p>① <u>火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能となった場合、住民等は協力してあらかじめ定められた集合場所へ集合する。</u></p> <p>② <u>自主防災組織及び事務所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護、情報活動を行う。</u></p> <p>③ <u>住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方式により一時避難地又は広域避難地へ避難する。</u></p> <p>④ <u>一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職</u></p>
--	---

<p>共通 63</p>	<p>3 避難所の開設・運営等 (略) (2) 避難所の管理・運営</p>	<p>員、警察官、海上保安官、自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>(1) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに、自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><u>その他の区域で避難を要する場合</u></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火予防措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p> <p>ウ 幹線避難路の確保</p> <p>市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>エ 避難地における業務</p> <p>(7) 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。</p> <p>① 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>② 地震に関する情報の伝達</p> <p>③ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>④ 必要な応急救護</p> <p>⑤ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>(1) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p> <p>4 避難所の開設・運営等 (略) (2) 避難所の管理・運営</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	---	---	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 64</p>	<p>(略) イ 避難所の管理、運営の留意点 (略) (フ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと (略)</p>	<p>(略) イ 避難所の管理、運営の留意点 (略) (フ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO、ボランティア</u>等との定期的な情報交換を行うこと (略)</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<p>共通 65</p>	<p><u>4</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略) <u>5</u> 市長の要求、要請事項等 (略) <u>6</u> 避難行動要支援者への支援 (略)</p>	<p><u>5</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略) <u>6</u> 市長の要求、要請事項等 (略) <u>7</u> 避難行動要支援者への支援 (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 66</p>	<p><u>7</u> 広域避難・広域一時滞在 (略)</p>	<p><u>8</u> 広域避難・広域一時滞在 (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 68</p>	<p>第9節 避難所運営計画 (略) <u>(新設) ※地震対策編5章から移動</u></p>	<p>第9節 避難所設置・運営計画 (略) <u>1 避難所の設置及び避難生活</u> <u>(1) 基本方針</u> 市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の</p>	<p>地震対策編の見直し 地震対策編の見直し</p>

	<p><u>避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定められたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難所の設置及び避難生活</u></p> <p><u>ア 避難生活者</u></p> <p><u>避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者を対象とする。</u></p> <p><u>イ 設置場所</u></p> <p><u>(7) 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</u></p> <p><u>(4) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。</u></p> <p><u>① 学校、体育館、公民館等の公共建築物</u></p> <p><u>② あらかじめ協定した民間の建築物</u></p> <p><u>③ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）</u></p> <p><u>④ 指定避難所（資料編《共通対策編》3-7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所）</u></p> <p><u>(7) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</u></p> <p><u>(エ) 状況に応じて、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。</u></p>
--	--

<p>共通 69</p>	<p>(4) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあつせんを要請する。</p> <p>(5) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(6) 安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。</p> <p>ウ 福祉避難所</p> <p>(7) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</p> <p>(8) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>(9) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>(10) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>(11) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な</p>
--------------	--

	<p>物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>エ 設置期間</p> <p>市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>(7) 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て運営する。</p> <p>(イ) 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>(ロ) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>(エ) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。</p> <p>(ホ) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>(カ) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p>
--	---

<p>共通 70</p>	<p>(キ) <u>生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</u></p> <p>(リ) <u>食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</u></p> <p>カ その他</p> <p>(7) <u>災害救助法に基づく市の実施事項は、「共通対策編 第3章 第6節 災害救助法の適用計画」による。</u></p> <p>(イ) <u>県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」による。</u></p> <p>(3) <u>避難生活</u> 避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に、相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため自主防災組織等は市と協力して、炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。</p> <p>(4) <u>避難所におけるスペースの配分</u> 屋外避難が困難である場合、屋内でのスペースのおおむねの配分を示す。</p> <p>ア <u>避難者収容場所</u> 基本的に耐震化された体育館等とする。</p> <p>イ <u>避難者のスペース</u> 避難者は家族単位とし、おおむね1人1畳程度のスペースとする。</p> <p>ウ <u>要配慮者への対応</u></p>
--------------	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 71</p>	<p>1 避難者の管理体制 (略)</p> <p>2 避難所連絡員の行動 (略)</p> <p>3 警察官の配置要請 (略)</p> <p>4 避難者状況把握 (略)</p> <p>5 情報提供連絡体制 (略)</p> <p>6 避難所におけるスペースの配分 屋外避難が困難である場合、屋内でのスペースのおおむねの配分を示す。</p> <p>(1) 避難者収容場所 基本的に耐震化された体育館等とする。</p> <p>(2) 避難者のスペース 避難者は家族単位とし、おおむね1人1畳程度のスペースとする。</p> <p>(3) 要配慮者への対応 多くの住民との共同居住が困難な要配慮者については、避難所内に別のスペースを設ける。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 食料供給計画</p>	<p>多くの住民との共同居住が困難な要配慮者については、<u>避難所内に別のスペースを設ける。</u></p> <p>2 避難者の管理体制 (略)</p> <p>3 避難所連絡員の行動 (略)</p> <p>4 警察官の配置要請 (略)</p> <p>5 避難者状況把握 (略)</p> <p>6 情報提供連絡体制 (略)</p> <p>(削除) ※第9節 避難所設置・運営計画 1 避難所の設置及び避難生活に移動</p> <p>(略)</p> <p>第10節 食料供給計画</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	--	---	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 72</p>	<p>災害により、日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p><u>(新設) ※地震対策編5章から移動</u></p>	<p>災害により、日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、<u>市の</u>実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、<u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p> <p><u>1 実施主体と実施内容</u></p> <p><u>(1) 応急食料の確保計画量</u></p> <p><u>市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</u></p> <p><u>(2) 市</u></p> <p><u>ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。</u></p> <p><u>イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。</u></p> <p><u>(7) 調達又はあつせんを必要とする理由</u></p> <p><u>(イ) 必要な食料の品目及び数量</u></p> <p><u>(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</u></p> <p><u>(エ) 連絡課及び連絡責任者</u></p> <p><u>(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--------------	--	---	---------------------------------------

<p>共通 73</p>	<p>1 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p> <p>2 炊き出し等応急食料調達給与の方法 (略)</p> <p>3 緊急物資（食料）の集積場所 (略)</p> <p>4 知事への要請事項 市において、<u>応急食料の調達が不可能又は困難な場合に、下記事項を明らかにしたうえで知事に調達あっせんを要請する</u></p>	<p>(ハ) <u>経費負担区分</u></p> <p>(キ) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>ウ <u>応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</u></p> <p>エ <u>避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</u></p> <p>(3) <u>市民及び自主防災組織</u></p> <p>ア <u>応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</u></p> <p>イ <u>自主防災組織は市町が行う応急食料の配分に協力する。</u></p> <p>ウ <u>自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</u></p> <p>(4) <u>日本赤十字社静岡県支部の実施内容</u> <u>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	---	---	------------------

	<p><u>ものとする。</u></p> <p>(1) <u>調達あつせんに必要とする理由</u></p> <p>(2) <u>必要食料品目</u></p> <p>(3) <u>必要数量</u></p> <p>(4) <u>引渡しを受ける場所及び引受責任者</u></p> <p>(5) <u>連絡課及び連絡責任者</u></p> <p>(6) <u>荷役作業員の有無</u></p> <p>(7) <u>その他参考となる事項</u></p> <p><u>5</u> 市長が知事に調達あつせんに要請できない場合の措置</p> <p>第11節 衣料・生活必需品・その他の物資供給計画</p> <p>災害により、物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を確保するため実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>5</u> 市長が知事に調達あつせんに要請できない場合の措置</p> <p>第11節 衣料・生活必需品・その他の物資<u>及び燃料</u>供給計画</p> <p>災害により、物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品<u>(その他の物資(以下この節において「物資」という。))及び燃料</u>等を確保するため市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p><u>1 実施主体と実施内容</u></p> <p><u>(1) 物資の確保計画量</u></p> <p><u>市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにはできないという認識に立つて初期の対応に十分な量の備蓄をする。</u></p> <p><u>(2) 市</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--	---	--	-----------------------------------

<p>共通 74</p>	<p><u>ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。</u></p> <p><u>イ 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。</u></p> <p><u>(7) 調達又はあつせんを必要とする理由</u></p> <p><u>(イ) 必要な食料の品目及び数量</u></p> <p><u>(ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者</u></p> <p><u>(エ) 連絡課及び連絡責任者</u></p> <p><u>(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無</u></p> <p><u>(カ) 経費負担区分</u></p> <p><u>(キ) その他参考となる事項</u></p> <p><u>ウ 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</u></p> <p><u>エ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。</u></p> <p><u>オ 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。</u></p> <p><u>(7) 必要なLPガスの量</u></p> <p><u>(イ) 必要な器具の種類及び個数</u></p> <p><u>(3) 市民及び自主防災組織</u></p> <p><u>ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによつてまかなえない場合は市に供給を要請する。</u></p>
--------------	---

<p>共通 75</p>	<p><u>1</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p> <p><u>2</u> 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急物資（衣料、生活必需品等）の集積場所 (略)</p> <p><u>4</u> <u>知事への要請事項</u> 市長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで知事に調達あっせんを要請するものとする。 <u>(1) 必要品目</u> <u>(2) 必要数量</u> <u>(3) 引渡し場所及び受取責任者</u> <u>(4) 連絡課及び連絡責任者</u> <u>(5) 荷役作業員の有無</u> <u>(6) 経費負担区分</u> <u>(7) その他参考となる事項</u></p> <p>第12節 給水計画 災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</p>	<p><u>イ</u> <u>自主防災組織は市町が行う物資の配分に協力する。</u> <u>ウ</u> <u>地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p> <p><u>3</u> 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法 (略)</p> <p><u>4</u> 緊急物資（衣料、生活必需品等）の集積場所 (略)</p> <p><u>(削除) ※第11節衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画 1実施主体と実施内容に移動</u></p> <p>第12節 給水計画 災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため<u>市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	--	---	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>1 実施主体と実施内容</u></p> <p><u>(1) 市</u></p> <p>ア <u>飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ <u>市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。</u></p> <p><u>(7) 給水を必要とする人員</u></p> <p><u>(イ) 給水を必要とする期間及び給水量</u></p> <p><u>(ウ) 給水する場所</u></p> <p><u>(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量</u></p> <p><u>(オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</u></p> <p><u>(カ) その他必要事項</u></p> <p>ウ <u>自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</u></p> <p>エ <u>地震発生後約8日以内を目的に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</u></p> <p><u>(2) 市民及び自主防災組織</u></p> <p>ア <u>地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。</u></p> <p>イ <u>地震発生後4日目から7日目までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。</u></p> <p>ウ <u>地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

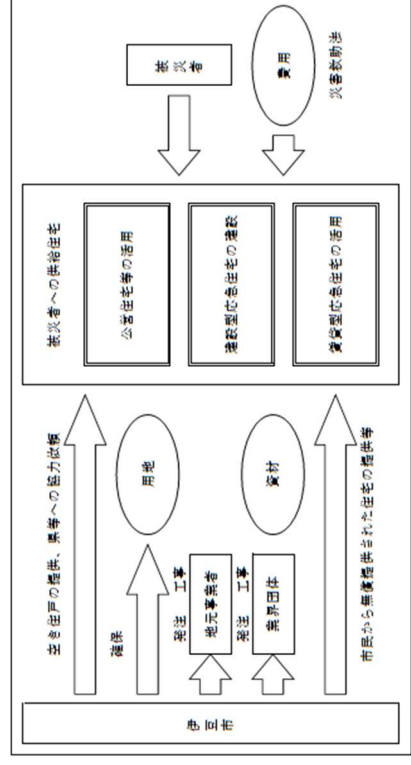
<p>共通 77</p>	<p>を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>市は県と連携し、地震により建築物及び宅地等が被害を受けるときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。(資料編《地震対策編》5-11-11-1-1 応急危険度判定士一覧)</p> <p>また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、<u>応急的な住宅を提供し</u>、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>地震対策編の見直し</p>
<p>(新設) ※地震対策編第5章から移動</p>	<p>1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 建築物</p> <p>(7) 市は、(公財)静岡県建築士会等建築関係団体の協力を得て、<u>応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度</u></p>	<p>1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定</p> <p>(1) 市</p> <p>ア 建築物</p> <p>(7) 市は、(公財)静岡県建築士会等建築関係団体の協力を得て、<u>応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>の把握を行うとともに、必要な処置を講ずる。(資料編《地震対策編》5-11-11-1 応急危険度判定士一覧)</u></p> <p><u>(イ) 被災建築物の所有者と協議し、また交通の安全性等を考慮して、処理建築物を決定する。</u></p> <p><u>(ウ) 伊豆市建設業組合へ依頼及び民間業者に要請しその処理にあたる。(資料編《共通対策編》3-3-1 伊豆市建設業組合員一覧)</u></p> <p><u>(エ) 処理の決定については、同時通報用無線や広報車により告知する。</u></p> <p><u>イ 宅地等</u></p> <p><u>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</u></p> <p><u>(2) 市民</u></p> <p><u>ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。</u></p> <p><u>イ 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 災害危険区域の指定</u></p> <p><u>(1) 指定の目的</u></p> <p><u>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築に禁止、その他建築に関する制限を定める。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	------------------

(新設) ※地震対策編第5章から移動

<p>共通 78</p>	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>(2) 条例により区域を指定し、周知する。</u></p> <p>3 応急住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難所生活を早期に解消するために、マニユアル(災害時の応急住宅対策マニユアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。</u></p> <p>(2) 市の実施事項</p> <p>ア <u>被害状況の把握</u></p> <p><u>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。</u></p> <p>イ <u>体制の整備</u></p> <p>ウ <u>応急住宅対策に関する体制を整備する。</u></p> <p>エ <u>応急仮設住宅の確保</u></p> <p>(7) <u>建設型応急住宅の建設</u></p> <p><u>①建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</u></p> <p><u>②建設用地は、あらかじめ定められた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</u></p> <p>(4) <u>賃貸型応急住宅の借上げ</u></p> <p><u>①借上げ県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。</u></p>	
--------------	----------------------------------	---	--



エ 応急仮設住宅の管理運営

応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。

その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。

入居者の認定を市長が行うことよされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの視力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問

<p>共通 79</p>		<p><u>ク 住宅の応急修理</u> <u>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければならない者が困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するため欠くことのできない部分について応急修理を行う。</u></p> <p><u>ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あつせん要請</u> <u>市長は応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあつせん又は調達は要請する。</u></p> <p><u>(7) 応急仮設住宅の場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>① 被害世帯数(全焼、全壊、流失)</u> <u>② 設置を必要とする住宅の戸数</u> <u>③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量</u> <u>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</u> <u>⑤ 連絡責任者</u> <u>⑥ その他参考となる事項</u> <p><u>(4) 住宅応急修理の場合</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>① 被害世帯数(半焼、半壊)</u> <u>② 修理を必要とする住宅の戸数</u> <u>③ 修理に必要な資機材の品目及び数量</u> <u>④ 派遣を必要とする建築業者及び人数</u> <u>⑤ 連絡責任者</u> <u>⑥ その他参考となる事項</u> <p><u>市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するた</u></p>
--------------	--	--

	<p><u>1</u> 災害救助法に基づく実施事項 (1) 応急仮設住宅措置 ア 入居対象者 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であ って、自らの資力では住家を得ることができない者とする。</p> <p>(略) (2) 住宅応急修理</p>	<p><u>め、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足 する場合についても、県にあっては調達を要請する。</u> <u>コ 住居等に流入した土石等障害物の除去</u> <u>住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著し い支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市 長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示 して知事に応援を要請する。</u> <u>(7) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)</u> <u>(イ) 除去に必要な人員</u> <u>(ロ) 除去に必要な期間</u> <u>(ハ) 除去に必要な機械器具の品目別数量</u> <u>(ニ) 除去した障害物の集積場所の有無</u></p> <p><u>4</u> 災害救助法に基づく実施事項 (1) 応急仮設住宅措置 ア 入居対象者 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者で あって、自らの資力では住家を得ることができない者又 は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家とし ての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であ り、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1ヶ月を 超えると見込まれる者(知事との事前協議必要)。</p> <p>(略) (2) 住宅応急修理</p>	<p>「応急修理期間 中における応急 仮設住宅の使用 について」(令和 2年7月16日) を踏まえた修正</p>
--	--	---	---

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 80</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 修理期間 災害発生の日から<u>1</u>カ月以内。ただし、<u>期間内に完成できない場合は、知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができ</u>る。</p> <p><u>2</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>3</u> 知事への要請事項 市長は、<u>資材等の調達が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、知事に調達あっせんを要請するものとする。</u> <u>(1) 被害世帯数 (全焼、全壊、流失、半焼、半壊)</u> <u>(2) 住宅設置 (修理) 戸数</u> <u>(3) 住宅設置 (修理) に必要とする資材品名及び数量</u> <u>(4) 住宅設置 (修理) に必要とする建築業者及び人数</u> <u>(5) 連絡責任者</u> <u>(6) その他参考となる事項</u></p> <p><u>4</u> 要配慮者への配慮 (略)</p> <p><u>5</u> 住宅の応急復旧活動 (略)</p> <p><u>6</u> 非常災害時における特例</p> <p>第14節 医療・助産計画 (略)</p>	<p>災害救助法改正を踏まえた修正</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
<p>(略)</p> <p>ウ 修理期間 災害発生の日から<u>3</u>カ月以内。ただし、<u>県の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内。</u></p> <p><u>5</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>(削除) ※第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 3 応急住宅の確保に移動</u></p> <p><u>6</u> 要配慮者への配慮 (略)</p> <p><u>7</u> 住宅の応急復旧活動 (略)</p> <p><u>8</u> 非常災害時における特例</p> <p>第14節 医療・助産計画 (略)</p>	<p>災害救助法改正を踏まえた修正</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 81</p>	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>1 基本方針</u></p> <p>ア 市は、医療救護を行うため、<u>救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。</u></p> <p>イ 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>ウ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>エ 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>オ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>カ 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p><u>2 救護所、救護病院及び災害拠点病院</u></p> <p><u>(1) 救護所</u></p> <p>ア <u>設置</u></p> <p>市は、<u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>イ 活動</u></p> <p><u>(7) 医療救護対象者の重症度・危険度の判定・選別(トリアージ)。</u></p> <p><u>(イ) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</u></p> <p><u>(ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配</u></p> <p><u>(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配</u></p> <p><u>(オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告</u></p> <p><u>(カ) その他必要な事項</u></p> <p><u>(2) 救護病院</u></p> <p><u>ア 設置</u></p> <p>市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</p> <p><u>イ 活動</u></p> <p><u>(7) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)。</u></p> <p><u>(イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ</u></p> <p><u>(ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配</u></p> <p><u>(エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配</u></p> <p><u>(オ) 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への受入状況等の報告</u></p> <p><u>(カ) その他必要な事項</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>3 実施主体と実施内容</u></p> <p><u>(1) 市</u></p> <p><u>あらかじめ定めた医療救護計画に基づき次の医療救護活動</u></p>	

<p>共通 82</p>	<p>1 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p>	<p>を行う。</p> <p>ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</p> <p>イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</p> <p>ウ 傷病者の受入に当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。</p> <p>エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。</p> <p>オ 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんの要請する。</p> <p>カ 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。</p> <p>(7) 必要な救護班数</p> <p>(4) 救護班の派遣場所</p> <p>(ウ) その他必要事項(災害発生の原因)</p> <p>キ 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p> <p>(2) 市民及び自主防災組織</p> <p>ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>イ 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p>4 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p>	<p>4 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>	

<p>共通 83</p>	<p><u>2</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>3</u> 市長の要請に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><u>4</u> 知事への要請事項 <u>市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には次の事項を明らかにしたうえで、知事にそのあつせんを要請する。</u> <u>(1) 必要な救護班救</u> <u>(2) 救護班の派遣場所</u> <u>(3) その他必要事項（災害発生の原因）</u></p> <p><u>5</u> 医療救護活動の実施 <u>多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設</u> <u>置する他、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療</u> <u>救護活動を実施するものとする。</u> <u>医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージ</u> <u>を行い、効率的な活動に努めるものとする。</u></p> <p><u>6</u> 健康への配慮 <u>特に、高齢者、障害のある人等の要配慮者の心身双方の健康</u> <u>状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、</u> <u>介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア</u> <u>団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</u> <u>市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>5</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>6</u> 市長の要請に基づく県の実施事項 (略)</p> <p><u>(削除) ※第14節 医療・助産計画 1 基本方針に移動</u></p> <p><u>(削除) ※第14節 医療・助産計画 1 基本方針に移動</u></p> <p><u>(削除) ※第14節 医療・助産計画 1 基本方針に移動</u></p> <p>(略)</p>	<p>第15節 防疫計画</p>
<p>共通 84</p>	<p>第15節 防疫計画</p>	<p>第15節 防疫計画</p>	<p>第15節 防疫計画</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 85</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画</p> <p>被災地の塵芥収集処理、し尿の汲取処理、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。</p> <p>1 基本方針</p> <p>「静岡県災害廃棄物処理計画」「伊豆市災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」を踏まえて<u>円滑・迅速に処理する。</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>3 市民及び自主防災組織の実施事項</u></p> <p><u>飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</u></p> <p><u>4 関係団体の実施事項</u></p> <p><u>飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</u></p> <p><u>5 その他</u></p> <p><u>地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。</u></p> <p>第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画</p> <p>被災地の塵芥収集処理、し尿の汲取処理、死亡獣畜の処理等、清掃業務を適切に行うため、<u>市の実施事項を定め、清掃作業に支障のないよう措置する。</u></p> <p>1 基本方針</p> <p><u>(1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」「伊豆市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</u></p> <p><u>(2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」「伊豆市災害廃棄物処理計画」</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
			<p>地震対策編の見直し</p>
			<p>地震対策編の見直し</p>

<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>(3) <u>災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</u></p> <p>(4) <u>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>し尿処理</u></p> <p>(1) <u>市</u></p> <p>ア <u>下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</u></p> <p>イ <u>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</u></p> <p>ウ <u>独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>処理対象物名及び数量</u></p> <p>(ロ) <u>処理対象戸数</u></p> <p>(ハ) <u>市所在の処理場の使用可否</u></p> <p>(ニ) <u>実施期間</u></p> <p>(ホ) <u>その他必要事項</u></p> <p>エ <u>必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</u></p> <p>オ <u>速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>市民及び自主防災組織</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
----------------------------------	--	------------------

	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、<u>仮設便所等を使用し、処理することとする。</u></p> <p>イ <u>自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</u></p> <p>3 <u>廃棄物(生活系)処理</u></p> <p>(1) <u>市</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</u></p> <p>イ <u>収集体制を住民に広報する。</u></p> <p>ウ <u>独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。</u></p> <p>(7) <u>処理対象物名及び数量</u></p> <p>(4) <u>処理対象戸数</u></p> <p>(ウ) <u>市所在の処理場の使用可否</u></p> <p>(エ) <u>実施期間</u></p> <p>(4) <u>その他必要事項</u></p> <p>エ <u>収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</u></p> <p>(2) <u>自主防災組織</u></p> <p>ア <u>地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。</u></p> <p>イ <u>仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>市民</u></p> <p>ア <u>ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。</u></p> <p>イ <u>河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	------------------

<p>(新設) ※<u>地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>4 災害廃棄物処理</u></p> <p><u>(1) 市</u></p> <p>ア <u>災害廃棄物処理対策組織の設置市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</u></p> <p>イ <u>情報の収集</u> 市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し、県に報告する。</p> <p>(7) <u>家屋の被害棟数等の被災状況</u></p> <p>(1) <u>ごみ処理施設等の被災状況</u></p> <p>(2) <u>産業廃棄物処理施設等の被災状況</u></p> <p>(エ) <u>災害廃棄物処理能力の不足量の推計</u></p> <p>(オ) <u>仮置場、仮設処理場の確保状況</u></p> <p>ウ <u>発生量の推計</u> 収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>エ <u>仮置場、仮設処理場の確保</u> 推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。</p> <p>オ <u>処理施設の確保</u> 中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。</p> <p>カ <u>関係団体への協力の要請</u> 収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。</p> <p>キ <u>災害廃棄物の処理の実施</u> 県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した「伊豆市災害廃棄物処理計画」に則り、被災状況を勘案した上で、<u>災害廃棄物の処理を実施する。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
----------------------------------	---	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>2</u> 対象 (略)</p> <p><u>3</u> ごみ・汚泥の収集処理 (略)</p> <p><u>4</u> し尿の収集処理 (略)</p> <p><u>5</u> 死亡獣畜処理 (略)</p> <p><u>6</u> 市長の要請・実施事項 市において清掃業務が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にそのあつせんを要請するものとする。 <u>(1) 処理対象物名及び数量</u> <u>(2) 処理対象戸数</u> <u>(3) 清掃センター、汚泥再生処理センター、衛生施設組合の処</u></p>	<p><u>ク</u> <u>解体家屋の撤去</u> <u>解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。</u></p> <p><u>(2) 企業</u> ア <u>自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。</u> イ <u>市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</u></p> <p><u>(3) 市民</u> ア <u>災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。</u> イ <u>河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</u></p> <p><u>5</u> 対象 (略)</p> <p><u>6</u> ごみ・汚泥の収集処理 (略)</p> <p><u>7</u> し尿の収集処理 (略)</p> <p><u>8</u> 死亡獣畜処理 (略)</p> <p><u>(削除) ※第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画 1 基本方針</u> <u>に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	---	------------------

<p>共通 88</p>	<p><u>理場の使用可否</u> <u>(4) 実施期間</u> <u>(5) その他必要事項</u> <u>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推</u> <u>計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への</u> <u>協力要請、処理の実施等</u></p> <p><u>7</u> 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第17節 遺体の捜索及び措置埋葬計画 災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死亡識別等のための遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、<u>実施事項</u>を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう措置する。</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>9</u> 非常災害時における特例 (略)</p> <p>第17節 遺体の捜索及び措置埋葬計画 災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死亡識別等のための遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、<u>市の実施事項</u>を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう措置する。</p> <p><u>1</u> 基本方針 <u>(1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。</u> <u>(2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</u> <u>(3) 当該地域内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。</u> <u>(4) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--------------	---	---	-----------------------------------

	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>(5) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</u></p> <p><u>2 実施主体と実施内容</u></p> <p><u>(1) 市</u></p> <p><u>ア 遺体の搜索</u></p> <p><u>市職員、消防団員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</u></p> <p><u>イ 遺体の収容施設</u></p> <p><u>(7) 設置</u></p> <p><u>市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</u></p> <p><u>(4) 活動</u></p> <p><u>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</u></p> <p><u>① 警察の協力を得て遺体措置を行う。</u></p> <p><u>② 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</u></p> <p><u>③ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</u></p> <p><u>④ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</u></p> <p><u>⑤ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</u></p> <p><u>(7) 遺体の処置</u></p> <p><u>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	---	------------------

<p>共通 89</p>	<p>1 <u>災害救助法に基づく実施事項</u> (略)</p> <p>2 <u>実施方法</u> (略)</p> <p>3 <u>知事への要請事項</u> 市長が、<u>遺体の捜索、処理、埋葬</u>について知事に対し<u>応援を</u></p>	<p>り人が判明しないときは、<u>所持品等を保管のうえで火葬する。</u></p> <p>(エ) <u>広域火葬</u> 大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、<u>火葬が円滑に行われるよう</u>に遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、<u>静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</u></p> <p>(オ) <u>県への要請</u> 市長は、<u>遺体の捜索、措置、火葬</u>について、当該市町で対応できないときは、<u>次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。</u></p> <p>① <u>捜索、措置、火葬に必要な職員数</u></p> <p>② <u>捜索が必要な地域</u></p> <p>③ <u>火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否</u></p> <p>④ <u>必要な輸送車両の台数</u></p> <p>⑤ <u>遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</u></p> <p>⑥ <u>広域火葬の応援が必要な遺体数</u></p> <p>(2) <u>市民及び自主防災組織</u> <u>行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</u></p> <p>3 <u>災害救助法に基づく実施事項</u> (略)</p> <p>4 <u>実施方法</u> (略)</p> <p>(削除) ※第17節 <u>遺体の捜索及び措置埋葬計画</u> 1 <u>基本方針</u> <u>に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	---	---	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 90</p>	<p>求める場合には、次の事項を明らかにし<u>たうえで、そのあつせ</u> <u>んを要請するものとする。</u> <u>(1) 捜索、措置、火葬に必要な職員数</u> <u>(2) 捜索が必要な地域</u> <u>(3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否</u> <u>(4) 必要な輸送車両の台数</u> <u>(5) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量</u> <u>(6) 広域火葬の応援が必要な遺体数</u></p>	<p>5. 非常災害時における特例措置 (略)</p>	<p>静岡県地域防災 計画との整合</p>
<p>共通 91</p>	<p>第19節 社会秩序維持計画 (略) 2 大仁警察署が実施する活動 (1) 関係機関に対する協力 地域の平穩を害する不法行為を未然に防止するため、<u>物資の</u> <u>配送、その他</u>救助活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限 り協力する。 (略)</p>	<p>第19節 社会秩序維持計画 (略) 2 大仁警察署が実施する活動 (1) 関係機関に対する協力 地域の平穩を害する不法行為を未然に防止するため、救助 活動等を行う関係機関の活動に対し可能な限り協力する。 (略)</p>	<p>静岡県地域防災 計画との整合</p>
<p>共通 92</p>	<p>第20節 輸送計画 (略) 1 <u>実施方法</u> <u>(1) 陸上輸送</u> <u>陸上輸送は、市有車両の活動、自衛隊派遣要請要求、輸送業</u> <u>者の協力により行うものとし、災害の態様その他の事情を勘案</u> <u>して適宜実施するものとする。</u></p>	<p>第20節 輸送計画 (略) 1 <u>緊急輸送活動</u> <u>(1) 緊急輸送対策の基本方針</u> <u>ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、</u> <u>復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。</u> <u>イ 緊急輸送は市民の生命の安全確保をするための輸送を最</u></p>	<p>地震対策編の見 直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>ア 市有車両の活用</u> 市有車両一覧を使用して実施するものとする。</p> <p><u>イ 運送業者の所有する車両の借上げ</u> 民間所有営業用車両の協力による輸送を必要とする場合は、随時借上げるものとする。市内で車両の確保が困難な場合は、輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請する。</p> <p><u>ウ 自衛隊の派遣要請要求</u> 〈第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉による。</p> <p><u>エ その他の車両借上げ</u> 道路の被害により配車不能の場合は、現地において自家用車等の借上げにより輸送するものとする。この場合、担当者は速やかに総務部に報告しなければならない。</p> <p>(2) <u>海上輸送</u> 海上輸送は市より県へ要請（要求）し、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。</p> <p><u>ア 県有船舶</u></p> <p><u>イ 海上自衛隊の要請要求</u> 〈第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉により行うものとする。</p> <p><u>ウ 海上保安庁の応援要請要求</u> 〈第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画〉により行うものとする。</p> <p><u>エ 民間船舶への協力要請</u> (7) 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請については、市から県へ要求し、県が中部運輸局静岡運輸支局を通し協力要請するものとする</p>	<p><u>優先に行うことを原則とする。</u></p> <p><u>ウ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。</u></p> <p>(2) <u>市</u></p> <p><u>ア 市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。</u></p> <p><u>イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し輸送の内容により各計画に定めるところに従って要請する。</u></p> <p><u>ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については次の（3）、（4）のとおり。</u></p> <p><u>エ 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</u></p> <p>(3) <u>緊急輸送の対象等</u></p>							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 945 880 1146">段階</th> <th data-bbox="833 369 880 945">輸送対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="880 945 1430 1146"> <p><u>第1段階 警戒・避難期</u></p> </td> <td data-bbox="880 369 1430 945"> <p>1 <u>救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資</u></p> <p>2 <u>消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資</u></p> <p>3 <u>政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資</u></p> <p>4 <u>広報医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p>5 <u>緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1430 945 1430 1146"> <p><u>第2段階 事</u></p> </td> <td data-bbox="1430 369 1430 945"> <p>1 <u>上記第1段階の継続</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	段階	輸送対象	<p><u>第1段階 警戒・避難期</u></p>	<p>1 <u>救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資</u></p> <p>2 <u>消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資</u></p> <p>3 <u>政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資</u></p> <p>4 <u>広報医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p>5 <u>緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</u></p>	<p><u>第2段階 事</u></p>	<p>1 <u>上記第1段階の継続</u></p>	
段階	輸送対象								
<p><u>第1段階 警戒・避難期</u></p>	<p>1 <u>救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資</u></p> <p>2 <u>消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資</u></p> <p>3 <u>政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資</u></p> <p>4 <u>広報医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p>5 <u>緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</u></p>								
<p><u>第2段階 事</u></p>	<p>1 <u>上記第1段階の継続</u></p>								

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>る。</p> <p>(1) 漁船 漁船への協力要請は、県が伊豆漁業協同組合を通じて行うものとする。</p> <p>(3) 航空輸送 ア 災害の状況により航空輸送を必要とする場合は、〈第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉により自衛隊の出動や県防災ヘリコプターの出動を知事に要請する。</p> <p>イ 市内のヘリポートは(資料編3-20-1)のとおりである。</p> <p>ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。</p> <p>(4) 人力による輸送 車両等による輸送が不可能なときは、人力輸送を行うものとする。</p>	<p>態・安定期</p> <p>第3段階復旧期</p> <p>その他 関係措置</p> <p>2 食料、水等生命の維持に必要な物資</p> <p>3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</p> <p>4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資</p> <p>1 上記第2段階の継続</p> <p>2 災害復旧に必要な人員・物資</p> <p>3 生活必需品</p> <p>1 避難路及び緊急通路確保のための一般車両使用の抑制について、市民・事業所等に対する協力要請を行う。</p> <p>2 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、警察県警機関等との密接な連携の確保を図る。</p> <p>3 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共交通機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。</p>	
<p>(4) 緊急輸送体制の確保</p>		<p>緊急輸送手段</p> <p>自動車</p> <p>確保順位・方法</p> <p>1 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>2 公共的団体の車両等</p> <p>3 静岡県トラック協会東部支部等の営業用車両</p> <p>4 その他の自家用車両等</p> <p>なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、静岡県トラック協会東部支部及び貨</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>船舶等</u></p> <p>1 <u>民間船舶等</u></p> <p>2 <u>海上保安庁所属船舶</u></p> <p>3 <u>自衛隊所属船舶</u></p> <p>4 <u>県有船舶</u></p> <p><u>航空機</u></p> <p>1 <u>県防災ヘリコプター</u></p> <p>2 <u>自衛隊ヘリコプター</u></p> <p>3 <u>県警ヘリコプター</u></p> <p>4 <u>民間ヘリコプター</u></p>	<p><u>物自動車運送事業者等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。</u></p>
<p>共通 93</p>	<p>※ <u>第1次防災拠点港湾施設 沼津、熱海、下田等</u></p> <p>※ <u>第2次防災港湾施設 網代、伊東、戸田、土肥等</u></p> <p>(5) <u>緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保</u></p> <p><u>ア 緊急輸送道路の確保</u></p> <p><u>市は、緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。</u></p>	
	<p><u>区分</u></p> <p><u>第1次緊急輸送道路</u></p> <p><u>第2次緊急輸送道路</u></p>	<p><u>緊急輸送道路の内容</u></p> <p><u>災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する大仁警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路</u></p> <p><u>市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフ</u></p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 945 247 1137">第3次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="159 376 427 945"> <p><u>ラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路</u></p> <p><u>第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。</u></p> </td> </tr> </table> <p><u>イ 緊急輸送道路の選定</u></p> <p><u>(7) 緊急輸送道路の選定基準</u></p> <p><u>緊急輸送道路としては、以下の選定基準により選定する。</u></p> <p><u>a 一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路であること。</u></p> <p><u>b 庁舎（支所含む）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、救援物資等の備蓄・集積地点、防災拠点を相互に連結する道路</u></p> <p><u>ウ 道路障害物除去作業</u></p> <p><u>道路管理者は所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、道路緊急輸送にあたっては、以下の事項に留意する。</u></p> <p><u>(7) 道路障害物除去は原則として第1次、2次、3時の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。</u></p> <p><u>(4) 警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。</u></p> <p><u>(4) 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。</u></p>	第3次緊急輸送道路	<p><u>ラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路</u></p> <p><u>第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。</u></p>
第3次緊急輸送道路	<p><u>ラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路</u></p> <p><u>第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。</u></p>		

<p>共通 94</p>	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>2 災害救助法の規定による輸送の範囲 (略)</p> <p>3 知事への要請事項 市長が輸送計画について知事に対し応援を求めるときは、<u>輸送の内容により各計画に定めるところに従って要請するものとする。</u></p>	<p><u>(エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。</u></p> <p><u>(オ) 除去作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。</u></p> <p><u>(カ) 道路障害物除去及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。</u></p> <p><u>(キ) 道路障害物の除去で発生する瓦礫の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。</u></p> <p><u>エ 関係機関及び市民への周知</u> 災害時において市は、市区域内の緊急輸送道路、通行止め区間、輸送拠点、緊急物資等の備蓄・集積拠点等について、警察、自衛隊、消防等の関係機関に連絡するとともに市民へ周知する。</p> <p>2 防災関係機関 <u>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は市災害対策本部に必要な措置を要請する。</u></p> <p>3 災害救助法の規定による輸送の範囲 (略) <u>(削除) ※第20節 輸送計画 1 緊急輸送活動に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	--	---	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>第21節 交通応急対策計画 交通施設に係る災害に際して、県知事、道路管理者、県公安委員会等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>第21節 交通応急対策計画 交通施設に係る災害に際して、<u>自動車運転者</u>、県知事、道路管理者、県公安委員会等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。</p> <p>1 <u>陸上交通の確保</u></p> <p>(1) <u>陸上交通確保の基本方針</u></p> <p>ア <u>道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。</u></p> <p><u>この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。</u></p> <p>(2) <u>自動車運転者のとるべき措置</u></p> <p>ア <u>緊急地震速報を聞いたとき</u></p> <p>(7) <u>ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</u></p> <p>(イ) <u>急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</u></p> <p>(ウ) <u>大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</u></p> <p>イ <u>地震等が発生したとき</u></p> <p><u>走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</u></p> <p>(7) <u>できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</u></p> <p>(イ) <u>停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--	--	---	-----------------------------------

	<p>(ウ) <u>車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>(エ) <u>避難のために車両を使用しないこと。</u></p> <p>(オ) <u>災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</u></p> <p><u>① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <p>a <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所は、区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所</u></p> <p>(カ) <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>(キ) <u>通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措</u></p>
--	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>1</u> 道路管理者等の実施事項</p> <p><u>(1)</u> 応急態勢の確立 (略)</p> <p><u>(2)</u> 主要交通路等の確保 (略)</p> <p><u>(3)</u> 災害時における通行の禁止又は制限</p> <p><u>ア</u> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</p> <p><u>イ</u> 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りように記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を、道路標識をもって明示する。</p> <p><u>(4)</u> 放置車両の移動等 (略)</p> <p><u>(5)</u> 道路の応急復旧</p> <p><u>ア</u> 応急復旧の実施責任者 (略)</p> <p><u>イ</u> 市長の責務</p> <p><u>(7)</u> 他の道路管理者に対する通報 (略)</p> <p><u>(4)</u> 緊急の場合における応急復旧 (略)</p> <p><u>(7)</u> 知事に対する応援要請 (略)</p>	<p><u>置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</u></p> <p><u>(3)</u> 道路管理者等の実施事項</p> <p><u>ア</u> 応急態勢の確立 (略)</p> <p><u>イ</u> 主要交通路等の確保 (略)</p> <p><u>ウ</u> 災害時における通行の禁止又は制限</p> <p>道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。</p> <p><u>エ</u> 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りように記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を、道路標識をもって明示する。</p> <p><u>オ</u> 放置車両の移動等 (略)</p> <p><u>カ</u> 道路の応急復旧</p> <p><u>(7)</u> 応急復旧の実施責任者 (略)</p> <p><u>(4)</u> 市長の責務</p> <p><u>①</u> 他の道路管理者に対する通報 (略)</p> <p><u>②</u> 緊急の場合における応急復旧 (略)</p> <p><u>③</u> 知事に対する応援要請 (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	---	--	------------------

<p>共通 96</p>	<p><u>ウ</u> 仮設道路の設置 (新設) ※地震対策編第5章から移動</p> <p>既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>エ</u> ヘリポート設定 (略)</p> <p><u>(6)</u> 経費の負担区分</p> <p><u>ア</u> 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p><u>イ</u> 緊急の場合における応急復旧の経費 (略)</p> <p><u>ウ</u> 仮設道路の設置に要する経費 (略)</p> <p><u>エ</u> ヘリポートに使用した用地等の損失補償 (略)</p> <p><u>2</u> 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p><u>(1)</u> 災害時における交通の規制等</p> <p>県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に必要なる者又は災害応急対策に必要なる者又は災害応急対策に必要なる物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p><u>(ウ)</u> 応急復旧、仮設道路の設置</p> <p><u>①</u> 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。</p> <p><u>②</u> 既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p> <p><u>(エ)</u> ヘリポート設定 (略)</p> <p><u>キ</u> 経費の負担区分</p> <p><u>(ウ)</u> 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p><u>(4)</u> 緊急の場合における応急復旧の経費 (略)</p> <p><u>(ウ)</u> 仮設道路の設置に要する経費 (略)</p> <p><u>(エ)</u> ヘリポートに使用した用地等の損失補償 (略)</p> <p><u>(4)</u> 県知事又は県公安委員会の実施事項</p> <p><u>ア</u> 災害時における交通の規制等</p> <p><u>(ウ)</u> 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に必要なる者又は災害応急対策に必要なる物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	---	--	------------------

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>(イ) 県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>(ウ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p>(エ) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管轄者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>(オ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>(カ) 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管轄センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p> <p>イ 警察官の措置命令等</p> <p>(7) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	------------------

<p>共通 97</p>	<p>(2) 通行の禁止又は制限に係る標示</p>	<p>当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(イ) (ア)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>(ウ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(エ) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(オ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>ウ 除去障害物の処分</p> <p>(ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定められた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>(イ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p> <p>エ 通行の禁止又は制限に係る標示</p>
--------------	---------------------------	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u> ※<u>地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>(3)</u> 緊急通行車両の確認</p> <p><u>ア</u> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の利用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</p> <p><u>イ</u> 確認後は当該車両の利用者に対し、「緊急通行車両標章」(資料編3-21-2)及び「緊急通行車両確認証明書」(資料編3-21-3)を交付する。</p> <p><u>(4)</u> 緊急通行車両の事前届け出 (略)</p> <p><u>(5)</u> 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p><u>(新設)</u> ※<u>地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>3</u> 鉄道事業者の実施事項</p> <p><u>(1)</u> 応急態勢の確立 (略)</p> <p><u>(2)</u> 代行輸送等の実施 (略)</p> <p><u>(3)</u> 応急復旧の実施 崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、</p>	<p>(略)</p> <p><u>オ</u> <u>交通安全施設の復旧</u> 県公安委員会(県警察)は<u>緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</u></p> <p><u>カ</u> 緊急通行車両の確認</p> <p><u>(7)</u> 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の利用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。</p> <p><u>(1)</u> 確認後は当該車両の利用者に対し、「緊急通行車両標章」(資料編3-21-2)及び「緊急通行車両確認証明書」(資料編3-21-3)を交付する。</p> <p><u>キ</u> 緊急通行車両の事前届け出 (略)</p> <p><u>ク</u> 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限</p> <p><u>(7)</u> 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。</p> <p><u>(1)</u> <u>道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。</u></p> <p><u>(5)</u> 鉄道事業者の実施事項</p> <p><u>ア</u> 応急態勢の確立 (略)</p> <p><u>イ</u> 代行輸送等の実施 (略)</p> <p><u>ウ</u> 応急復旧の実施 崩土、線路の流失<u>陥没、路盤の破壊</u>等応急復旧を要する</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>道路法46条1項に基づき修正</p> <p>地震対策編構成の見直し</p>
--	---	--	---

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>第22節 応急教育計画 災害により学用品を失った者や文教施設の被害に対する実施事項を定め、小・中学校等の児童生徒の就学に支障のないよう措置することを目的とする。</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>被害が生じたときは、工事関係者、<u>防災関係機関等の協力</u>を得て、<u>輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧</u>並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。</p> <p><u>2 海上交通の確保</u> <u>海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動、災害復旧活動に欠かせない交通手段となるため、市災害対策本部長は、情報の収集、海上交通の調整、船舶規制、海上自衛隊の支援等、県の措置に対し協力するものとする。</u></p> <p><u>3 航空輸送の確保</u> <u>市は、ヘリコプターの離着陸場として定められた場所の安全確認を行い、使用の可否を把握する。また、指定のヘリポートの障害物の除去などの応急措置を、自衛隊、住民及び消防団、建設業者の協力を得て行うものとする。</u> (略)</p> <p>第22節 応急教育計画 <u>小・中学校等（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。</u></p> <p><u>1 基本方針</u> <u>(1) 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、県教育委員会が示した災害応急対策及び応急教育に係る指針に基づき、対策等の円滑な実施をする。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--	---	--	---

<p>共通 99</p>	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会の要請により、必要な措置を講ずる。</u> <u>なお、「災害救助法」に基づき教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</u> <u>(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</u> <u>(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</u></p> <p>2 計画の作成 (1) 災害応急対策 ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 イ 計画に定める項目は、次のとおりとする。 (ア) 学校の防災組織と教職員の任務 (イ) 教職員動員計画 (ロ) 情報連絡活動 (ハ) 生徒等の安全確保のための措置 (ニ) その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基つき、各学校が実態に即して実施する対策 (2) 応急教育 ア 計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--------------	----------------------------------	---	------------------

	<p><u>イ 施設・設備の確保</u></p> <p>(7) <u>学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。</u></p> <p>(4) <u>被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。</u></p> <p><u>ウ 教育再開の決定・連絡</u></p> <p>(7) <u>生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</u></p> <p>(4) <u>教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</u></p> <p><u>エ 教育環境の整備</u></p> <p><u>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</u></p> <p><u>オ 給食業務の再開</u></p> <p><u>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</u></p> <p><u>カ 学校が地域の避難所となる場合の対応</u></p> <p>(7) <u>各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</u></p> <p>(4) <u>避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。</u></p> <p><u>キ 生徒等の心のケア</u></p> <p>(7) <u>生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の</u></p>
--	---

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 100</p>	<p><u>1</u> <u>(新設)</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p> <p><u>2</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>3</u> 学校施設の応急復旧 (略)</p> <p><u>4</u> 児童生徒の登下校対策 (略)</p> <p><u>5</u> 学校給食 (略)</p> <p><u>6</u> 文化財の応急対策 (略)</p> <p><u>7</u> 知事への要請事項 (略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>3</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p> <p><u>4</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>5</u> 学校施設の応急復旧 (略)</p> <p><u>6</u> 児童生徒の登下校対策 (略)</p> <p><u>7</u> 学校給食 (略)</p> <p><u>8</u> 文化財の応急対策 (略)</p> <p><u>9</u> 知事への要請事項 (略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p><u>1</u> <u>基本方針</u></p> <p><u>(1) 市、その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 101</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>1</u> 災害救助法に基づく実施事項 (略)</p> <p><u>2</u> 実施方法 (略)</p> <p><u>3</u> 学校施設の応急復旧 (略)</p> <p><u>4</u> 児童生徒の登下校対策 (略)</p> <p><u>5</u> 学校給食 (略)</p> <p><u>6</u> 文化財の応急対策 (略)</p> <p><u>7</u> 知事への要請事項 (略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</u></p> <p><u>(4) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

共通 102	<p>1 実施事項及び対象 (略)</p> <p>(5) 災害母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付 (略)</p> <p>ウ 貸付額 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額 (略)</p>	<p>(2) <u>健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。</u></p> <p>(3) <u>各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。</u></p> <p>(4) <u>市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。</u></p> <p>(5) <u>生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。</u></p>	地震対策編の見直し
共通 103	<p>第24節 消防計画 (略)</p>	<p>第24節 消防計画 (略)</p>	地震対策編の見直し
共通 104	<p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>2 基本方針 <u>地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。</u></p> <p><u>(1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては</u></p>	地震対策編の見直し

	<p><u>二次災害の防止に努める。</u></p> <p>(3) <u>消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>3 実施主体</p> <p>(1) <u>消防本部及び消防団</u></p> <p>ア <u>火災発生状況等の把握</u></p> <p>消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。</p> <p>(7) <u>延焼火災の状況</u></p> <p>(4) <u>自主防災組織の活動状況</u></p> <p>(7) <u>消防ポンプ自動車等の通行可能道路</u></p> <p>(エ) <u>消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</u></p> <p>イ <u>消防活動の留意事項</u></p> <p>消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。</p> <p>(7) <u>延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</u></p> <p>(1) <u>多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</u></p> <p>(7) <u>危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をと</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	--	------------------

(新設) ※地震対策編第5章から移動

<p>共通 105</p>	<p><u>る。</u></p> <p>(エ) 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防衛を優先して行う。</p> <p>(オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</p> <p>(2) 事業所(研究室、実験室を含む。)</p> <p>ア 火災予防措置</p> <p>火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>イ 火災が発生した場合の措置</p> <p>(7) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</p> <p>(4) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</p> <p>ウ 災害拡大防止措置</p> <p>都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>(7) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>(4) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>(7) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p> <p>(3) 自主防災組織</p> <p>ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。</p> <p>イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して</p>
---------------	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動拠点の設置 市は、あらかじめ定められた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。また、市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 <u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u> <u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>第27節 自衛隊派遣要請要求計画 (略)</p> <p>(2) 災害派遣要請要求の内容</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>2 ボランティア活動拠点の設置 <u>(1) 市は、あらかじめ定められた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。また、市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> <u>(2) ボランティア活動拠点 本庁及び各支所、学校施設等</u> <u>(3) ボランティアの宿泊 宿泊については、被災地で営業を再開している宿泊施設に限られていたり、また、そうした施設が被災者や復興関係者を優先させたりする場合もあるので、市ボランティア本部は、東部ボランティア支援センターと協力してその旨を周知する。状況により学校施設をボランティア向けに簡易宿泊場所として臨時提供する。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 市民及び自主防災組織 <u>(1) 各避難地において、住民も組織的に物資搬入、供給等について活動をする。</u> <u>(2) 住民の統制は自主防災組織及び避難地に配置された市職員が行う。</u></p> <p>第27節 自衛隊派遣要請要求計画 (略)</p> <p>(2) 災害派遣要請要求の内容</p> <p>地震対策編の見直し</p>
--	---	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

<p>共通 112</p>	<p>(略)</p> <p>4 市災害対策本部（救助体制）の実施する応急対策 (略)</p> <p>(2) 人的被害の把握 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。関係機関（警察、消防、市本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集する。一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</p> <p>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のものと、整理・統合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 市災害対策本部（救助体制）の実施する応急対策 (略)</p> <p>(2) 人的被害の把握 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。関係機関（警察、消防、市本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集する。一方、関係機関は本部に連絡するものとする。</p> <p>本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のものと、整理・統合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。</p> <p><u>本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県が定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、市町及び警察と連携し、人数のほか、氏名等の情報を集約し公表する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>「災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)」及び「災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)（いずれも令和3年11月12日策定）を踏まえた修正</p>
<p>共通 113</p>	<p><u>(新設)※地震対策編第5章から移動</u></p> <p><u>(新設)※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p><u>第34節 市有施設及び設備等の対策計画</u> <u>災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</u></p> <p>1 無線通信施設 (1) 県防災行政無線 ア 県庁統制局との機能確保 県出先機関等及び県との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、移動用系携帯無線等を使用し、中継局経由又は口頭中継により応急連絡を行う。</p>	<p>地震対策編の見直し 地震対策編の見直し</p>
<p>共通 114</p>			

	<p><u>イ 市及び他機関端末局</u></p> <p><u>(7) 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。</u></p> <p><u>(イ) 障害が発生したときは孤立防止用無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回路を設定し、県災害対策本部東部方面本部と市、県災害対策本部東部方面本部と県庁の間の通信を確保する。</u></p> <p><u>ウ 同時通報用無線</u></p> <p><u>基地局の作動状況を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。</u></p> <p><u>エ IP 無線</u></p> <p><u>無線機に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずる。</u></p> <p><u>オ 簡易無線</u></p> <p><u>無線機に障害がある場合は、速やかな復旧措置を講ずる。</u></p> <p><u>2 公共施設等</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</u></p> <p><u>道路管理者相互に連携し、パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</u></p> <p><u>イ 応急措置の実施、二次災害の防止</u></p> <p><u>県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
--	---	------------------

(新設)※地震対策編第5章から移動

	<p><u>設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</u></p> <p>ウ <u>緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</u> <u>緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時</u> <u>における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協</u> <u>会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工</u> <u>事を実施する。</u></p> <p>(2) <u>河川及び海岸保全施設</u></p> <p>ア <u>被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</u> <u>パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の</u> <u>収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係</u> <u>機関に情報を連絡する。</u></p> <p>イ <u>水門等の操作</u> <u>津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等</u> <u>の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する</u> <u>時間を確保した上で行う。</u></p> <p>ウ <u>応急措置の実施、二次災害の防止</u> <u>従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施</u> <u>設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>エ <u>資機材の確保、応急復旧工事の実施</u> <u>施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時におけ</u> <u>る応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に</u> <u>協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を</u> <u>実施する。</u></p> <p>オ <u>住民等への連絡</u> <u>避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民へ状況</u> <u>の連絡に努める。</u></p> <p>(3) <u>砂防、地すべり及び急傾斜地等</u></p> <p>ア <u>被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</u></p>
--	--

<p>共通 115</p>	<p>パトロールや砂防ボランティア及び地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</p> <p>イ 応急措置の実施、二次災害の防止</p> <p>二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>ウ 資機材の確保、応急工事の実施</p> <p>二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。</p> <p>エ 住民等への連絡</p> <p>避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。</p> <p>(4) 港湾及び漁港施設</p> <p>ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。</p> <p>イ 水門等の操作</p> <p>津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>ウ 応急措置の実施、二次災害の防止</p> <p>危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。</p> <p>エ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実</p>
---------------	---

	<p><u>施</u> 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</p> <p>(5) <u>ため池及び用水路</u> ア <u>被害状況の把握</u> <u>ため池及び用水路の被害状況を調査する。</u> イ <u>応急措置の実施及び警察署長への必要な措置の要請</u> <u>施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>災害応急対策上重要な庁舎等</u> ア <u>被害状況の把握</u> <u>庁舎管理者は、本部（市役所、支所）及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</u> イ <u>緊急措置の実施</u> <u>施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。</u></p> <p>(7) <u>工事中の公共施設、建築物、その他</u> <u>津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じた安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</u></p> <p>(8) <u>危険物保有施設</u> <u>発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>(9) <u>水道用水供給</u></p>
--	---

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	<p><u>(新設)※地震対策編第5章から移動</u></p>	<p>了 <u>災害の発生状況に応じて、取水・送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</u> イ <u>被害の拡大防止と応急復旧を行い用水の確保に努める。</u></p> <p>3 <u>コンピュータ</u> (1) <u>コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。</u> (2) <u>コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。</u> (略)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 123</p>	<p>第34節 被害状況調査計画 (略) 第35節 災害警備 (略)</p> <p>第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 災害復旧計画 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〈第3章 災害応急対策計画〉に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p>	<p>第35節 被害状況調査計画 (略) 第36節 災害警備 (略)</p> <p>第4章 復旧・復興計画</p> <p>第1節 災害復旧計画 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〈第3章 災害応急対策計画〉に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p> <p><u>なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p>共通 125</p>	<p>第1節 災害復旧計画 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〈第3章 災害応急対策計画〉に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p>	<p>第1節 災害復旧計画 災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〈第3章 災害応急対策計画〉に基づき応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。</p> <p><u>なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

	(略)	(略)	
--	-----	-----	--

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震1	<p>地震対策編 第1章 総則 (略) 第1節 計画の主旨 (略) 1 計画の目的 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<u>東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策</u>及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>(略) 3 計画の構成 この計画は計画編と<u>資料編</u>から構成する。本編の構成は次の6編による。</p> <p>(略) 第4章 <u>地震防災応急対策</u> <u>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。</u></p> <p>(略) <u>(新設)</u></p>	<p>地震対策編 第1章 総則 (略) 第1節 計画の主旨 (略) 1 計画の目的 この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応</u>及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p> <p>(略) 3 計画の構成 この計画は計画編と<u>別紙</u>から構成する。本編の構成は次の6編による。</p> <p>(略) 第4章 <u>南海トラフ地震臨時情報への対応</u> <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策を示す。</u></p> <p>(略) <u>別紙 東海地震に関する情報及び警戒宣言に関わる応急対策</u> <u>東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから</u></p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 12	<p>(略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>伊豆市及び防災関係機関が<u>東海</u>地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>伊豆市、県及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ<u>東海</u>地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>1 伊豆市</p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>東海地震に関連する情報、警戒宣言</u>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(9) <u>南海トラフ地震臨時情報に関する情報の収集、伝達及び広報</u></p> <p>(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</p> <p>(11) 避難指示に関する事項</p> <p>(12) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(14) <u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時</u>における事項</p>	<p><u>東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に</u><u>行うべき対策を示す。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>伊豆市及び防災関係機関が<u>南海トラフ</u>地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>伊豆市、県及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ<u>南海トラフ</u>地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は、業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>1 伊豆市</p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(9) <u>緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</u></p> <p>(10) 避難指示に関する事項</p> <p>(11) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(13) <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意・警戒)時</u>及びび災害</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 13	<p>ける市有施設及び設備の整備又は点検 <u>(15)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）時における市有施設及び設備の整備又は点検</u> (16)緊急輸送の確保 (17)食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (18)その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 静岡県 (略)</p> <p>(9) <u>東海地震に関連する情報、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、警戒宣言、地震情報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</u> (略)</p> <p>(14) <u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における</u> 県有施設又は設備の整備及び点検 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政期間 (略)</p> <p>セ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） (7) 県知事に対して速やかに<u>東海地震</u>に関連する情報の通報を行うこと (4) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注</p>	<p>時における市有施設及び設備の整備又は点検 <u>(削除) ※(13)に移動</u> (14)緊急輸送の確保 (15)食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (16)その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 静岡県 (略)</p> <p>(9) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (略)</p> <p>(14) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における県有施設又は設備の整備及び点検 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政期間 (略)</p> <p>セ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） (7) 県知事に対して速やかに<u>南海トラフ地震</u>に関連する情報の通報を行うこと (4) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
地震 15	<p>ける市有施設及び設備の整備又は点検 <u>(15)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）時における市有施設及び設備の整備又は点検</u> (16)緊急輸送の確保 (17)食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (18)その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 静岡県 (略)</p> <p>(9) <u>東海地震に関連する情報、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、警戒宣言、地震情報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</u> (略)</p> <p>(14) <u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における</u> 県有施設又は設備の整備及び点検 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政期間 (略)</p> <p>セ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） (7) 県知事に対して速やかに<u>東海地震</u>に関連する情報の通報を行うこと (4) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注</p>	<p>時における市有施設及び設備の整備又は点検 <u>(削除) ※(13)に移動</u> (14)緊急輸送の確保 (15)食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (16)その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 静岡県 (略)</p> <p>(9) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (略)</p> <p>(14) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における県有施設又は設備の整備及び点検 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政期間 (略)</p> <p>セ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） (7) 県知事に対して速やかに<u>南海トラフ地震</u>に関連する情報の通報を行うこと (4) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
地震 16	<p>ける市有施設及び設備の整備又は点検 <u>(15)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は（巨大地震警戒）時における市有施設及び設備の整備又は点検</u> (16)緊急輸送の確保 (17)食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (18)その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 静岡県 (略)</p> <p>(9) <u>東海地震に関連する情報、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」、警戒宣言、地震情報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</u> (略)</p> <p>(14) <u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における</u> 県有施設又は設備の整備及び点検 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政期間 (略)</p> <p>セ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） (7) 県知事に対して速やかに<u>東海地震</u>に関連する情報の通報を行うこと (4) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注</p>	<p>時における市有施設及び設備の整備又は点検 <u>(削除) ※(13)に移動</u> (14)緊急輸送の確保 (15)食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施 (16)その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 静岡県 (略)</p> <p>(9) <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (略)</p> <p>(14) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における県有施設又は設備の整備及び点検 (略)</p> <p>5 防災関係機関 (1) 指定地方行政期間 (略)</p> <p>セ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台） (7) 県知事に対して速やかに<u>南海トラフ地震</u>に関連する情報の通報を行うこと (4) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 17	<p>意報の通知、津波情報、地震情報（<u>東海地震</u>）に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説（略）</p> <p>ソ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）</p> <p>(7) 船舶等に対する<u>東海地震</u>に関する情報及び警戒宣言発にに係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>(4) 海水浴客等に対する<u>東海地震</u>に関する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <p>イ 日本銀行</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設) ※地震対策編第5章から移動</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 日本放送協会（静岡放送局）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、<u>地震予知情報</u>、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること</p> <p>(略)</p> <p>オ 西日本電信電話株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）</p> <p>(7) <u>警戒宣言発令時</u>及び災害時における重要通信の確保</p> <p>(4) <u>警戒宣言発令時</u>及び災害時における通信疎通状況等の広報</p>	<p>意報の通知、津波情報、地震情報（<u>南海トラフ地震</u>）に関する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説（略）</p> <p>ソ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）</p> <p>(7) 船舶等に対する<u>南海トラフ地震</u>に関する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>(4) 海水浴客等に対する<u>南海トラフ地震</u>に関する情報の情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <p>イ 日本銀行</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 各種措置に関する広報</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 日本放送協会（静岡放送局）</p> <p>(略)</p> <p>(4) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること</p> <p>(略)</p> <p>オ 西日本電信電話株式会社（沼津支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）</p> <p>(7) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>災害時における重要通信の確保</p> <p>(4) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における通信疎通状況等の広報</p>	<p>時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>東海地震に関する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 18	<p>(略) ク 東京電力パワーグリッド株式会社 (伊豆支社)</p> <p>(7) <u>警戒宣言発令時</u>及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>(略) ケ 電源開発株式会社、電源開発送電ネットワーク株式会社</p> <p>(7) <u>警戒宣言発令時</u>における電力施設の巡視、点検等災害予防措置</p> <p>(略) コ KDDI株式会社 (沼津支店)、ソフトバンク株式会社</p> <p>(略) (3) 指定地方公共機関</p> <p>(略) イ 一般社団法人静岡県LPガス協会 (東部支部) (伊豆市LPガス事業協同組合)</p> <p>(略) (ウ) <u>警戒宣言発令時</u>及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施</p> <p>(略) エ 伊豆箱根鉄道株式会社</p> <p>(7) <u>警戒宣言、地震予知情報</u>などの伝達</p> <p>(略) オ 静岡放送株式会社 (沼津支社)、株式会社テレビ静岡 (沼津支社)、株式会社静岡朝日テレビ (東部支社)、株式会社静岡第一テレビ (東部支局)、静岡エフエム放送株式会社、株</p>	<p>(略) ク 東京電力パワーグリッド株式会社 (伊豆支社)</p> <p>(7) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>(略) ケ 電源開発株式会社、電源開発送電ネットワーク株式会社</p> <p>(7) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>における電力施設の巡視、点検等災害予防措置</p> <p>(略) コ KDDI株式会社 (沼津支店)、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p>(略) (3) 指定地方公共機関</p> <p>(略) イ 一般社団法人静岡県LPガス協会 (東部支部) (伊豆市LPガス事業協同組合)</p> <p>(略) (ウ) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施</p> <p>(略) エ 伊豆箱根鉄道株式会社</p> <p>(7) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>などの伝達</p> <p>(略) オ 静岡放送株式会社 (沼津支社)、株式会社テレビ静岡 (沼津支社)、株式会社静岡朝日テレビ (東部支社)、株式会社静岡第一テレビ (東部支局)、静岡エフエム放送株式会社、株</p>	<p>指定公共機関の新規指定(令和4年2月1日内閣府告示第5号)を踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 19	<p>株式会社FMIS (略)</p> <p>(1) <u>警戒宣言発令時</u>及び災害時において特別番組を編成し、<u>地震予知情報</u>、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況の放送</p> <p>(略)</p> <p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>伊豆の国</u>農業協同組合 (略)</p> <p>(7) 地震防災応急計画の作成義務者</p> <p>カ <u>地震予知情報等</u>の収集及び伝達</p> <p>キ <u>警戒宣言発令時</u>における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>ク <u>警戒宣言発令時</u>における火気の規制、施設、整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施</p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>地震発生時、<u>注意情報発令時</u>及び<u>警戒宣言発令時</u>に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練等について定める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p>	<p>株式会社FMIS (略)</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時において特別番組を編成し、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況の放送</p> <p>(略)</p> <p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>富士伊豆</u>農業協同組合 (略)</p> <p>(7) 地震防災応急計画の作成義務者</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の収集及び伝達</p> <p>キ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>ク <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>における火気の規制、施設、整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施</p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>地震発生時、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練等について定める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>名称変更に伴う修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
地震 20	<p>株式会社FMIS (略)</p> <p>(1) <u>警戒宣言発令時</u>及び災害時において特別番組を編成し、<u>地震予知情報</u>、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況の放送</p> <p>(略)</p> <p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>伊豆の国</u>農業協同組合 (略)</p> <p>(7) 地震防災応急計画の作成義務者</p> <p>カ <u>地震予知情報等</u>の収集及び伝達</p> <p>キ <u>警戒宣言発令時</u>における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>ク <u>警戒宣言発令時</u>における火気の規制、施設、整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施</p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>地震発生時、<u>注意情報発令時</u>及び<u>警戒宣言発令時</u>に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練等について定める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p>	<p>株式会社FMIS (略)</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害時において特別番組を編成し、<u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況の放送</p> <p>(略)</p> <p>(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>(略)</p> <p>ア <u>富士伊豆</u>農業協同組合 (略)</p> <p>(7) 地震防災応急計画の作成義務者</p> <p>(略)</p> <p>カ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>の収集及び伝達</p> <p>キ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>における従業員及び施設利用者等の避難誘導</p> <p>ク <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>における火気の規制、施設、整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施</p> <p>(略)</p> <p>第2章 平常時対策</p> <p>地震発生時、<u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、自主防災活動、防災訓練等について定める。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 21	<p>○ <u>東海地震に関連する情報の発表時、警戒宣言発令時</u>及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>(略)</p> <p>1 伊豆市</p> <p>(略)</p> <p>ア 職員の動員（<u>地震災害警戒本部設置準備のための要員招集</u>）</p> <p>イ <u>東海地震に関連する情報、警戒宣言</u>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>ウ <u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時</u>及び災害発生時の広報</p> <p>エ <u>警戒宣言発令時</u>及び災害発生時の避難誘導、避難の設定及び警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 個別防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>ア 情報の収集、伝達訓練</p> <p><u>東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言発令時</u>には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となること、この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする</p> <p>(略)</p>	<p>○ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。</p> <p>(略)</p> <p>1 伊豆市</p> <p>(略)</p> <p>(1) 総合防災訓練（防災週間中の日曜日）</p> <p>ア 職員の動員（災害警戒本部設置準備のための要員招集）</p> <p>イ <u>南海トラフ地震臨時情報</u>、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害発生時の広報</p> <p>エ <u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</p> <p>(略)</p> <p>(3) 個別防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>ア 情報の収集、伝達訓練</p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報発表時</u>には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。また、訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする</p> <p>(略)</p>	<p>開始されたことを踏まえた修正</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用を開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 22	<p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>(4) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)</p> <p>ア <u>警戒宣言及び地震予知情報</u>等の伝達</p> <p>イ <u>警戒宣言発令</u>を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>8 危険予想地域における災害の予防 (略)</p> <p>イ 避難対象地区の指定 市長は、<u>警戒宣言発令時</u>に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち津波の浸水、山・崖崩れの発生を想定した通信ふくそう対策を踏まえた修正</p>	<p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>(4) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)</p> <p>ア <u>南海トラフ地震臨時情報</u>等の伝達</p> <p>イ <u>南海トラフ地震臨時情報発表</u>を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>8 危険予想地域における災害の予防 (略)</p> <p>イ 避難対象地区の指定 市長は、に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち津波の浸水、山・崖崩れの発生を想定した通信ふくそう対策を踏まえた修正</p>	東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正
地震 26	<p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>(4) 西日本電信電話株式会社(沼津支店)、株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)</p> <p>ア <u>警戒宣言及び地震予知情報</u>等の伝達</p> <p>イ <u>警戒宣言発令</u>を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (略)</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進 (略)</p> <p>8 危険予想地域における災害の予防 (略)</p> <p>イ 避難対象地区の指定 市長は、<u>警戒宣言発令時</u>に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち津波の浸水、山・崖崩れの発生を想定した通信ふくそう対策を踏まえた修正</p>	<p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>(2) 平常時に実施する災害予防措置 (略)</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域等 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	
地震 27	<p>2 防災関係機関 (略)</p> <p>(2) 平常時に実施する災害予防措置 (略)</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域等 (略)</p> <p><u>(イ) 警戒宣言発令時</u> 市長は、<u>警戒宣言が発せられた場合は、市等からの指示を受け、避難地へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとりよるべき行動について、周知徹底に努める。</u></p>	<p>(2) 平常時に実施する災害予防措置 (略)</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域等 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(E) 地震発生時 市長は、当該地域において、立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>11 生活の確保 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行うとともに必要な防災倉庫の整備を検討する。</p> <p>18 文化財等の耐震対策 (略)</p> <p>ウ 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における連絡体制の事前整備 (略)</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から市土並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべ</p>	<p>(V) 地震発生時 市長は、当該地域において、立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p> <p>11 生活の確保 南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行うとともに必要な防災倉庫の整備を検討する。</p> <p>18 文化財等の耐震対策 (略)</p> <p>ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時における連絡体制の事前整備 (略)</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から市土並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「伊豆市地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべ</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
地震 31			
地震 32			
地震 34			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考								
地震 35	<p>き施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>第4節 避難対策等 (略)</p> <p>事前避難対象地域については、地域の実情等を踏まえ、以下の2種類に区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民事前避難対象地域 <p>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</p>	<p>き施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に<u>続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画</u>を策定し、実施している。</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>第4節 避難対策等 (略)</p> <p>事前避難対象地域については、地域の実情等を踏まえ、以下の2種類に区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民事前避難対象地域<u>(日の入から日の出まで)</u> <p>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</p> <table border="1" data-bbox="1018 369 1257 1115"> <tr> <td><u>土肥地区</u></td> <td><u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u></td> </tr> <tr> <td><u>小土肥地区</u></td> <td><u>浜区</u> <u>黒根区</u></td> </tr> <tr> <td><u>八木沢地区</u></td> <td><u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u></td> </tr> <tr> <td><u>小下田地区</u></td> <td><u>下村区</u> <u>米崎区</u></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等事前避難対象地域 <p>事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え、1週間避難を継続すべき地域</p>	<u>土肥地区</u>	<u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u>	<u>小土肥地区</u>	<u>浜区</u> <u>黒根区</u>	<u>八木沢地区</u>	<u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u>	<u>小下田地区</u>	<u>下村区</u> <u>米崎区</u>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>事前避難対象地域の明確化による追記</p>
<u>土肥地区</u>	<u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u>										
<u>小土肥地区</u>	<u>浜区</u> <u>黒根区</u>										
<u>八木沢地区</u>	<u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u>										
<u>小下田地区</u>	<u>下村区</u> <u>米崎区</u>										
地震 37	<p>き施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>第4節 避難対策等 (略)</p> <p>事前避難対象地域については、地域の実情等を踏まえ、以下の2種類に区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民事前避難対象地域 <p>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</p>	<p>き施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>第4節 避難対策等 (略)</p> <p>事前避難対象地域については、地域の実情等を踏まえ、以下の2種類に区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民事前避難対象地域<u>(日の入から日の出まで)</u> <p>事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域</p> <table border="1" data-bbox="1018 369 1257 1115"> <tr> <td><u>土肥地区</u></td> <td><u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u></td> </tr> <tr> <td><u>小土肥地区</u></td> <td><u>浜区</u> <u>黒根区</u></td> </tr> <tr> <td><u>八木沢地区</u></td> <td><u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u></td> </tr> <tr> <td><u>小下田地区</u></td> <td><u>下村区</u> <u>米崎区</u></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等事前避難対象地域 <p>事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え、1週間避難を継続すべき地域</p>	<u>土肥地区</u>	<u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u>	<u>小土肥地区</u>	<u>浜区</u> <u>黒根区</u>	<u>八木沢地区</u>	<u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u>	<u>小下田地区</u>	<u>下村区</u> <u>米崎区</u>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>事前避難対象地域の明確化による追記</p>
<u>土肥地区</u>	<u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u>										
<u>小土肥地区</u>	<u>浜区</u> <u>黒根区</u>										
<u>八木沢地区</u>	<u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u>										
<u>小下田地区</u>	<u>下村区</u> <u>米崎区</u>										

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考								
地震37	<p>(略)</p> <p>1 地域住民等の事前避難行動 (略)</p> <p>(6) 避難計画の作成 市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。</p> <p>第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。 <u>ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</u></p>	<table border="1" data-bbox="199 369 459 1115"> <tr> <td data-bbox="199 862 295 1115"><u>土肥地区</u></td> <td data-bbox="199 369 295 862"><u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 862 343 1115"><u>小土肥地区</u></td> <td data-bbox="295 369 343 862"><u>浜区</u> <u>黒根区</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 862 399 1115"><u>八木沢地区</u></td> <td data-bbox="343 369 399 862"><u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 862 459 1115"><u>小下田地区</u></td> <td data-bbox="399 369 459 862"><u>下村区</u> <u>米崎区</u></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>1 地域住民等の事前避難行動 (略)</p> <p>(6) 避難計画の作成 市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活するための避難所の選定、避難経路の指定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。<u>(資料編《伊豆市津波避難計画》3-5-1)</u></p> <p>第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。 <u>(削除)</u></p>	<u>土肥地区</u>	<u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u>	<u>小土肥地区</u>	<u>浜区</u> <u>黒根区</u>	<u>八木沢地区</u>	<u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u>	<u>小下田地区</u>	<u>下村区</u> <u>米崎区</u>	<p>避難計画作成にあたっての、伊豆市津波避難計画の追記</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p>
<u>土肥地区</u>	<u>大藪区</u> <u>中浜区</u> <u>屋形区</u> <u>金山区</u> <u>馬場区</u>										
<u>小土肥地区</u>	<u>浜区</u> <u>黒根区</u>										
<u>八木沢地区</u>	<u>小池区</u> <u>松原区</u> <u>西浜区</u>										
<u>小下田地区</u>	<u>下村区</u> <u>米崎区</u>										
地震39	<p>第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p>	<p>第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (略)</p> <p>3 ガス ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>								

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 43	<p><u>第4-2章</u> 地震防災応急対策（発災前の対策及び津波対策を含む）</p> <p>（略）</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>（略）</p> <p>1 伊豆市の行う対策</p> <p>（略）</p> <p>(4) 市災害対策本部の所掌事務</p> <p>（略）</p> <p>エ <u>東海地震応急対策活動要領</u>に基づく応援部隊等の受入</p> <p>（略）</p> <p>2 防災関係機関</p> <p><u>防災関係機関は、災害応急対策としておおむね次の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 指定地方行政機関</u></p> <p><u>ア 警察庁関東管区警察局</u></p>	<p><u>別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</u></p> <p>東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）</p> <p>（略）</p> <p>第5章 災害応急対策</p> <p>（略）</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>（略）</p> <p>1 伊豆市の行う対策</p> <p>（略）</p> <p>(4) 市災害対策本部の所掌事務</p> <p>（略）</p> <p>エ <u>「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」</u>に基づく応援部隊等の受入</p> <p>（略）</p> <p>2 防災関係機関</p> <p><u>(共通対策編 第1章 総則 第1節「防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱」に準ずる。)</u></p>	<p>東海地震に関連する情報の運用が停止され、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正</p> <p>※現行計画の第4-2章を、別紙として第6章の後ろに移設</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正地震対策編の見直し</p>
地震 44			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(7) <u>管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整</u></p> <p>(4) <u>隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</u></p> <p>(7) <u>警察通施設の防護並びに通信統制</u></p> <p>(エ) <u>管区内各県警察の相互援助の調整</u></p> <p>イ <u>総務省東海総合通信局</u> <u>電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理</u></p> <p>ウ <u>財務省東海財務局（静岡財務事務所）</u></p> <p>(7) <u>被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業</u> <u>務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</u></p> <p>(4) <u>地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置</u></p> <p>エ <u>厚生労働省東海北陸厚生局</u></p> <p>(7) <u>災害状況の情報収集、連絡調整</u></p> <p>(4) <u>関係職員の派遣</u></p> <p>(7) <u>関係機関との連絡調整</u></p> <p>オ <u>厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署）</u></p> <p>(7) <u>事業所等の被災状況の把握</u></p> <p>(4) <u>大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</u></p> <p>カ <u>農林水産省関東農政局</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(7) <u>農業関係、卸売市場及び食品産業界等々の被害状況の把握に関すること</u></p> <p>(イ) <u>応急用食料・物資の支援に関すること</u></p> <p>(ロ) <u>食品の需給・価格動向の調査に関すること</u></p> <p>(ハ) <u>飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</u></p> <p>(ニ) <u>飼料、種子等の安定供給対策に関すること</u></p> <p>(ホ) <u>病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</u></p> <p>(ヘ) <u>営農技術指導及び家畜の移動に関すること</u></p> <p>(ニ) <u>被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</u></p> <p>(ハ) <u>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</u></p> <p>(イ) <u>農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</u></p> <p>キ <u>農林水産省関東農政局静岡拠点</u></p> <p><u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u></p> <p>ク <u>林野庁関東森林管理局（伊豆森林管理署）</u></p> <p>ケ <u>市からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給</u></p> <p>ケ <u>経済産業省関東経済産業局</u></p> <p>(7) <u>防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</u></p> <p>(イ) <u>商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</u></p> <p>(ロ) <u>電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日にお</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ける旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡(エ) ガスの安定供給に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く。)</p> <p>コ 経済産業省関東東北産業保安監督部</p> <p>(7) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関する事</p> <p>(イ) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事</p> <p>(ウ) 電気の安全確保に関する事(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。))、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡(エ) ガスの安全確保に関する事(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る)を除く。)</p> <p>サ 国土交通省中部地方整備局</p> <p>管轄する河川、道路等について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>(7) 施設対策等</p> <p>① 河川管理施設等の対策等</p> <p>② 道路施設対策等</p> <p>③ 港湾施設対策等</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>④ <u>営繕施設対策等</u></p> <p>⑤ <u>電気通信施設対策等</u></p> <p>(イ) <u>初動対応</u></p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により、<u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する</u></p> <p>(ウ) <u>災害対策用建設機械等の出動及び管理</u></p> <p>(エ) <u>他機関との協力</u></p> <p>(オ) <u>広報</u></p> <p>シ <u>国土交通省中部運輸局</u></p> <p>(7) <u>陸上輸送に関すること</u></p> <p>緊急輸送の必要性があると認める場合は、<u>自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置</u></p> <p>(イ) <u>海上輸送に関すること</u></p> <p>① <u>県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</u></p> <p>② <u>県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</u></p> <p>ス <u>国土地理院中部地方測量部</u></p> <p>(7) <u>災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p>(イ) <u>国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p>(ウ) <u>地理情報システムの活用を図る。</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>七 <u>気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）</u></p> <p>(ア) <u>大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</u></p> <p>(イ) <u>異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</u></p> <p>(ロ) <u>必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする</u></p> <p>(ハ) <u>災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</u></p> <p>ソ <u>海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）</u></p> <p>(ア) <u>在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</u></p> <p>(イ) <u>海難等の海上における災害時の救助・救急活動</u></p> <p>(ロ) <u>巡視船艇による主要港湾等の被害調査</u></p> <p>(ハ) <u>危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</u></p> <p>(ニ) <u>排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</u></p> <p>(ホ) <u>船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</u></p> <p>(ヘ) <u>海上における災害に係る救助・救急活動</u></p> <p>(ヘ) <u>船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</u></p> <p>タ <u>環境省関東地方環境事務所</u></p> <p>(ア) <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</u></p> <p>(イ) <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>(ウ) <u>行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</u></p> <p>チ <u>環境省中部地方環境事務所</u></p> <p><u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</u></p> <p>ツ <u>防衛省南関東防衛局</u></p> <p>(7) <u>所管財産使用に関する連絡調整</u></p> <p>(4) <u>災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</u></p> <p>(7) <u>在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</u></p> <p>(2) <u>指定公共機関</u></p> <p>ア <u>日本郵便株式会社東海支社（市内各郵便局）</u></p> <p>(7) <u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u></p> <p>① <u>被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u></p> <p>② <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除</u></p> <p>③ <u>被災地あて救助用郵便物の料金免除</u></p> <p>④ <u>被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u></p> <p>(イ) <u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u></p> <p>イ <u>日本銀行</u></p> <p>(7) <u>通貨の円滑な供給の確保</u></p> <p>(イ) <u>現金供給のための輸送、通信手段の確保</u></p> <p>(7) <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u></p> <p>(エ) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(ホ) <u>各種措置に関する広報</u> ウ <u>日本赤十字社静岡県支部</u> (フ) <u>医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</u> (ク) <u>血液製剤の確保及び供給のための措置</u> (ケ) <u>被災者に対する救済物資の配布</u> (コ) <u>義援金の募集</u> (カ) <u>災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u> (キ) <u>その他必要事項</u> エ <u>日本放送協会（静岡放送局）</u> (イ) <u>災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</u> (ロ) <u>被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施</u> (ハ) <u>地方公共団体及び関係機関からの要請に基づき気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</u> オ <u>西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社</u> (ニ) <u>防災関係機関の重要通信の優先確保</u> (ヒ) <u>被害施設の早期復旧</u> (ヘ) <u>災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u> カ <u>岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、ジクシス株式会社</u> <u>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</u> キ <u>日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>緊急輸送車両の確保及び運行</u></p> <p>ク <u>東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）</u></p> <p>(7) <u>発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</u></p> <p>(4) <u>施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報</u></p> <p>ケ <u>電源開発株式会社、電源開発送電ネットワーク株式会社</u></p> <p>(7) <u>発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</u></p> <p>(4) <u>施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報</u></p> <p>コ <u>KDDI株式会社（沼津支店）、ソフトバンク株式会社</u></p> <p><u>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</u></p> <p>サ <u>一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会</u></p> <p><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></p> <p>シ <u>株式会社イトヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u></p> <p><u>要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</u></p> <p>(3) <u>指定地方公共機関</u></p> <p>ア <u>一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会</u></p> <p>(7) <u>医療救護施設における医療救護活動の実施</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(イ) <u>検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。）</u></p> <p>(ウ) <u>災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）</u></p> <p>イ <u>一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）（伊豆市LPガス事業協同組合）</u></p> <p>(7) <u>需要家へのガス栓の閉止等の広報</u></p> <p>(4) <u>必要に応じた代替燃料の供給の協力</u></p> <p>ウ <u>静岡県道路公社</u></p> <p>(7) <u>交通状況に関する関係防災機関との情報連絡</u></p> <p>(4) <u>緊急交通路確保のための応急復旧</u></p> <p>(ウ) <u>県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力</u></p> <p>(エ) <u>地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力</u></p> <p>エ <u>伊豆箱根鉄道株式会社</u></p> <p><u>災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施</u></p> <p>オ <u>静岡放送株式会社（沼津支社）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社、株式会社FMIS</u></p> <p><u>あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送</u></p> <p>カ <u>一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）</u></p> <p><u>協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</u></p> <p>キ <u>一般社団法人静岡県建設業協会（一般社団法人三島建設業協会）</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></p> <p>ク <u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></p> <p>(7) <u>要配慮者等への食料品の供給に関する協力</u></p> <p>(4) <u>避難所における健康相談に関する協力</u></p> <p>(4) <u>公共的団体</u></p> <p>ア <u>伊豆の国農業協同組合</u></p> <p><u>食料及び緊急物資の調達に対する協力</u></p> <p>イ <u>伊豆市商工会</u></p> <p><u>食料及び緊急物資の調達に対する協力</u></p> <p>ウ <u>伊豆市建設業組合</u></p> <p><u>人命救助、道路整備、倒壊家屋の撤去等の活動に必要な重機材の提供と協力</u></p> <p>(資料編《地震対策編》3-1-4-6「伊豆市建設業組合重機保有台数一覧」)</p> <p>エ <u>伊豆市観光協会</u></p> <p>(7) <u>観光事業者の被害状況のとりまとめ</u></p> <p>(4) <u>観光客及び観光施設の被害のとりまとめ</u></p> <p>オ <u>修善寺温泉旅館協同組合、土肥温泉旅館協同組合、天城湯ヶ島温泉旅館協同組合</u></p> <p>(7) <u>組合員の被害状況のとりまとめ</u></p> <p>(4) <u>宿泊客の被害のとりまとめ</u></p> <p>(4) <u>事業者間相互の受入れ体制の確認</u></p> <p>カ <u>交通安全協会(修善寺分会・中伊豆分会・天城湯ヶ島分会・土肥分会)</u></p> <p>(7) <u>交通規制等の役務提供</u></p> <p>(4) <u>路側における広報活動時の役務提供</u></p> <p>(5) <u>伊豆市自主防災組織</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>ア 伊豆市の実施する被害調査、応急対策についての協力</u></p> <p><u>イ 住民に対する情報の連絡、收受</u></p> <p><u>ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力</u></p> <p><u>エ 災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に 関する協力</u></p> <p>(6) <u>自衛隊</u></p> <p><u>ア 陸上自衛隊第1師団第34普通科連隊</u></p> <p><u>(7) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</u></p> <p><u>(4) 災害時における応急復旧活動</u></p> <p><u>イ 海上自衛隊横須賀地方総監部</u></p> <p><u>(7) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</u></p> <p><u>(4) 災害時における応急復旧活動</u></p> <p><u>ウ 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）</u></p> <p><u>(7) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動</u></p> <p><u>(4) 災害時における応急復旧活動</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送活動</p> <p><u>災害応急対策要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送 を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、 緊急輸送の調整などについて定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) <u>緊急輸送対策の基本方針</u></p> <p><u>ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、 復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第4節 緊急輸送活動</p> <p><u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節「輸送計 画」に準ずる。)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除) ※共通対策編 第3章災害応急対策計画 第20節 輸 送計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見 直し</p> <p>地震対策編の見 直し</p>

頁	旧	新	備考				
	<p><u>イ 緊急輸送は市民の生命の安全確保をすための輸送を最優先に行うことを原則とする。</u></p> <p><u>ウ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。</u></p> <p><u>(2) 市</u></p> <p><u>ア 市は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。</u></p> <p><u>イ 市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。</u></p> <p><u>ウ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については次の(3)、(4)のとおり。</u></p> <p><u>エ 市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。</u></p> <p><u>(3) 緊急輸送の対象等</u></p> <table border="1" data-bbox="885 1142 1430 1930"> <thead> <tr> <th data-bbox="885 1724 933 1930">段階</th> <th data-bbox="885 1142 933 1724">輸送対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 1724 981 1930"><u>第1段階 警戒・避難期</u></td> <td data-bbox="933 1142 1430 1724"> <p><u>1 救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資</u></p> <p><u>2 消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資</u></p> <p><u>3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資</u></p> <p><u>4 広報医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p><u>5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	段階	輸送対象	<u>第1段階 警戒・避難期</u>	<p><u>1 救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資</u></p> <p><u>2 消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資</u></p> <p><u>3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資</u></p> <p><u>4 広報医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p><u>5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</u></p>		
段階	輸送対象						
<u>第1段階 警戒・避難期</u>	<p><u>1 救助・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資</u></p> <p><u>2 消防、水防機関等災害拡大防止のための人員・物資</u></p> <p><u>3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資</u></p> <p><u>4 広報医療機関へ搬送する負傷者等</u></p> <p><u>5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資</u></p>						

頁	旧	新	備考				
	<p><u>第2段階 事態・安定期</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>上記第1段階の継続</u> 2 <u>食料、水等生命の維持に必要な物資</u> 3 <u>傷病者及び被災者の被災地外への輸送</u> 4 <u>輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資</u> <p><u>第3段階復旧期</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>上記第2段階の継続</u> 2 <u>災害復旧に必要な人員・物資</u> 3 <u>生活必需品</u> <p><u>その他 関連措置</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、市民・事業所等に対する協力要請を行う。</u> 2 <u>運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ的確に実施するため、警察県警機関等との密接な連携の確保を図る。</u> 3 <u>総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共交通機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。</u> 						
	<p><u>(4) 緊急輸送体制の確保</u></p> <table border="1" data-bbox="1069 1142 1436 1930"> <thead> <tr> <th data-bbox="1069 1724 1117 1930">緊急輸送手段</th> <th data-bbox="1069 1142 1117 1724">確保順位・方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1117 1724 1165 1930"><u>自動車</u></td> <td data-bbox="1117 1142 1436 1724"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急対策実施機関所有の車両等</u> 2 <u>公共的団体の車両等</u> 3 <u>静岡県トラック協会東部支部等の営業用車両</u> 4 <u>その他の自家用車両等</u> <p><u>なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずると</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>			緊急輸送手段	確保順位・方法	<u>自動車</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急対策実施機関所有の車両等</u> 2 <u>公共的団体の車両等</u> 3 <u>静岡県トラック協会東部支部等の営業用車両</u> 4 <u>その他の自家用車両等</u> <p><u>なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずると</u></p>
緊急輸送手段	確保順位・方法						
<u>自動車</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>応急対策実施機関所有の車両等</u> 2 <u>公共的団体の車両等</u> 3 <u>静岡県トラック協会東部支部等の営業用車両</u> 4 <u>その他の自家用車両等</u> <p><u>なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずると</u></p>						

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>船舶等</u></p> <p>きは、<u>静岡県トラック協会東部支部及び貨物自動車運送事業者等</u>に対し、保有する<u>営業用車両等</u>の応援要請をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>民間船舶等</u> 2 <u>海上保安庁所属船舶</u> 3 <u>自衛隊所属船舶</u> 4 <u>県有船舶</u> 		
	<p><u>航空機</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>県防災ヘリコプター</u> 2 <u>自衛隊ヘリコプター</u> 3 <u>県警ヘリコプター</u> 4 <u>民間ヘリコプター</u> <p>※ <u>第1次防災拠点港湾施設：沼津、熱海、下田等</u></p> <p>※ <u>第2次防災港湾施設 網代、伊東、戸田、土肥等</u></p>		
	<p>(5) <u>緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保</u></p> <p>ア <u>緊急輸送道路の確保</u></p> <p>市は、<u>緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。</u></p> <p><u>区分</u></p> <p><u>緊急輸送道路の内容</u></p> <p><u>第1次緊急輸送道路</u></p> <p><u>災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する大仁警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路</u></p> <p><u>第2次緊急輸送道路</u></p> <p><u>市民との窓口となる各地方公共団体の庁</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p><u>送道路</u></p> <p>舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路</p> <p><u>第3次緊急輸送道路</u></p> <p><u>第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。</u></p>		
	<p><u>イ 緊急輸送道路の選定</u></p> <p><u>(7) 緊急輸送道路の選定基準</u></p> <p><u>緊急輸送道路としては、以下の選定基準により選定する。</u></p> <p><u>a 一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路であること。</u></p> <p><u>b 庁舎（支所含む）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、救援物資等の備蓄・集積地点、防災拠点を相互に連結する道路</u></p> <p><u>ウ 道路障害物除去作業</u></p> <p><u>道路管理者は所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、道路緊急輸送にあたっては、以下の事項に留意する。</u></p> <p><u>(7) 道路障害物除去は原則として第1次、2次、3時の緊急輸送道路の順で行うものとするが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。</u></p> <p><u>(4) 警察、自衛隊、消防機関等の関係機関と協議し、人命救</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>助を最優先させた除去活動を行う。</p> <p>(ウ) <u>道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。</u></p> <p>(エ) <u>道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。</u></p> <p>(オ) <u>除去作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複のないように調達する。</u></p> <p>(カ) <u>道路障害物除去及び応急復旧にあたっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。</u></p> <p>(キ) <u>道路障害物の除去で発生する瓦礫の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。</u></p> <p>エ <u>関係機関及び市民への周知</u></p> <p>災害時において市は、市区域内の緊急輸送道路、通行止め区間、輸送拠点、緊急物資等の備蓄・集積拠点等について、警察、自衛隊、消防等の関係機関に連絡するとともに市民へ周知する。</p> <p>2 <u>防災関係機関</u></p> <p>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は市災害対策本部に必要な措置を要請する。</p> <p>第5節 <u>広域応援活動</u></p> <p><u>広域激甚な災害に対応するため、県、他の市町、自衛隊等に対する応援要請の概要を示す。</u></p>	<p>(削除) ※共通対策編 第3章災害応急対策計画 第20節 <u>輸送計画に移動</u></p> <p>第5節 <u>広域応援活動</u></p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節「<u>応援・受援計画</u>」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考		
	<p>災害の発生時には、その規模に応じて、<u>国、県、他の市町等</u>が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>1 伊豆市の行う活動</p> <p>(1) 知事等に対する応援要請等</p> <p>市長は、<u>市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u></p> <p>ア <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>イ <u>応援を必要とする人員、資機材等</u></p> <p>ウ <u>応援を必要とする場所</u></p> <p>エ <u>応援を必要とする期間</u></p> <p>オ <u>その他、応援に関し必要な事項</u></p> <p>(2) <u>他の市町長に対する応援要請</u></p> <p>ア <u>市長は、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるとする。また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町村長に対し応援を求めるとする。</u></p> <p>イ <u>災害時相互応援協定を締結している市町村</u></p> <table border="1" data-bbox="1248 1155 1428 1917"> <tr> <td data-bbox="1248 1688 1295 1917">東部地区災害応援協定</td> <td data-bbox="1248 1155 1428 1688"> <u>沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</u> </td> </tr> </table>	東部地区災害応援協定	<u>沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</u>	<p>(略)</p> <p>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節 <u>応援・受援計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
東部地区災害応援協定	<u>沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</u>				

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考								
<p>富士箱根伊豆交 流圏市町村ネッ トワーク会議構 成市町村災害時 相互応援協定</p>	<p><u>沼津市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾 野市、伊豆の国市、函南町、清水町、小 山町、下田市、東伊豆町、河津町、南伊 豆町、松崎町、西伊豆町（静岡県） 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴 町、湯河原町（神奈川県） 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖 町（山梨県）</u></p>										
<p>全国梅サミット 協議会加盟市町 災害時相互応援 協定</p>	<p><u>水戸市、安中市、越生町、青梅市、小田 原市、熱海市、奈良市、みなべ町、太宰 府市、湯河原町、若狭町</u></p>										
	<p>飯田市、恵那市</p>										
	<p>(3) 応援要員の受け入れ体制</p>										
	<p>防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関 が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に 応じて、可能な限り準備する。</p>										
	<p>ア 災害のフェーズにおいて被災地方公共団体に必要と思わ れる応援内容</p>										
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1580 1825 1588 1930">時期</td> <td data-bbox="1580 1601 1588 1825">対策等</td> <td colspan="2" data-bbox="1580 1153 1588 1601">主な応援内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1580 1444 1588 1601">応援要員の派 遣</td> <td data-bbox="1580 1310 1588 1444">物資・資 器材の提 運</td> <td data-bbox="1580 1153 1588 1310">その他</td> </tr> </table>	時期	対策等	主な応援内容			応援要員の派 遣	物資・資 器材の提 運	その他		
時期	対策等	主な応援内容									
	応援要員の派 遣	物資・資 器材の提 運	その他								

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧			新	備考
初動期 (発災 から概 ね3日 間)	体制の確立	<u>情報収集体制 の確立</u> <u>先遣隊等</u> <u>現地連絡室等</u> <u>の設置</u> <u>後方支援本部</u> <u>等の設置</u>	供		
	<u>救助・救急活動</u>	<u>緊急消防援助</u> <u>隊出動</u> <u>警察災害派遣</u> <u>隊出動</u>			
	<u>消火活動</u>	<u>緊急消防援助</u> <u>隊出動</u>			
	<u>医療活動</u>	<u>DMAT・救</u> <u>護班</u>		<u>DH出動</u> <u>傷病者受入</u> <u>れ</u>	
	<u>建築物等危険度判</u> <u>定</u>	<u>応急危険度判</u> <u>定土</u>			
	<u>土砂災害危険箇所</u> <u>緊急点検等</u>	<u>土木職員等派</u> <u>遣</u>	<u>資器材の</u> <u>提供</u>		
<u>応急対</u> <u>応～復</u>	<u>避難者対策</u>	<u>避難所運営支</u> <u>援要員</u>			
<u>旧期</u> <u>(避難</u> <u>所～仮</u>	<u>広域避難</u>	<u>避難調整要員</u>		<u>避難者、傷病</u> <u>者受入れ</u> <u>避難所、公営</u>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧				新	備考
設住宅 期)	生活物資の 供給	物資集積・配 送拠点要員	食品、飲料 水、生活必 需品、医薬 品、燃料等 提供	住宅提供		
	給水	給水要員、給 水車				
	健康対策	保健師等				
	心のケア	専門家				
	生活衛生対策	し尿汲み取り 作業員	仮設トイレ の提供			
	防疫対策	消毒薬配布作 業	消毒薬等 の提供			
	遺体の葬送			遺体の火葬		
	応急仮設住宅の整 備・確保	建築職員等	資器材の 提供			
	社会基盤施設の応 急・復旧	土木職員等	資器材の 提供			
	住家被害認定調査 (1次調査)	専門的な知識 を有する者※ 1	資器材の 提供			
応急対 応～復 旧期 (避難	水道の応急・ 復旧	水道技術職員	資器材の 提供			
	下水道の応 急・復旧	専門職員	資器材の 提供			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧				新				備考
所～仮設住宅(期)	災害廃棄物の処理	専門職員	災害廃棄物の受入	中期派遣	被災者生活支援	住民相談窓口要員			
市町村事務全般の支援	市町村事務全般の支援	家屋被害認定調査 罹災証明発行要員			学校教育機能の回復	教員等			
文化財の保全	文化財の保全	専門家等			災害ボランティアの活動促進	ボランティア・コーディネーター	ボランティアの運営		
住家被害認定調査(2次調査)	住家被害認定調査(2次調査)	専門的な知識を有する者※2	資機材の提供		社会基盤施設の復興	土木職員等			
(仮設～復興)	心のケア	専門家			被災者生活支援窓口	住民相談窓口要員			
市町村事務全般の支援	市町村事務全般の支援	復興計画の策定等支援			※1：他自治体職員、土地家屋調査士等 付及び交付		り	り	

頁	旧	新	備考
	<p>※2：他自治体職員より<u>災証明書の申請受付及び交付</u></p> <p>(4) <u>自衛隊の支援</u></p> <p>ア <u>自衛隊の災害派遣要請の要求</u></p> <p>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣に必要な措置を講ずるよう要求する。</p> <p>(7) <u>派遣要請の要求事項</u></p> <p>① <u>車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握</u></p> <p>② <u>避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助</u></p> <p>③ <u>行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索救助</u></p> <p>④ <u>堤防、護岸等の決壊に対する水防活動</u></p> <p>⑤ <u>火災に対し消防機関に協力しての消火活動</u></p> <p>⑥ <u>道路又は水路の確保の措置</u></p> <p>⑦ <u>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</u></p> <p>⑧ <u>救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</u></p> <p>⑨ <u>被災者に対する炊飯及び給水支援</u></p> <p>⑩ <u>防災要員等の輸送</u></p> <p>⑪ <u>連絡幹部の派遣</u></p> <p>⑫ <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(4) <u>市長の災害派遣要請の要求</u></p> <p>知事に対する要求は、<u>県災害対策本部東部方面本部長を経由し、下記の①～④事項を明示した文書により行う。</u></p> <p><u>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。また</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>た、知事への要求ができない場合は、その旨及び市内に關わる災害の状況を、陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。</p> <p>① <u>災害の状況及び派遣を要請する理由</u></p> <p>② <u>派遣を希望する期間</u></p> <p>③ <u>派遣を希望する区域及び活動内容</u></p> <p>④ <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>イ <u>災害派遣部隊の受け入れ体制</u></p> <p>(7) 市は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。</p> <p>(4) 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り調整のとれた総合的な作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。</p> <p>(9) 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。〈共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉参照</p> <p>ウ <u>災害派遣部隊の撤収要求</u></p> <p>市長は、県災害対策本部東部方面本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認められる場合は、知事に対し派遣部隊の撤収を要求する。</p> <p>エ <u>経費の負担区分</u></p> <p>自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は原則として市が負担する。</p>		

頁	旧	新	備考
	<p>(5) <u>海上保安庁の支援要請の要求</u> <u>市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして、県災害対策本部東部方面本部長を経由して、知事に当該支援の要請を要求するものとする。</u> <u>ア 支援要請事項</u> <u>(7) 傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送</u> <u>(4) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</u> <u>(ウ) その他、市が行う災害応急対策の支援</u> <u>イ 市長の支援要請の依頼手続き</u> <u>市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について、次の(7)～(エ)の事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。</u> <u>ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。</u> <u>また、知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。</u> <u>(7) 災害の状況及び支援活動を要請する理由</u> <u>(4) 支援活動を必要とする期間</u> <u>(ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容</u> <u>(エ) その他参考となる事項</u></p>		
	第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防機関、自主防災組織並びに住民等が実施すべき事項を定める。</p> <p>降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講じることとする。特に海岸保全施設等に被害はあった地域では二次被害の防止に十分留意するものとする。</p> <p>1 消防活動</p> <p>(1) 消防活動の基本方針</p> <p>地震により発生する火災は、各地に同時に火災が多発する可能性が大い。したがって次の基本方針により消防活動を行う。</p> <p>ア 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。</p> <p>イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。</p> <p>特に危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。(資料編3-24-1)</p> <p>ウ 駿東伊豆消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するため、市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを重点にした消防活動を行う。</p> <p>エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 駿東伊豆消防本部及び消防団の活動</p> <p>ア 火災発生状況等の把握</p> <p>消防長は消防職員を、消防団長は消防団員をそれぞれ指揮し、又は連携して市内の消防活動に関する次の情報を収集</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>1 消防活動</p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節「消防計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p>し、市災害対策本部及び大仁警察署と相互に連絡を行う。</p> <p>(7) <u>延焼火災の状況</u></p> <p>(4) <u>自主防災組織の活動状況</u></p> <p>(ウ) <u>消防ポンプ自動車等の通行可能道路</u></p> <p>(エ) <u>消防ポンプ自動車等その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況</u></p> <p>イ <u>消防活動の留意事項</u></p> <p>消防長及び消防団長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。</p> <p>(7) <u>延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。</u></p> <p>(4) <u>多数の延焼火災が発生している地区は、自主防災組織と連携して住民の避難誘導を開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。</u></p> <p>(ウ) <u>危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。</u></p> <p>(エ) <u>救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。</u></p> <p>(4) <u>自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。</u></p> <p>(ウ) <u>他市町、他県よりの応援は、自力での消防活動が困難な場合とし、市長又は消防長が要請する。</u></p> <p>(キ) <u>他市町、他県よりの応援を受けて活動する場合は、活動の混乱をきたさないよう消防無線の周波数の確認や行動体制などに注意する。</u></p> <p>(3) <u>事業所（研究室、実験室を含む。）の活動</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p><u>ア 火災予防措置</u> <u>火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等、異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</u> <u>イ 火災が発生した場合の措置</u> <u>(7) 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。</u> <u>(4) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。</u> <u>ウ 災害拡大防止措置</u> <u>高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。</u> <u>(7) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</u> <u>(4) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</u> <u>(7) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</u> <u>(4) 自主防災組織の活動</u> <u>ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止、電気ヒーター等の使用器具のスイッチの停止並びに分電盤ブレーカーの停止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。</u> <u>イ 火災が発生したときは消火器、可搬式ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。</u> <u>ウ 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは消防隊の長の指揮に従う。</u> <u>(5) 住民の活動</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ア <u>火気の遮断</u> 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し、避難するときには分電盤のブレーカーも切る。</p> <p>イ <u>初期消火活動</u> 火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。</p> <p>2 <u>水防活動</u> 地震による津波及び洪水に対する水防活動の概要を示す。 なお、水防活動のための水防組織、並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>水防管理者及び水防管理団体の活動</u></p> <p>ア <u>地震による津波及び洪水の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長の命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。</u> なお、呼びかけを行った旨を、大仁警察署長に通知する。</p> <p>イ <u>水防管理者、水防団長（消防団長）は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。</u></p> <p>ウ <u>河川、溜池、水門、樋門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>水防活動の応援要請</u></p> <p>ア <u>水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ、</u> </p>	<p>2 <u>水防活動</u> 市の水防計画の定めるところによる。</p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>応援を要請する。</u></p> <p>(7) <u>水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し、応援を要請する。</u></p> <p>(イ) <u>水防管理者は、必要があれば市長に対して応援を求め。</u></p> <p>(ウ) <u>水防管理者は、水防のために必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を要請する。</u></p> <p>イ <u>市長は、必要があるときは次の事項を示し、自衛隊の派遣を要請する。</u></p> <p>(7) <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>(イ) <u>応援を必要とする人員、資機材等</u></p> <p>(ウ) <u>応援を必要とする場所</u></p> <p>(エ) <u>期間その他応援に必要な事項</u></p> <p>ウ <u>水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに必要に応じ自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。</u></p>	<p>3 人命の救出活動 (共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
	<p>3 人命の救出活動</p> <p>(1) <u>人命救出活動の基本方針</u></p> <p>ア <u>救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。</u></p> <p>イ <u>県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。</u></p> <p>ウ <u>県は、救出活動に関する応援について、市町間の総合調整を行う。</u></p> <p>エ <u>市長は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。</u></p> <p>オ <u>自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>カ <u>自衛隊の救出活動は〈第6章 広域応援要請〉及び〈共通対策編 第3章 第27節 自衛隊派遣要請要求計画〉の定めるところによる。</u></p> <p>キ <u>救出・救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防本部は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家（緊急メンタルサポートチーム）の派遣を要請する。</u></p> <p><u>被災者等の惨事ストレス及び被災のショックや長期間強いられる避難生活のストレス、心のケアのため市は県に対してDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。</u></p> <p>(2) <u>市の役割</u></p> <p>ア <u>職員を動員し負傷者等を救出する。</u></p> <p>イ <u>市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。</u></p> <p>(7) <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>(4) <u>応援を必要とする人員、資機材等</u></p> <p>(7) <u>応援を必要とする場所</u></p> <p>(エ) <u>応援を必要とする期間</u></p> <p>(4) <u>その他周囲の状況等応援に関する必要事項</u></p> <p>(3) <u>自主防災組織、事業所等</u></p> <p><u>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</u></p> <p>イ <u>救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。</u></p> <p>ウ <u>自主防災組織と事業所の防災組織は、相互に連携をとって</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
<p>地震 45</p>	<p><u>地域における救出活動を行う。</u> <u>エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</u> <u>オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡を取りその指導を受けるものとする。</u></p> <p>4 被災建築物等に対する安全対策 <u>地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策を実施する。</u> <u>(1) 建築物</u> <u>市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。(資料編《地震対策編》5-6-4)</u> <u>(2) 宅地等</u> <u>市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。</u> <u>(3) 住民</u> <u>ア 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力を要するものとする。</u></p>	<p>4 被災建築物等に対する安全対策 <u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>イ 住民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>5 災害危険区域の指定</p> <p><u>市長又は知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</u></p> <p><u>(1) 指定の目的</u></p> <p><u>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築に関する制限を定める。</u></p> <p><u>(2) 指定の方法</u></p> <p><u>条例により区域を指定し、周知する。</u></p> <p>第7節 避難活動</p> <p><u>地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を定める。</u></p> <p>1 避難対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア <u>地震災害発生においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。</u></p> <p><u>このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安</u></p>	<p>5 災害危険区域の指定</p> <p><u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</u></p> <p>第7節 避難活動</p> <p><u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」及び第9節「避難所設置・運営計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p><u>全確保に努める。</u></p> <p>イ <u>情報提供、避難誘導及び避難所や避難生活の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</u></p> <p>ウ <u>避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</u></p> <p>(2) <u>情報・広報活動</u></p> <p>ア <u>市及び防災関係機関は、地震等に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は〈第2節 情報活動〉に準ずる。</u></p> <p>イ <u>市及び防災関係機関は、地震等に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は〈第3節 広報活動〉に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。</u></p> <p>ウ <u>住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震等に関する情報入手するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>避難のための勧告及び指示</u></p> <p>ア <u>指示の基準</u></p> <p>(7) <u>市長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。</u></p> <p>(1) <u>警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、ただちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>(ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、市長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p> <p>イ 指示の内容</p> <p>避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>(7) 避難指示が出された地域名</p> <p>(4) 避難路及び避難先</p> <p>(ウ) 避難時の服装、携行品</p> <p>(エ) 避難行動における注意事項</p> <p>ウ 指示の伝達方法</p> <p>市長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民等に対して、同時通報用無線、有線放送、広報車等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>(4) 警戒区域の設定</p> <p>ア 設定の基準</p> <p>(7) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。</p>		

頁	旧	新	備考
	<p><u>る。</u></p> <p>(1) <u>警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。</u></p> <p>(9) <u>知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。</u></p> <p>(10) <u>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む。）、警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。</u></p> <p>イ <u>規制の内容及び実施方法</u></p> <p>(7) <u>市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立ち入り禁止の措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。</u></p> <p>(5) <u>避難の方法等</u></p> <p>ア <u>避難地への市職員等の配置</u></p> <p>(7) <u>市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のための市職員（消防団員含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</u></p> <p>イ <u>避難方法</u></p> <p><u>災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p><u>要避難地区で避難を要する場合</u></p> <p>(7) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>① 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能となった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>② 自主防災組織及び事務所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護、情報活動を行う。</p> <p>③ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方式により一時避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>④ 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官、自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>(1) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに、自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p><u>その他の区域で避難を要する場合</u></p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火予防措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p> <p>ウ 幹線避難路の確保</p> <p>市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>エ 避難地における業務</p> <p>(7) 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>等の協力を得て、次の事項を実施する。</p> <p><u>① 火災等の危険の状況に関する情報の収集</u></p> <p><u>② 地震に関する情報の伝達</u></p> <p><u>③ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</u></p> <p><u>④ 必要な応急救護</u></p> <p><u>⑤ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</u></p> <p><u>(1) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</u></p> <p>オ <u>避難状況の報告</u></p> <p><u>〈第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動 1 避難対策〉に準ずる。</u></p> <p>2 <u>避難所の設置及び避難生活</u></p> <p><u>(1) 基本方針</u></p> <p><u>市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定められた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>避難所の運営に当たっては、避難所ごとに予め定められたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考とし</u></p>	<p><u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」及び第9節「避難所設置・運営計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p><u>て、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。</u></p> <p><u>(2) 避難所の設置及び避難生活</u></p> <p><u>ア 避難生活者</u></p> <p><u>避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者を対象とする。</u></p> <p><u>イ 設置場所</u></p> <p><u>(7) 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。</u></p> <p><u>(1) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。</u></p> <p><u>① 学校、体育館、公民館等の公共建築物</u></p> <p><u>② あらかじめ協定した民間の建築物</u></p> <p><u>③ 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）</u></p> <p><u>④ 指定避難所（資料編《共通対策編》3-7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所）</u></p> <p><u>(4) 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。</u></p> <p><u>(5) 状況に応じて、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。</u></p> <p><u>(4) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。</u></p> <p><u>(4) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込ま</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>れる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難場所を維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(ホ) 安全性の確認にあたり、県は「災害時における被災建築物応急危険度判定に関する協定書」に基づいて被災建築物の応急危険度判定を依頼するものとする。</p> <p>ウ 福祉避難所</p> <p>(イ) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。</p> <p>(ロ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>(リ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>(レ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>(ル) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>エ 設置期間</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>市長は、地震情報、降雨等による災害発生への危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。</p> <p>オ 避難所の運営</p> <p>(7) 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て運営する。</p> <p>(4) 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>(9) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>(5) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。</p> <p>(4) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。</p> <p>(4) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。</p> <p>(5) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>(7) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</u> <u>力 その他</u></p> <p><u>(7) 災害救助法に基づき市の実施事項は、「共通対策編 第3章 第6節 災害救助法の適用計画」による。</u></p> <p><u>(4) 県管理施設の避難所としての利用については、「共通対策編」による。</u></p> <p><u>(3) 避難生活</u></p> <p><u>避難所における避難生活は、自主防災組織等を中心に、相互扶助の精神により自主的に運営するものとする。このため自主防災組織等は市と協力して、炊き出し、給食、給水、応急救護、地域情報の収集、清掃等の活動の役割分担を早急に確立し、秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。</u></p> <p>第9節 交通の確保対策</p> <p><u>災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上及び海上交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を定める。</u></p> <p>1 陸上交通の確保</p> <p><u>(1) 自動車運転者の取るべき措置</u></p> <p><u>ア 緊急地震速報を聞いたとき</u></p> <p><u>(7) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</u></p> <p><u>(4) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</u></p> <p><u>(7) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</u></p>	<p>第9節 交通の確保対策</p> <p><u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節「交通応急対策計画」に準ずる。)</u></p> <p><u>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節交通</u> <u>応急対策計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p><u>イ 地震が発生したとき</u></p> <p><u>(7) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</u></p> <p><u>① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</u></p> <p><u>② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</u></p> <p><u>③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p><u>(4) 避難等のために車両を使用しないこと。</u></p> <p><u>(7) 「災害対策基本法」に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という)においても、同様とする。</u></p> <p><u>① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所</u> ・ <u>区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路</u> 		

頁	旧	新	備考
	<p><u>外の場所</u></p> <p>② <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>③ <u>通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</u></p> <p>(2) <u>県、県公安委員会(県警察)、道路管理者等</u></p> <p><u>ア 情報収集</u></p> <p>市は、<u>県、国土交通省、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。</u></p> <p><u>イ 陸上交通確保の基本方針</u></p> <p>(7) <u>県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。</u></p> <p>(4) <u>道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により、交通が危険であると認められる場合は、区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。</u></p> <p><u>この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>(ウ) <u>県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。</u></p> <p>(エ) <u>道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。</u></p> <p>ウ <u>交通規制の実施</u></p> <p>(7) <u>初動の措置</u></p> <p>① <u>警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</u></p> <p>② <u>県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため「災害対策基本法」の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</u></p> <p>(4) <u>緊急輸送路等の確保</u></p> <p>知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。</p> <p>(ウ) <u>交通規制実施後の広報</u></p> <p><u>県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</u></p> <p>エ <u>道路交通確保の措置</u></p> <p>(7) <u>道路交通確保の実施体制</u></p> <p><u>道路管理者、県警察は、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p><u>(イ) 道路施設の復旧</u> 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。</p> <p><u>(ウ) 交通安全施設の復旧</u> 県公安委員会（県警察）は、緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</p> <p><u>(エ) 警察官の措置命令等</u> ① 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>② ①による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>③ 警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、①及び②に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>		

頁	旧	新	備考
	<p>④ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、①及び②に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>⑤ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため①及び②に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>(オ) 除去障害物の処分 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した、空地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p> <p>オ 緊急通行車両の確認等（県及び公安委員会（県警察））</p> <p>(7) 緊急輸送車両の確認は、「災害対策基本法」第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。</p> <p>(イ) 緊急通行車両の確認事務手続</p> <p>① 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。</p> <p>② 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定める。</p> <p>③ 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては、「災害対策基本法施行令」第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>カ 鉄道確保の措置</u> <u>崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等応急工事を行う。</u></p> <p>2 <u>海上交通の確保</u> <u>海上交通は、陸上交通が不可能となった場合の救助活動、災害復旧活動に欠かせない交通手段となるため、市災害対策本部長は、情報の収集、海上交通の調整、船舶規制、海上自衛隊の支援等、県の措置に対し協力するものとする。</u></p> <p>3 <u>航空輸送の確保</u> <u>市は、ヘリコプターの離着陸場として定められた場所の安全確認を行い、使用の可否を把握する。また、指定のヘリポートの障害物の除去などの応急措置を、自衛隊、住民及び消防団、建設業者の協力を得て行うものとする。(建設業者等は資料編3-3-1)</u></p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (1) <u>緊急物資の確保計画量</u> <u>市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。</u> <u>大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量</u></p>	<p>(削除) ※共通対策編 第3章 <u>災害応急対策計画 第21節交通応急対策計画に移動</u></p> <p>(削除) ※共通対策編 第3章 <u>災害応急対策計画 第21節交通応急対策計画に移動</u></p> <p>第10節 地域への救援活動 (略)</p> <p>1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (共通対策編 第3章 <u>災害応急対策計画 第10節「食料供給計画」及び第11節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。</u>)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>の備蓄をする。</u></p> <p><u>(2) 市の実施内容</u></p> <p>ア <u>非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。</u></p> <p>イ <u>緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者などとす。これによって調達ができないときは、他の物資保有者から調達する。</u></p> <p><u>市長は、必要に応じ、次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。</u></p> <p>(ア) <u>調達、あつせんを必要とする理由</u></p> <p>(イ) <u>必要な緊急物資の品目及び数量</u></p> <p>(ウ) <u>引き渡しを受ける場所及び引受責任者</u></p> <p>(エ) <u>連絡課及び連絡責任者</u></p> <p>(カ) <u>荷役作業員の派遣の必要の有無</u></p> <p>(キ) <u>経費負担区分</u></p> <p>(ク) <u>その他、参考となる事項</u></p> <p>ウ <u>緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。</u></p> <p>エ <u>避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</u></p> <p>(3) <u>市民及び自主防災組織の実施内容</u></p> <p>ア <u>緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</u></p> <p>イ <u>自主防災組織は市が行う緊急物資の配分に協力する。</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</u></p> <p><u>(4) 日本赤十字社静岡県支部の実施内容</u> <u>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。</u></p> <p>2 給水活動</p> <p><u>(1) 市が行う給水活動</u></p> <p><u>ア 飲料水の確保が困難な地域に対して必要に応じて給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。(資料編「共通対策編」3-12-1 給水タンク保有状況)</u></p> <p><u>イ 市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないうちは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</u></p> <p><u>(7) 給水を必要とする人員</u></p> <p><u>(4) 給水を必要とする期間及び給水量</u></p> <p><u>(7) 給水する場所</u></p> <p><u>(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量</u></p> <p><u>(ウ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数</u></p> <p><u>ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。</u></p> <p><u>エ 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。</u></p> <p><u>オ 「災害救助法」に基づく市の実施事項は、共通対策編による。</u></p> <p><u>(2) 住民及び自主防災組織の自給努力</u></p>	<p>2 給水活動 <u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「給水計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。</u></p> <p><u>イ 地震発生後4日目から7日目までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。</u></p> <p><u>ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</u></p> <p><u>エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。</u></p> <p><u>(3) 観光事業者の自給努力</u></p> <p><u>ア 地震発生後3日間は貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保する。</u></p> <p><u>イ 事業用の井戸等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払うこと。</u></p>	<p><u>3 燃料の確保</u> <u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>
	<p><u>3 燃料の確保</u> <u>(1) 伊豆市</u></p> <p><u>ア 市は炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達の支給、又はあっせんを行う。</u></p> <p><u>イ 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができなときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。</u></p> <p><u>(7) 必要なLPガスの量</u> <u>(4) 必要な器具の種類及び個数</u></p> <p><u>(2) 住民及び自主防災組織</u></p> <p><u>ア 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。</u></p> <p><u>イ 確保された燃料</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
<p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア 市は市内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受け入れを行う。(資料編《共通対策編》3-14-1 伊豆市医療救護計画)</p> <p>イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。</p> <p>ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地の医療機関へ搬送(以下「広域医療搬送」という。するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム(救護班)受入による治療を実施する。</p> <p>エ 県は、災害拠点病院及び市の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄のヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重傷患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により、市が行う。</p> <p>オ 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。</p> <p>キ 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。</p>	<p>4 医療救護活動 (共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節「医療・助産計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編の見直し</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ク <u>県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。</u></p> <p>(2) <u>救護所及び救護病院の活動等</u></p> <p>ア <u>救護所</u></p> <p>(7) <u>設置</u></p> <p>市は、<u>あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。</u></p> <p>(4) <u>活動</u></p> <p>① <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u></p> <p>② <u>軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置</u></p> <p>③ <u>中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院等へ搬送手配</u></p> <p>④ <u>死亡の確認及び遺体搬送の手配</u></p> <p>⑤ <u>医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告</u></p> <p>⑥ <u>その必要な事項</u></p> <p>イ <u>救護病院</u></p> <p>(7) <u>設置</u></p> <p>市は、<u>あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。</u></p> <p>(4) <u>活動</u></p> <p>① <u>医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。</u></p> <p>② <u>重症患者及び中等症患者の処置及び受け入れ</u></p> <p>③ <u>重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>④ <u>死亡の確認及び遺体搬送の手配</u></p> <p>⑤ <u>医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受け入れ状況等の報告</u></p> <p>⑥ <u>その必要な事項</u></p> <p>(3) <u>伊豆市の行う医療救護活動</u></p> <p>市は、あらかじめ定めた<u>医療救護計画に基づき次の医療救護活動を行う。</u></p> <p>ア <u>救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。</u></p> <p>イ <u>傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。</u></p> <p>ウ <u>傷病者の受け入れに当たっては、医療救護施設が効果的に機能するよう受け入れ状況等の把握につとめ、必要な調整を行う。</u></p> <p>エ <u>救護所、救護病院の受け入れ状況等の把握のため職員を配置する。</u></p> <p>オ <u>医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、ただちに県に調達・あっせんを要請する。</u></p> <p>カ <u>市長は、救護所及び救護病院において、医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して県に派遣を要請する。</u></p> <p>(イ) <u>必要な救護班数</u></p> <p>(ロ) <u>救護班の派遣場所</u></p> <p>(ハ) <u>その必要な事項</u></p> <p>キ <u>被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(4) <u>住民及び自主防災組織の行う医療救護活動</u></p> <p>ア <u>傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。</u></p> <p>イ <u>傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</u></p> <p>5 し尿処理</p> <p>(1) <u>基本方針</u></p> <p>し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>(2) <u>伊豆市の行う処理活動</u></p> <p>ア <u>下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう広報をする。</u></p> <p>イ <u>仮設便所等のし尿の収集、処理体制を速やかに整備するとともに、必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</u></p> <p>ウ <u>速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>住民及び自主防災組織の行う処理活動</u></p> <p>ア <u>下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</u></p> <p>イ <u>自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</u></p> <p>6 廃棄物（生活系）処理</p>	<p>5 し尿処理</p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)</p> <p>6 廃棄物（生活系）処理</p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>(1) 基本方針 生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>(2) 伊豆市の行う処理活動</p> <p>ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに収集体制を住民に広報する。</p> <p>イ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>ウ 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びゴミ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいゴミについては、他と分離し優先的に処理し、又は処理するよう指導、広報する。</p> <p>(3) 自主防災組織の行う処理活動</p> <p>ア 地域ごと住民が搬出するごみの仮置場を設定し住民に周知する。</p> <p>イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。</p> <p>(4) 住民の行う処理活動</p> <p>ア ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。</p> <p>イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>	<p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)</p> <p>7 災害廃棄物処理 (共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>
	<p>(2) 伊豆市の行う処理活動</p> <p>ア 災害廃棄物処理対策組織の設置</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>市内に、<u>災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</u></p> <p><u>イ 情報の収集</u></p> <p>市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し<u>県に報告する。</u></p> <p>① <u>家屋の被害棟数等の被災状況</u></p> <p>② <u>ごみ処理施設等の被災状況</u></p> <p>③ <u>産業廃棄物処理施設等の被災状況</u></p> <p>④ <u>災害廃棄物処理能力の不足量の推計</u></p> <p>⑤ <u>仮置場、仮設処理場の確保状況</u></p> <p><u>ウ 発生量の推計</u></p> <p><u>収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。</u></p> <p><u>エ 仮置場、仮設処理場の確保</u></p> <p><u>推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。</u></p> <p><u>オ 処理施設の確保</u></p> <p><u>中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。</u></p> <p><u>カ 関係団体への協力の要請</u></p> <p><u>収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。</u></p> <p><u>キ 災害廃棄物の処理の実施</u></p> <p><u>県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。</u></p> <p><u>ク 解体家屋の撤去</u></p> <p><u>解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 77	<p><u>務手続きを実施する。</u></p> <p>(3) 企業 <u>自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</u></p> <p>(4) 住民 <u>ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。</u> <u>イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</u></p>		
地震 46	<p>8 防疫活動 <u>地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、貿易活動に万全を期するよう、十分に留意するものとする。</u></p> <p>(1) 伊豆市の行う防疫活動 <u>ア 市長は、知事の指示により必要な防疫活動を行う。</u> <u>イ 被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。</u> <u>ウ 県から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づく生活用水の供給の制限又は禁止の旨が出された場合には、使用者に対し生活用水の供給を行う。</u></p> <p><u>エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。</u> <u>オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。</u></p>	<p>8 防疫活動 <u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節「防疫計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

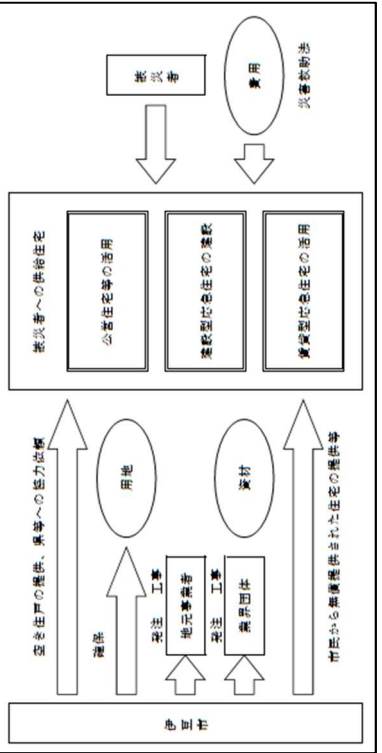
頁	旧	新	備考
	<p><u>(2) 住民及び自主防災組織の行う防疫活動</u> <u>飲食物の衛生に充分注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。</u></p> <p><u>(3) 関係団体</u> <u>飲食物に起因する感染症及び食中毒発生の防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</u></p> <p>9 遺体の搜索及び措置</p> <p><u>(1) 基本方針</u> <u>ア 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。(資料編《共通対策編》3-17-1 伊豆市遺体措置計画)</u> <u>イ 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</u> <u>ウ 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。</u> <u>エ 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</u> <u>オ 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</u></p> <p><u>(2) 伊豆市の行う活動等</u> <u>ア 遺体の搜索</u> <u>市職員、消防団員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。</u> <u>イ 遺体収容施設</u></p>	<p>9 遺体の搜索及び措置 <u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p><u>(7) 設置</u> <u>市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。</u></p> <p><u>(4) 活動</u> <u>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</u></p> <p><u>① 警察の協力を得て遺体措置を行う。</u></p> <p><u>② 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</u></p> <p><u>③ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）からの遺体搬送を行う。</u></p> <p><u>④ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</u></p> <p><u>⑤ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</u></p> <p><u>ウ 遺体の処置</u> <u>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</u></p> <p><u>エ 広域火葬</u> <u>大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。</u></p> <p><u>オ 県への要請</u> <u>市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、市で対応でき</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ないときは、次の事項を明らかにして県に要請する。</p> <p>(7) 捜索、措置、火葬に必要な職員数</p> <p>(イ) 捜索が必要な地域</p> <p>(ウ) 火葬施設の使用可否</p> <p>(エ) 必要な輸送車両の台数</p> <p>(ハ) 遺体措置に必要な器材、資材の数量</p> <p>(ホ) 広域火葬の応援が必要な遺体数</p> <p>(3) 住民及び自主防災組織 <u>行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</u></p> <p>10 被災建築物の処理</p> <p>(1) 伊豆市の行う活動</p> <p>市は、(公財)静岡県建築士会等建築関係団体の協力を得て、<u>応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な処置を講ずる。(資料編《地震対策編》5-11-11-1 応急危険度判定士一覽)</u></p> <p>ア <u>被災建築物の所有者と協議し、また交通の安全性等を考慮して、処理建築物を決定する。</u></p> <p>イ <u>伊豆市建設業組合へ依頼及び民間業者に要請しその処理にあたる。(資料編《共通対策編》3-3-1 伊豆市建設業組合員一覽)</u></p> <p>ウ <u>処理の決定については、同時通報用無線や広報車により告知する。</u></p> <p>11 応急住宅の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>避難所生活を早期に解消するためにマニュアル(災害時の応急住宅対策マニュアル)等に基づき、被災者の住宅を応急的に</u></p>	<p>10 被災建築物の処理</p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</p> <p>11 応急住宅の確保</p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)</p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

頁	旧	新	備考
	<p><u>確保する。</u></p> <p><u>(2) 伊豆市の行う応急住宅の確保</u></p> <p><u>ア 被害状況の把握</u></p> <p><u>「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。</u></p> <p><u>イ 体制の整備</u></p> <p><u>応急仮設住宅など災害時に必要となる住宅を、災害発生後速やかに確保・提供できるように応急的な住宅提供に備えた平時からの取り組みを強化する。</u></p> <p><u>ウ 応急仮設住宅の確保</u></p> <p><u>(1) 建設型応急住宅の建設</u></p> <p><u>① 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。</u></p> <p><u>② 建設用地は、あらかじめ定められた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。</u></p> <p><u>(4) 賃貸型応急住宅の借上げ</u></p> <p><u>① 借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借り上げる。</u></p> <p><u>(7) 災害復旧期における住宅供給 (想定)</u></p>		

頁	旧	新	備考
	 <p><u>エ 応急仮設住宅の管理運営</u></p> <p><u>(7) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</u></p> <p><u>オ 応急住宅の入居者の認定</u></p> <p><u>(7) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。</u></p> <p><u>(1) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。</u></p> <p><u>カ 市営住宅等への一時入居</u></p> <p><u>市営住宅へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。</u></p> <p><u>キ 応急住宅の管理</u></p> <p><u>(7) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。</u></p> <p><u>(1) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が生じないよう努める。</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p><u>ク 住宅の応急修理</u> <u>建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊した者に対し、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。</u></p> <p><u>ケ 建築資機材及び建設業者等の調達あっせん要請</u> <u>(7) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。</u></p> <p><u>① 応急仮設住宅の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被害世帯数（全焼、全壊、流失）</u> ・ <u>設置を必要とする住宅の戸数</u> ・ <u>調達を必要とする資機材の品名及び数量</u> ・ <u>派遣を必要とする建築業者数</u> ・ <u>連絡責任者</u> ・ <u>その他参考となる事項</u> <p><u>② 住宅応急修理の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>被害世帯数（半焼、半壊）</u> ・ <u>修理を必要とする住宅の戸数</u> ・ <u>修理に必要な資機材の品目及び数量</u> ・ <u>派遣を必要とする建築業者数</u> ・ <u>連絡責任者</u> ・ <u>その他参考となる事項</u> <p><u>(4) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進する</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>ため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。</p> <p>コ 住居等に流入した土石等障害物の除去</p> <p>住居等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。</p> <p>(ア) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）</p> <p>(イ) 除去に必要な人員</p> <p>(ウ) 除去に必要な期間</p> <p>(エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量</p> <p>(オ) 除去した障害物の集積場所の有無</p> <p>サ 建築相談窓口の設置</p> <p>市は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。</p>	<p>12 ボランティア活動への支援</p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 ボランティア活動支援計画)に準ずる。</p>	<p>地震対策編の見直し</p>
<p>12 ボランティア活動への支援</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。</p> <p>(2) 市</p> <p>ア 市災害ボランティアセンターの設置及び運用</p> <p>(ウ) 市は、市災害対策本部を設置した場合、ふれあいプラザに伊豆市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受</p>			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>付、活動場所のあっせん及び配置調整を行う市災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>(イ) 市災害ボランティア本部は、伊豆市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。</u></p> <p><u>(ウ) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</u></p> <p><u>イ ボランティア活動拠点の設置</u></p> <p><u>(エ) 市は、ふれあいプラザ又は被害の大きい区域のボランティアセンター設置可能な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</u></p> <p><u>(イ) ボランティア活動拠点</u> 本庁及び各支所、学校施設等</p> <p><u>(ウ) ボランティアの宿泊</u> 宿泊については、被災地で営業を再開している宿泊施設が限られていたり、また、そうした施設が被災者や復興関係者を優先させたりする場合もあるので、市ボランティア本部は、東部ボランティア支援センターと協力してその旨を周知する。状況により学校施設をボランティア向けに簡易宿泊場所として臨時提供する。</p> <p><u>ウ ボランティア団体等に対する情報の提供</u> 市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>エ <u>ボランティア活動資機材の提供</u> 市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p> <p>(3) <u>住民及び自主防災組織</u> ア <u>各避難地において、住民も組織的に物資搬入、供給等について活動をする。</u> イ <u>住民の統制は自主防災組織及び避難地に配置された市職員が行う。</u></p> <p>第11節 学校における災害応急対策及び応急教育 小、中、高、特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に<u>応急教育を実施するための対策の概要を示す。</u></p> <p>1 <u>基本方針</u> 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、<u>災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、市は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。</u> 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、<u>共通対策編による。</u> 学校は、<u>地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生し</u></p>	<p>第11節 学校における災害応急対策及び応急教育 (共通対策編 第3章 <u>災害応急対策計画 第22節「応急教育計画」に準ずる。</u>)</p> <p>(削除) ※共通対策編 第3章 <u>災害応急対策計画 第22節応急教育計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>た場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</p> <p>中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</p> <p>2 計画の作成</p> <p>(1) 災害応急対策</p> <p>計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</p> <p>計画に定める項目は、次のとおりとする。</p> <p>ア 学校の防災組織と教職員の任務</p> <p>イ 教職員動員計画</p> <p>ウ 情報連絡活動</p> <p>エ 生徒等の安全確保のための措置</p> <p>オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策</p> <p>(2) 応急教育</p> <p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <p>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</p> <p>イ 施設・設備の確保</p>	<p>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節応急教育計画に移動</p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。</u></p> <p>ウ <u>教育再開の決定・連絡</u></p> <p><u>生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</u></p> <p><u>教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</u></p> <p>エ <u>教育環境の整備</u></p> <p><u>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</u></p> <p>オ <u>給食業務の再開</u></p> <p><u>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</u></p> <p>カ <u>学校が地域の避難所となる場合の対応</u></p> <p><u>各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</u></p> <p><u>避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。</u></p> <p>キ <u>生徒等の心のケア</u></p> <p><u>生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセ</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>ラ一、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</u></p> <p>第12節 被災者の生活再建等への支援</p> <p><u>り災者のうち援助を必要とする住民に対して、生活保護の適用、福祉資金その他の資金の貸付等の援助を迅速に行い、保護を図る。</u></p> <p><u>1 基本方針</u></p> <p><u>(1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。</u></p> <p><u>(2) 市は、速やかに各分野の職員をもって、生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。</u></p> <p><u>(3) 各実施機関の体制をもってして、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。</u></p> <p><u>(4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次実効のある当面の措置を講ずる。</u></p> <p><u>2 実施事項</u></p> <p><u>(1) 市又は県が実施する事項</u></p> <p><u>ア り災した社会福祉施設入所者を他の施設等へ一時保護する場合のあつせん</u></p> <p><u>イ 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用</u></p> <p><u>(2) 市又は県が民間の協力を得て実施する事項</u></p> <p><u>ア り災者に対する生活相談</u></p> <p><u>(7) 実施機関</u></p>	<p>第12節 被災者の生活再建等への支援</p> <p><u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節「社会福祉計画」に準ずる。)</u></p> <p><u>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 社会福祉計画に移動</u></p> <p><u>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 社会福祉計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>市（被害が大きいは場合は県と共催）</u></p> <p><u>(1) 相談種目</u> 生活、資金、法律、健康、身上等の相談</p> <p><u>(7) 協力機関</u> 県、社会福祉協議会（県、市）、法テラス静岡、日本赤十字社静岡県支部、民生委員・児童委員、その他関係機関</p> <p><u>イ</u> <u>り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け</u></p> <p><u>(7) 実施機関</u> 県（健康福祉センター）</p> <p><u>(4) 協力機関</u> 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員</p> <p><u>(7) 貸付額</u> 「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額</p> <p><u>ウ</u> <u>り災身体障害児者に対する補装具の交付等</u></p> <p><u>(7) 実施機関</u> ① 児童 県、市 ② 18歳以上 市</p> <p><u>(4) 協力機関</u> ① 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員 ② 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所</p> <p><u>(7) 対象</u> <u>り災身体障害児者</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>(エ) 交付等の内容</u></p> <p>① <u>災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付</u></p> <p>② <u>災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付</u></p> <p>③ <u>りり身体障害児者の更生相談</u></p> <p>エ <u>義援金の募集及び配分</u></p> <p><u>(7) 実施機関</u> 県、市</p> <p><u>(4) 協力機関</u> 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡岡支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関</p> <p><u>(ウ) 募集方法</u> 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。</p> <p><u>(エ) 配分方法</u> 関係機関により構成する配分委員会を設け、協議決定する。</p> <p>オ <u>義援品の受け入れ</u></p> <p><u>(7) 実施機関</u> 県、市</p> <p><u>(4) 協力機関</u> 報道機関、その他関係機関</p> <p><u>(ウ) 受入方法</u> 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。</p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>る。</p> <p>(3) 民間団体等が他の協力を得て実施する事項 ア あり災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け <u>(7) 実施機関</u> 社会福祉協議会（県、市） <u>(4) 協力機関</u> 県、市、民生委員・児童委員 <u>(9) 貸付額</u> <u>「生活福祉資金貸付制度要綱」第5に規定する額</u></p> <p>第13節 市有施設及び設備等の対策 災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。</p> <p>1 県防災行政無線 <u>(1) 県庁統制局との機能確保</u> 県出先機関等及び市との連絡に障害がある場合は、孤立防止用衛星電話、防災相互携帯無線、移動用系携帯無線等を使用し、中継局経由又は口頭中継により応急連絡を行う。 <u>(2) 市及び他機関端末局</u> ア 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるブレス通話方式により通信の確保を図る。 イ 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町地域防災無線及び消防無線等を使用して応急回路を設定し、県災害対策本部東部方面本部と市、県災害対策本部東部方面本部と県庁の間の通信を確保する。</p>	<p>第13節 市有施設及び設備等の対策 <u>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)</u></p> <p><u>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節 市有施設及び設備等の対策計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p> <p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>2 公共施設等</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 <u>道路管理者相互に連携し、パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</u></p> <p>イ 応急措置の実施、二次災害の防止 <u>県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。</u></p> <p>ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 <u>緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</u></p> <p>(2) 河川及び海岸保全施設</p> <p>ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 <u>パトロールや地域住民からの情報連絡等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</u></p> <p>イ 水門等の操作 <u>津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</u></p> <p>ウ 応急措置の実施、二次災害の防止</p>	<p>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節 <u>市有施設及び設備等の対策計画に移動</u></p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p><u>従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>エ <u>資機材の確保、応急復旧工事の実施</u> <u>施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</u></p> <p>オ <u>住民等への連絡</u> <u>避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の市民へ状況の連絡に努める。</u></p> <p>(3) <u>砂防、地すべり及び急傾斜地等</u> <u>ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡</u> <u>パトロールや砂防ボランティア及び地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。</u></p> <p>イ <u>応急措置の実施、二次災害の防止</u> <u>二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>ウ <u>資機材の確保、応急工事の実施</u> <u>二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。</u></p> <p>エ <u>住民等への連絡</u> <u>避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。</u></p> <p>(4) <u>港湾及び漁港施設</u></p>		

頁	旧	新	備考
	<p>ア <u>被害状況の収集、施設の点検、情報連絡パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。</u> また、関係機関に情報を伝達する。</p> <p>イ <u>水門等の操作</u> 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>ウ <u>応急措置の実施、二次災害の防止</u> 危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。</p> <p>エ <u>緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</u> 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。</p> <p>(5) <u>ダム、ため池及び用水路</u> ア <u>被害状況の把握</u> 防災ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。 イ <u>応急措置の実施及び警察署長への必要な措置の要請</u> 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるように要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。</p> <p>(6) <u>災害応急対策上重要な庁舎等</u> ア <u>被害状況の把握</u></p>		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
地震 48	<p>庁舎管理者は、本部（市役所、支所）及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。</p> <p><u>イ 緊急措置の実施</u></p> <p>施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。</p> <p>(7) 工事中の公共施設、建築物、その他津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。</p> <p>(8) <u>危険物保有施設</u></p> <p>発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。</p> <p>(9) <u>水道用水供給</u></p> <p>ア 災害の発生状況に応じて、取水・送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い用水の確保に努める。</p> <p>3 <u>コンピュータ</u></p> <p>(1) <u>コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害</p>	<p>(削除) ※共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節 <u>市有施設及び設備等の対策計画に移動</u></p> <p>(略)</p> <p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害</p>	<p>地震対策編の見直し</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>応急対策の概要を示す。</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものその他、次のとおりとするが、平常時対策、<u>東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策</u>との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p>	<p>応急対策の概要を示す。</p> <p>計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるものその他、次のとおりとするが、平常時対策、地震防災応急対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
津波 1	<p>津波対策編 第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>伊豆市、県及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ<u>東海</u>地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関 (略)</p> <p>(2) 指定公共機関 (略)</p> <p>イ 日本銀行 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>コ KDDI株式会社（沼津支店）、ソフトバンク株式会社</p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定地方公共機関 (略)</p> <p>イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）（伊豆市LPガス事業協同組合）</p>	<p>津波対策編 第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>伊豆市、県及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ<u>南海トラフ</u>地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関 (略)</p> <p>(2) 指定公共機関 (略)</p> <p>イ 日本銀行 (略)</p> <p><u>(イ) 各種措置に関する広報</u></p> <p>(略)</p> <p>コ KDDI株式会社（沼津支店）、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 指定地方公共機関 (略)</p> <p>イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）（伊豆市LPガス事業協同組合）</p>	<p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p> <p>地震対策編の見直し 指定公共機関の新規指定(令和4年2月1日内閣府告示第5号)を踏まえた修正</p>
津波 2			
津波 5			
津波 6			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
津波 19	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 警戒宣言発令時 市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報発表時 市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
津波 20	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 警戒宣言発令時 市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報発表時 市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
津波 21	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 警戒宣言発令時 市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報発表時 市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>
津波 24	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 警戒宣言発令時 市長は、警戒宣言が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(オ) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧</p> <p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置</p> <p>(1) 避難誘導体制整備 (略)</p> <p>○ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要避難地区における予防措置 (略)</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報発表時 市長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとりべき行動について周知徹底に努める。</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>東海地震に関連する情報の運用停止に伴い、南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことを踏まえた修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
津波 25	3 防災関係機関 (略)	3 防災関係機関 (略)	
津波 27	(2) 指定公共機関 (略)	(2) 指定公共機関 (略)	
津波 28	ケ 電源開発株式会社、電源開発送配電ネットワーク株式会社 (略)	ケ 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社 (略)	誤記の修正
津波 33	コ KDDI 株式会社 (沼津支店)、ソフトバンク株式会社 (略)	コ KDDI 株式会社 (沼津支店)、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u> (略)	指定公共機関の新規指定(令和4年2月1日内閣府告示第5号)を踏まえた修正
	第2節 情報活動 (略)	第2節 情報活動 (略)	
	2 津波情報等の伝達系統	2 津波情報等の伝達系統図	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
津波 35			名称の変更
津波 36	<p>(略)</p> <p>第5節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための指示等</p> <p>ア 避難指示の基準</p> <p>(7) 市長は、津波による災害が発生するおそれがあるときは、必要等の生命及び身体を保護するため必要があるときはは、必要</p>	<p>(略)</p> <p>第5節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための指示</p> <p>ア 避難指示の基準</p> <p>(7) 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときはは、必要</p>	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
津波 37	<p>と認める地域の住民等に対し<u>基本的には避難指示を発令する。ただし、遠地震に伴う津波については、必要に応じて高齢者等避難を発令する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示又は<u>高齢者等避難</u>の発令（以下、「指示等」という。）をする。この場合、知事は、その旨を公示する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 指示<u>等</u>の内容</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難の指示<u>等</u>が出された地域名</p> <p>(略)</p> <p>ウ 指示<u>等</u>の伝達方法</p> <p>市長又は知事は、避難の指示<u>等</u>をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難方法等</p> <p>ア 避難地への市職員等の配置</p> <p>市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のために市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。</p>	<p>と認める地域の住民等に対し避難指示を発令する。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下、「指示」という。）をする。この場合、知事は、その旨を公示する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 指示の内容</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難の指示が出された地域名</p> <p>(略)</p> <p>ウ 指示の伝達方法</p> <p>市長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難方法等</p> <p>ア 避難地への市職員等の配置</p> <p>市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のために市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により<u>市職員は</u>警察官の配置を要請する。</p>	<p>号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>警察官の配置を要請する主体の明確化</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
風水害 1	<p>風水害対策編 第1章 総則 (略) 第1節 過去の顕著な災害 (略) 3 地すべり等 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>風水害対策編 第1章 総則 (略) 第1節 過去の顕著な災害 (略) 3 地すべり等 (略) ・ <u>令和3年7月3日(熱海市伊豆山地区)</u> <u>熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部(海岸から約2km上流、標高約390m付近)から逢初川に溢って流下した。</u> <u>この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。</u></p>	<p>令和3年7月の熱海土石流に関する記述を追加</p>
風水害 3			
風水害 4			
風水害 5	<p>第2節 予想される災害と地域 (略) 3 土石流・地すべり・がけ崩れ 市内で砂防指定地が <u>186</u> 箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土石災害警戒区域が1,180箇所(いずれも令和<u>2</u>年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。これらの区域以外の斜面でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>第2章 災害予防計画 (略) ・ 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部署の</p>	<p>第2節 予想される災害と地域 (略) 3 土石流・地すべり・がけ崩れ 市内で砂防指定地が <u>189</u> 箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土石災害警戒区域が1,180箇所(いずれも令和<u>3</u>年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。これらの区域以外の斜面でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。</p> <p>第2章 災害予防計画 (略) ・ 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部署の</p>	<p>時点修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
風水害 6	<p>連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定と通知 (1) 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は浸水の防止による水害の軽減を図るため、国土交通省中部地方整備局及び県が、想定し得る最大規模の降雨により該当河川が氾濫した場合の洪水想定浸水域を指定し、その区域・水深・浸水継続時間を洪水想定浸水域図として公表するとともに、関係市町の長に通知する。</p>	<p>連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>2 浸水想定区域の指定と通知 (1) 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保又は浸水の防止による水害の軽減を図るため、国土交通省中部地方整備局及び県が、想定し得る最大規模の降雨により該当河川が氾濫した場合に<u>浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p> <p>令和3年7月の水防法改正に伴う修正</p>
風水害 7	<p>第2節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>4 連携体制の構築 水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の<u>多様な関係者で</u>、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>第2節 河川災害予防計画 (略)</p> <p>4 連携体制の構築 水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に<u>加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するととも</u></u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
	<p>第3節 海岸保全災害防除計画 (略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>○ 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある<u>海岸</u>を、水防法に基づき高潮特別警戒水位を定める<u>海岸として指定したときは</u>、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を<u>順次公表する</u>。</p>	<p>に、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画 (略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>○ 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある<u>水防法に基づき高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について</u>、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を<u>順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする</u>。</p>	<p>令和3年7月の水防法改正に伴う修正</p>
風水害 8	<p>第6節 土砂災害防除計画 (略)</p>	<p>第6節 土砂災害防除計画 (略)</p>	
風水害 9	<p>4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定する。</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警戒情報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切に範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ</p>	<p>4 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定する。</p> <p>市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び<u>土砂キキクル</u>(大雨警戒(土砂災害)の危険度分布)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
風水害 10	<p>かじめ具体的に設定する。</p> <p>市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報配信システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。</p> <p>5 土砂災害防止法の施行（略）</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、伊豆市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 <p>また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>具体的に設定する。</p> <p>市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、<u>土砂キョクル</u>（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報配信システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。</p> <p>5 土砂災害防止法の施行（略）</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、伊豆市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。<u>報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</u> <p>また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由な</p>	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の改正（令和3年7月）を踏まえた修正</p>

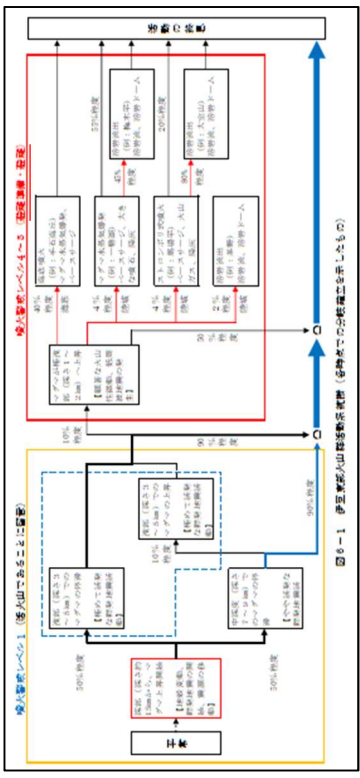
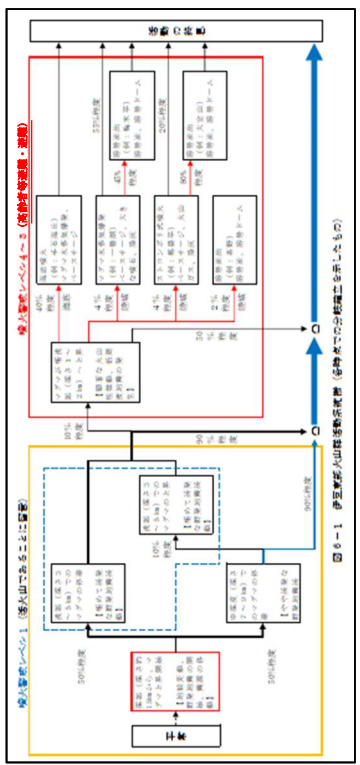
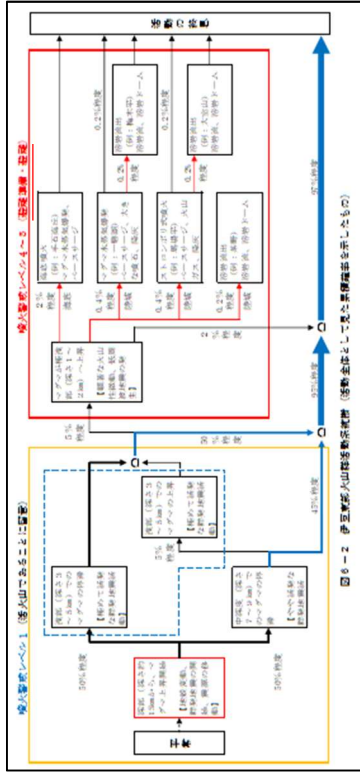
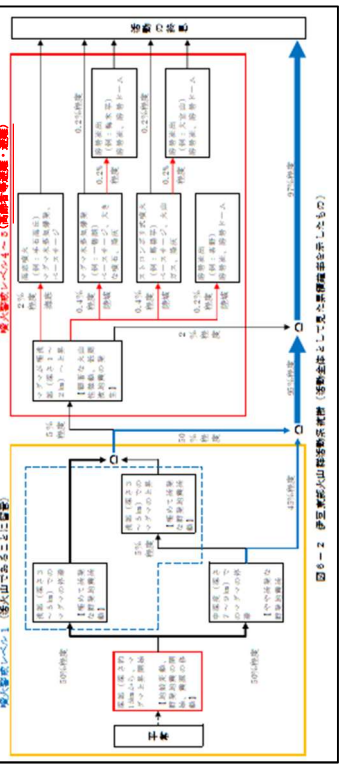
令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
風水害 11	<p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>1 山地災害対策</p> <p>地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。</p>	<p>くその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>1 山地災害対策</p> <p>地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。</p> <p><u>市は県と連携し、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>第11節 <u>盛土災害防除計画</u></p> <p>(1) 市は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>
風水害 12	<p><u>(新設)</u></p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>	<p>静岡県地域防災計画との整合</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
風水害 13	<p>第11節 避難情報の事前準備計画 (略)</p> <p>第12節 避難誘導体制の整備計画 (略)</p> <p>第13節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>第14節 自主防災活動 (略)</p>	<p>(2) <u>市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかには正の</u> <u>ための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当</u> <u>該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域</u> <u>防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場</u> <u>合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>第12節 避難情報の事前準備計画 (略)</p> <p>第13節 避難誘導体制の整備計画 (略)</p> <p>第14節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>第15節 自主防災活動 (略)</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
火山9	<p>火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII富士山の火山防災計画</p> <p>災害計画 (略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定 (略)</p> <p>4 火山災害警戒地域の指定 (略)</p>  <p>図6-1 伊豆東部火山群災害対応計画 (各時点での対応を併記したものを)</p>	<p>火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII富士山の火山防災計画</p> <p>災害計画 (略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定 (略)</p> <p>4 火山災害警戒地域の指定 (略)</p>  <p>図6-1 伊豆東部火山群災害対応計画 (各時点での対応を併記したものを)</p>	<p>災害対策基本法 改正に伴う噴火 警戒レベル4の キーワード変更 に伴う修正</p>
	<p>火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII富士山の火山防災計画</p> <p>災害計画 (略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定 (略)</p> <p>4 火山災害警戒地域の指定 (略)</p>  <p>図6-2 伊豆東部火山群災害対応計画 (各時点での対応を併記したものを)</p>	<p>火山災害対策編</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII富士山の火山防災計画</p> <p>災害計画 (略)</p> <p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定 (略)</p> <p>4 火山災害警戒地域の指定 (略)</p>  <p>図6-2 伊豆東部火山群災害対応計画 (各時点での対応を併記したものを)</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
火山10	<p>5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略)</p> <p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。</p> <p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（<u>避難準備</u>）以上の噴火警報が発表される。併せて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p>	<p>5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略)</p> <p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。</p> <p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（<u>高齢者等避難</u>）以上の噴火警報が発表される。併せて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p>	<p>災害対策基本法 改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正及び伊豆東部火山群の噴火警戒レベルの判定基準作成に伴う過去事例等の一部見直しによる修正</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧					新					備考	
	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	噴火警報(居住地)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等		
	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	噴火警報(居住地)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ● <u>低周波地震活動の多発、火山性微動の発生</u> 【過去事例】 <u>平成元(1989)年7月11日</u> の低周波地震活動の多発、火山性微動の発生、7月13日の海底噴火 ● <u>低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動</u> 【過去事例】 <u>1989年7月11日</u> の低周波地震活動の多発、 <u>顕著な火山性微動の発生</u> 、7月13日の海底噴火	● <u>低周波地震や火山性微動の増加、継続時間の長い火山性微動の発生、顕著な地殻変動</u> 【過去事例】 <u>1989年7月10日</u> の低周波地震の <u>増加</u> <u>1995年10月4日</u> の <u>継続時間</u> の長い火山性微動の発生、 <u>低周波地震の増加</u>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧				新				備考
<p>噴火警報（火口周辺）</p>	<p>レベル3（入山規制）</p>	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</p>	<p>住民は通常の生活危険な地域への立入規制等</p>	<p>【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっている段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（高齢者等避難）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する可能性がある。</p>	<p>レベル3（入山規制）</p>	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される</p>	<p>住民は通常の生活危険な地域への立入規制等</p>	<p>【レベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっている段階では、レベル2（火口周辺規制）、レベル3（入山規制）の発表はなく、レベル4（高齢者等避難）以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5（避難）からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3（入山規制）、レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報を発表する可能性がある。</p>	



令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
<p>火山 14</p>	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） （略）</p> <p>第3節 避難計画 （略）</p> <p>1 避難計画策定の基本方針 （略）</p>	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） （略）</p> <p>第3節 避難計画 （略）</p> <p>1 避難計画策定の基本方針 （略）</p>	
<p>火山 16</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧				新				備考	
	-	平常時	マグマの貫入の開 始 ・ マグマの貫入を示すわずかな地震変動 ・ 群発地震活動開始	噴火予報(レベル1 (活火山であることに留意)) ・ 情報収集	-	-	平常時	マグマの貫入の開 始 ・ マグマの貫入を示すわずかな地震変動 ・ 群発地震活動開始	噴火予報(レベル1 (活火山であることに留意)) ・ 情報収集	
	2、3時間 ~1週間 程度 (※)	相当量のマグマの貫入 ・ 地殻浅部への相対的なマグマの貫入を示す顕著な地震変動 ・ 活発な群発地震活動 ・ 活発な群発地震活動 ・ 震源の浅部への移動	レベル1 (活火山であることに留意)	地震活動の見通しに関する情報発信が活発化し、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火山周辺規制)レベル3(入山規制)レベル4(火山周辺規制)レベル5(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	レベル1 (活火山であることに留意)	レベル1 (活火山であることに留意)	地震活動の見通しに関する情報発信が活発化し、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火山周辺規制)レベル3(入山規制)レベル4(火山周辺規制)レベル5(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	避難行動要支援者の避難準備 ・ 福祉避難所の開設準備		災害対策基本法 改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正
	2、3時間 ~2、3日間	マグマが更に浅部 へ上昇 ・ 低周波地震の活発化 ・ (通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 (避難準備・高齢者避難開始)	噴火警報(レベル4 (避難準備)) ・ 火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・ 火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	レベル4 (高齢者避難)	レベル4 (高齢者避難)	噴火警報(レベル4 (高断者等避難)) ・ 火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・ 火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	避難対象地域の設定 ・ 警戒区域の設定 ・ 避難行動要支援者の避難準備 ・ 福祉避難所の開設 ・ 避難準備/情報 ・ 避難所の開設準備		

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

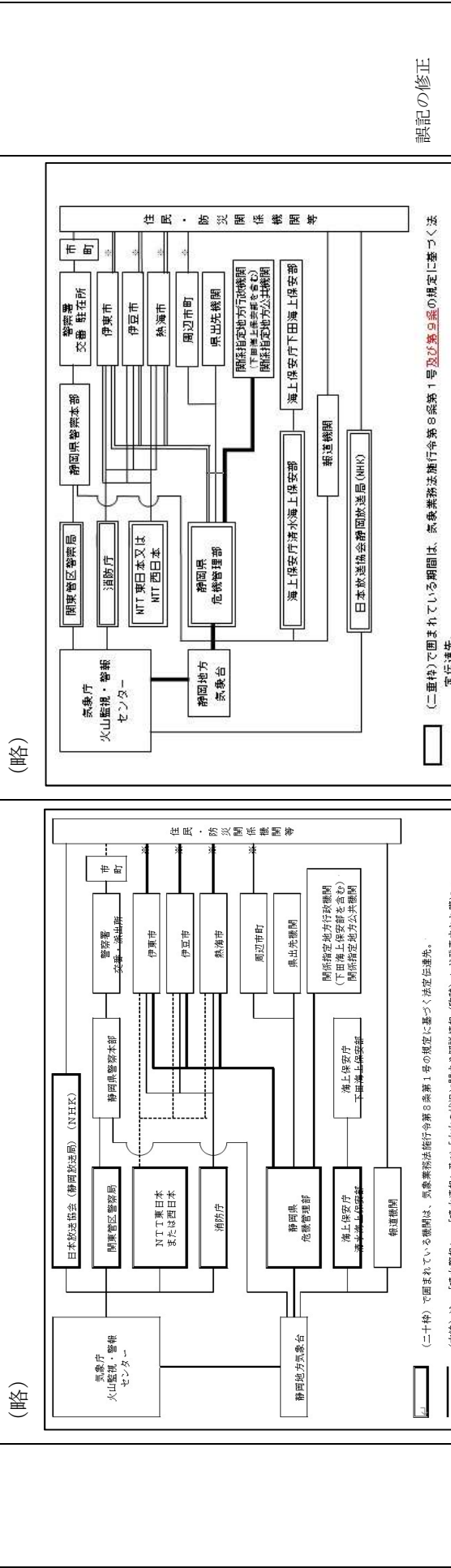
頁	旧	新	備考
	<p>噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</p>	<p>噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</p>	<p>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設</p>
<p>2、3週間～</p>	<p>噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>レベル5 (避難)</p>	<p>噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>レベル5 (避難)</p>	<p>・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営</p>
<p>2、3週間～</p>	<p>活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止</p> <p>レベル1 (火山活動に留意)</p>	<p>噴火警報(レベル5 (避難)) ・火山活動解除資料(噴火の状況等) ・火山活動解除資料(上空からの観測成果等)</p> <p>噴火警報(レベル5 (避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解除資料(上空からの観測成果等)</p> <p>レベル1 (火山活動に留意)</p>	<p>・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除</p>
<p>火山17</p>	<p>第4節 火山噴火に伴う土砂災害被害の軽減 (略)</p>	<p>第4節 火山噴火に伴う土砂災害被害の軽減 (略)</p>	

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
火山 18			<p>図表の更新に伴う修正</p>
火山 19	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p>	

頁	旧	新	備考
---	---	---	----

第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 (略)



(二重線)で囲まれている期間は、気象業務法施行令第9条第1号の規定に基づき放送伝達、(本線)は、「噴火警報」、「噴火運報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

(二重線)は、上記の活動火山対策特別措置法第5条の2により通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(三線)は、上記の活動火山対策特別措置法第5条の規定による「噴火警報」、「噴火運報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。

特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(※)火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合は、同時通報用無線、広報車等による伝達。

(二重線)で囲まれている期間は、気象業務法施行令第9条第1号及び第9条の規定に基づき放送伝達、(本線)は、「噴火警報」、「噴火運報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

(二重線)は、上記の活動火山対策特別措置法第5条の規定による「噴火警報」、「噴火運報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。

特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(※)火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがある場合は、同時通報用無線、広報車等による伝達。

図11 伊豆東部火山群噴火警報等伝達系統図 <表1>

区分	名称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」 「地震活動の見通しに関する情報」

誤記の修正

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考																		
	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火警報（レベル4（<u>避難準備</u>）」 「火山活動解説資料」 「火山の状況に関する解説情報」 「噴火警報（レベル5（避難）」 「噴火速報」 <p>※ 火山活動が沈静化し、レベルを引き下げた際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 <p>が発表される場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「噴火警報（レベル4（<u>高齢者等避難</u>）」 「火山活動解説資料」 「火山の状況に関する解説情報」 「噴火警報（レベル5（避難）」 「噴火速報」 <p>※ 火山活動が沈静化し、レベルを引き下げた際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 <p>が発表される場合がある。</p>	<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正</p>																		
	<p>第2節 避難活動（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 1713 1024 1930">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2" data-bbox="794 1153 1024 1713">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1024 1713 1436 1930">「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必</td> <td data-bbox="842 1550 1024 1713">（レベル4（<u>避難準備</u>）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> <td data-bbox="842 1153 1024 1550">（レベル4（<u>避難準備</u>）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1024 1713 1436 1930">「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必</td> <td data-bbox="842 1550 1024 1713">（レベル4（<u>避難準備</u>）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）</td> <td data-bbox="842 1153 1024 1550">（レベル4（<u>高齢者等避難</u>）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（<u>高齢者等避難</u>）で直ちに</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>避難準備</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（ <u>避難準備</u> ）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>避難準備</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（ <u>高齢者等避難</u> ）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（ <u>高齢者等避難</u> ）で直ちに	<p>第2節 避難活動（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="794 922 1024 1137">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2" data-bbox="794 362 1024 922">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1024 922 1436 1137">「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必</td> <td data-bbox="842 759 1024 922">（レベル4（<u>高齢者等</u>）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応</td> <td data-bbox="842 362 1024 759">（レベル4（<u>高齢者等</u>）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（<u>高齢者等</u>）で直ちに</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1024 922 1436 1137">「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必</td> <td data-bbox="842 759 1024 922">（レベル4（<u>高齢者等</u>）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応</td> <td data-bbox="842 362 1024 759">（レベル4（<u>高齢者等</u>）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（<u>高齢者等</u>）で直ちに</td> </tr> </tbody> </table>	噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）で直ちに	「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）で直ちに	<p>災害対策基本法改正に伴う噴火警戒レベル4のキーワード変更による修正</p>
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																				
「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>避難準備</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（ <u>避難準備</u> ）で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）																			
「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>避難準備</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等）	（レベル4（ <u>高齢者等避難</u> ）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（ <u>高齢者等避難</u> ）で直ちに																			
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																				
「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）で直ちに																			
「レベル1（活火山であること）に留意）」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応	（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）の呼び掛けを実施する。（福祉避難所の開設を準備する。）（レベル4（ <u>高齢者等</u> ）で直ちに																			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧			新			備考
火山 21	<p>要と認めるとき</p>	<p>高齢者等避難を発令する。(避難所の開設を準備する。)</p>	<p>よう防災担当者準備、自主避難への対応等)</p>	<p>要と認めるとき</p>	<p>等)</p>	<p>きるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</p>	
	<p>「レベル4 (避難準備)」が発表されたとき</p>	<p>高齢者等避難を発令する。(避難所の開設を準備する。)</p>	<p>避難行動要支援者の避難を行う。</p>	<p>「レベル4 (高齢者等避難)」が発表されたとき</p>	<p>高齢者等避難を発令する。(避難所の開設を準備する。)</p>	<p>避難行動要支援者の避難を行う。</p>	
	<p>「レベル5 (避難)」が発表されたとき</p>	<p>避難指示を行う。(避難対象地域への立ち入りが必要であると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</p>	<p>避難指示を行う。(避難対象地域への立ち入りが必要であると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</p>	<p>「レベル5 (避難)」が発表されたとき</p>	<p>避難指示を行う。(避難対象地域への立ち入りが必要であると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</p>	<p>避難指示を継続する。</p>	<p>「レベル5 (避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4 (高齢者等避難)」又は「レベル5 (避難)」が発表されたとき</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考
火山 25	<p>「レベル4 (避難準備)」又は「レベル5 (避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4 (避難準備)」又は「レベル5 (避難)」が発表されたとき</p> <p>「レベル3 (入山規制)」又は「レベル2 (火口周辺規制)」に切り替えられたとき</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p> <p>第1節 復旧 (略)</p> <p>(3) 安全性の確認 (略)</p> <p>イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用</p>	<p>「レベル4 (高齢者等避難)」又は「レベル5 (避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4 (高齢者等避難)」又は「レベル5 (避難)」が発表されたとき</p> <p>「レベル3 (入山規制)」又は「レベル2 (火口周辺規制)」に切り替えられたとき</p> <p>(略)</p> <p>第4章 災害復旧計画 (略)</p> <p>第1節 復旧 (略)</p> <p>(3) 安全性の確認 (略)</p> <p>イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、<u>市ホームページ</u>、<u>SNS</u>等各種広報媒体を活用し</p>	<p>避難指示を行う。(避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</p> <p>※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する</p> <p>立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</p> <p>大規模地震等に関する情報及び</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考						
火山 26	<p>して、広く市民等への周知を図る。 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画 第1章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</p> <p>富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</p> <p>なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから(下表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和3年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ(平成16年版)及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。 (略)</p> <p>3 火山災害警戒地域の指定 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1380 1137 1428 1930"> <tr> <td>火山</td> <td>都道府県</td> <td>市町</td> </tr> </table>	火山	都道府県	市町	<p>て、広く市民等への周知を図る。 (略)</p> <p>II 富士山の火山防災計画 第1章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</p> <p>富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</p> <p>なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから(下表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和4年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ(平成16年版)及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。 (略)</p> <p>3 火山災害警戒地域の指定 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1380 347 1428 1137"> <tr> <td>火山</td> <td>都道府県</td> <td>市町</td> </tr> </table>	火山	都道府県	市町	<p>広報活動実施要領」及び「大規模地震等に関する情報及び広報活動実施細則」の改訂に伴う修正</p> <p>令和4年3月の第12回富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画検討委員会中間報告が承認され、当該計画の改定に向けた検</p>
火山	都道府県	市町							
火山	都道府県	市町							

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧			新			備考
火山 27	富士山	静岡県	三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町	富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	<p>討作業を令和4年度に延期することが決定したため。</p> <p>富士山ハザードマップに改定に伴い、静岡市、沼津市及び清水町が新たに火山災害警戒地域(活動火山対策特別措置第3条第1項)に指定されたため。</p>

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考																																																
<p>大火災 9</p>	<p>大火災対策編 II 大爆発対策計画 (略) 第2節 予想される災害 (略)</p> <table border="1" data-bbox="427 1151 991 1917"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年1月1日現在 (略)</p>	区分	計	屋内貯蔵所	8	屋外タンク貯蔵所	17	屋内タンク貯蔵所	9	地下タンク貯蔵所	69	簡易タンク貯蔵所	1	移動タンク貯蔵所	9	小計	113	給油取扱所	30	一般取扱所	21	小計	51	合計	164	<p>大火災対策編 II 大爆発対策計画 (略) 第2節 予想される災害 (略)</p> <table border="1" data-bbox="427 362 991 1124"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年1月1日現在 (略)</p>	区分	計	屋内貯蔵所	8	屋外タンク貯蔵所	17	屋内タンク貯蔵所	9	地下タンク貯蔵所	69	簡易タンク貯蔵所	1	移動タンク貯蔵所	9	小計	113	給油取扱所	30	一般取扱所	21	小計	51	合計	164	<p>時点修正</p>
区分	計																																																		
屋内貯蔵所	8																																																		
屋外タンク貯蔵所	17																																																		
屋内タンク貯蔵所	9																																																		
地下タンク貯蔵所	69																																																		
簡易タンク貯蔵所	1																																																		
移動タンク貯蔵所	9																																																		
小計	113																																																		
給油取扱所	30																																																		
一般取扱所	21																																																		
小計	51																																																		
合計	164																																																		
区分	計																																																		
屋内貯蔵所	8																																																		
屋外タンク貯蔵所	17																																																		
屋内タンク貯蔵所	9																																																		
地下タンク貯蔵所	69																																																		
簡易タンク貯蔵所	1																																																		
移動タンク貯蔵所	9																																																		
小計	113																																																		
給油取扱所	30																																																		
一般取扱所	21																																																		
小計	51																																																		
合計	164																																																		
<p>大火災 10</p>																																																			

令和4年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表

頁	旧	新	備考																														
<p>大事故 2</p>	<p>大規模事故対策編 I 道路事故対策計画及びII船舶事故対策計画、III沿岸排出油事故対策計画、IV鉄道事故対策計画、V航空機事故対策計画 (略) I 道路事故対策計画</p>	<p>大規模事故対策編 I 道路事故対策計画及びII船舶事故対策計画、III沿岸排出油事故対策計画、IV鉄道事故対策計画、V航空機事故対策計画 (略) I 道路事故対策計画</p>																															
<p>大事故 4</p>	<p>第3節 予想される事故と地域 1 市内の道路状況 (令和2年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="566 1153 798 1915"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>2</td> <td>55,398</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14</td> <td>119,611</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>3,110</td> <td>990,016</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,126</td> <td>1,165,025</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	一般国道	2	55,398	県道	14	119,611	市道	3,110	990,016	合計	3,126	1,165,025	<p>第3節 予想される事故と地域 1 市内の道路状況 (令和2年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="566 369 798 1120"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>2</td> <td>55,398</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>14</td> <td>119,611</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>3,110</td> <td>990,016</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,126</td> <td>1,165,025</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長 (km)	一般国道	2	55,398	県道	14	119,611	市道	3,110	990,016	合計	3,126	1,165,025	
道路の種類	路線数	実延長 (km)																															
一般国道	2	55,398																															
県道	14	119,611																															
市道	3,110	990,016																															
合計	3,126	1,165,025																															
道路の種類	路線数	実延長 (km)																															
一般国道	2	55,398																															
県道	14	119,611																															
市道	3,110	990,016																															
合計	3,126	1,165,025																															
	<p>2 市内の交通量 伊豆市内 (国道136号：県道12号交点～県道129号交点) における平均交通量は、平日が16,456台/12hである。(平成22年道路交通センサス)。また、平均大型車混入率は11.4%である。</p> <p>3 市内の交通事故件数等 令和3年中に大仁警察署管内で発生した交通事故は2,229件 (人身329件、死者7人、負傷者427人、物損1,900件) 伊豆市内で発生した人身事故は117件 (死者4人、負傷者159人) となっている。</p>	<p>2 市内の交通量 伊豆市内 (国道136号：県道12号交点～県道129号交点) における平均交通量は、平日が16,456台/12hである。(平成22年道路交通センサス)。また、平均大型車混入率は11.4%である。</p> <p>3 市内の交通事故件数等 令和4年中に大仁警察署管内で発生した交通事故は2,490件 (人身293件、死者2人、負傷者394人、物損2,197件) 伊豆市内で発生した人身事故は89件 (死者2人、負傷者123人) となっている。</p>	<p>時点修正</p>																														